

第二部 税務

1. 企業所得税

(1) 企業所得税の優遇事項「自己判断」で管理 (18TA13) 第13回 2018年6月

このアラートで検討している法規：

「改正後の『企業所得税優遇政策事項処理弁法』の公布に関する国家税務総局の公告」，国家税務総局公告 2018 年第 23 号，以下「23 号公告」，2018 年 4 月 25 日公布

『『企業所得税優遇政策事項処理弁法』の公布に関する国家税務総局の公告」，国家税務総局公告 2015 年第 76 号，以下「76 号公告」），2015 年 11 月 12 日公布

ここ数年間で中国政府は各種の優遇税制及び監督管理許可について、事前審査制度から届出制に段階的に移行し、詳細に審査を行うための事後審査制度も効果的に併用している。

企業所得税については、2015 年に国家税務総局が公布した「2015 年第 76 号」で企業所得税優遇事項の事前審査制を廃止して、一律に届出制に統一した。2018 年 4 月 25 日に公布された「2018 年第 23 号」では、さらに踏み込んで届出制度を撤廃し、より簡素化された方式の「自己判断、申告享受、事後審査に備えて関連資料を保存」に置き換えた。同公告は 2017 年企業所得税確定申告から適用されている。

「自己判断、申告享受、関連資料の保存と調査準備」の処理方法

23 号公告は 76 号公告を下記の通り調整した。

- **企業所得税の優遇享受手続を簡素化**：納税者は優遇事項を享受するために、以前のように関連資料の提出を伴う届け出手続が必要なくなり、規定されている優遇事項の要件に該当するかどうかを自らで判断し、企業所得税納税申告表に記入する事で優遇税制を享受する。なお、企業は従来の届出手続に必要な資料を全て保管し、税務機関の事後審査で必要時に提出する。
- **資料は「主たる資料」と「その他資料」に区分される**：納税者企業は、「企業所得税優遇事項管理目録（2017 年版）」（以下「2017 年版目録」）の定めに従い、主たる資料

となるメイン資料の保存・整理を行い、優遇事項を享受できるレベルに応じてその他資料を保存し、税務機関が事後に監督・管理する際の正確な判断材料にならないといけない。

- **事後管理の強化** : 23号公告では、ソフトウェアまたは集積回路産業などの優遇事項を享受する納税者は、年度確定申告期間の終了前（5月31日以前）に、2017年版目録の「事後管理要求」（主たる資料）リストに記載して税務機関に情報を提供しなければならない。その他の優遇事項の審査は、各省レベルの税務局（計画単列市の税務機関を含む）が統一的に手配し、事後管理を行う。

- **企業所得税優遇事項リストの更新（2017年版）** : 企業所得税の優遇事項は、免税収入、所得減額、追加控除、加速償却、税額控除、優遇税率などである。2017年版目録は、2015年版目録を更新したもので「目録」、「税減免政策コード目録」、「企業所得税年度納税申告表（A類、2017年版）」などの異なる書類に記載されている優遇事項の名称を統一した。

KPMG中国の所見

23号公告は納税者に大いに歓迎されるだろう。「自己判断」の管理手法を活用する事で、納税者にはコンプライアンスコストの引き下げ（例えばハイテク企業の税率15%）の効果をもたらすだろう。同公告は、2017年に公布された「税総発[2017]101号文」で要求している税務機関の「放管服（行政の簡素化と権限委譲、監督管理能力の強化、権限委譲の結合、サービス向上）」の改革に合致する。

しかし、同公告は、優遇事項の要件に該当するかどうかの判断を納税者に責任転嫁するものであり、納税者にとっては、事後審査によって優遇税制の不当享受で処罰されるリスクが高まる事になる。このため、納税者は優遇事項の評価と審査準備について合理的に監督・管理を行い、必要時には外部専門家にも助言を求め、内部税務リスク・マネジメントシステムを改善・検討しておかなければならない。

(2) 研究開発費の割増損金算入比率75%を適用 (18TA17) 第17回 2018年7月

このアラートで検討している法規

李克強首相が7月23日に開催された国務院常務会議において、研究開発費の割増損金算入制度について講演。

李克強首相は、2018年7月23日に開催された国務院常務会議で企業の研究開発費の割増損金算入比率75%の適用について、範囲を中小科学技術企業（科技型中小企業）から全業種まで拡大すると発表した。その減税効果の試算は650億元前後と見込まれている。

研究開発費の割増損金算入政策は2008年から導入されており、既に10年が経過し、適用要件も次第に緩和されている。例えば、申請手続きからはプロジェクト鑑定が廃止され、2017年度の企業所得税確定申告前の税務機関への届出も不要となった。また、損金算入可能な費用も、外部招聘の研究開発員の人件費、研究開発者のストックオプション、厚生福利費などが追加された。2017年から中小科学技術企業に割増損金算入比率75%が適用されているが、今回はこの研究開発費の割増損金算入比率75%が適用される対象企業が全業種まで拡大された。このように、中央政府によって研究開発費に対する割増損金算入政策が推奨されたことから、企業にとっては研究開発活動に対する投資拡大の効果として研究開発費の割増損金算入を享受する事ができるようになった。

また、税務機関は同政策の実施とともに適用要件を緩和し、同時に企業の割増損金算入後の税務管理プロセスを強化する方針である。割増損金算入政策の適用申請を検討する企業は、下記に留意して準備・対策を行う事を提案する。

- 速やかに割増損金算入規定の適用要件を自社で具備しているか否かを確認し、自社の所定の要件に適合する研究開発プロジェクト及び研究開発費を特定する。
- 社内の研究開発プロジェクト管理を改善し、研究開発プロジェクトと研究開発費の対応関係に細心の注意を払いながら、政策・規定に従って自社の実態を踏まえた研究開発プロジェクト管理と研究開発費の集計に関連する文書化を確実に実施する。

なお、現時点でも今回改正された政策が正式に発布されていないため、一部の具体的な規定を参考にしても、75%の割増損金算入政策が過年度まで遡及適用が可能となるのか、或いは割増損金算入できる費用の範囲がさらに拡大されるのかは明確ではありません。KPMG中国は今後も引き続き研究開発費に関する新規定の動向を注視しながら最新情報をタイムリーに発信します。

研究開発費の割増損金算入に関する参考規定は下記を参照ください。

- 「チャイナタックスアラート：科技型中小企業が研究開発費の割増損金算入比率75%を適用可能」(第14回、2017年5月)
- 「チャイナタックスアラート：国家税務総局が研究開発費の割増損金算入政策の実施を強化」(第6回、2017年2月)
- 「チャイナタックスアラート：研究開発費の割増損金算入政策の最新動向」(第3回、2016年1月)
- 「チャイナタックスアラート：研究開発費の割増損金算入に関する新規定を公表」(第31回、2015年11月)
- 「2018年税務最前線」シリーズの「持続成長に向けてー中国のR&D優遇税制」

企業が優遇税制を有効利用できるように、割増損金算入政策の動向に十分注視しておく必要がある。また、優遇税制を適用して得られるメリットを最大化して自社の税務リスクの低減化を図るには研究開発プロジェクト及び研究開発費の管理を税務専門家と相談する事を提案する。

2. 増値税

(1) 中国政府が重要な増値税減税措置を公布、増値税法立法の新たな段階に移行 (19TA08) 第8回 2019年3月

このアラートで検討している法規
李克強総理による政府活動報告, 3月5日

背景

李克強国家総理は、2019年3月5日に開催された第13期全国人民代表大会第2回会議（「两会」）で政府活動報告を行い、製造業などの業界で現行適用されている増値税率を16%から13%に、交通・運輸業や建設業などの業界の現行増値税率を10%から9%に引き下げる事を公布した。この重要な変化は、企業や消費者にとって間違いなく朗報であり、また、中国政府が特定業界の経済活力を高め、税負担軽減に向けて重要な一歩を踏み出した事を示している。

中国政府はこれまでも増値税を経済調整の重要なツールとして活用してきた。今回の政府活動報告からも、このような政策意図が表れている。中国政府は、過去1年以内に既に増値税の最高税率を約25%軽減した事になる。中国の増値税率は、2018年5月1日からそれまでの17%から16%に軽減され、今、それをさらに13%にまで引き下げる予定である。今回の税率調整後、中国増値税の最高税率は、OECD諸国の付加価値税の平均税率である19%を大きく下回る事となる。

今回の税率引下げは、中国の増値税改革の新たな一歩となるだろう。政府活動報告によると、現行の3税率区分の増値税率（即ち、今回改正後の増値税率6%、9%、13%）は、今後徐々に2税率区分の増値税率に簡素化される予定である。2019年から2020年にかけて、現行の増値税暫定条例及び営業税から増値税への移行改革に関する試行政策などは増値税法に統合される。中国政府は、増値税法の立法において、どの程度まで増値税改革を推進し、且つOECDの増値税基本原則に歩み寄るかが注目される。

今回の政府活動報告によると、税率の引下げに加えて、他の増値税優遇税制も取り入れる見込みである。例えば、生産や生活関連サービス業に対して仕入税額割増進

加控除などの措置があり、全ての業界で税負担の軽減による恩恵を享受できる事を確保する。今回の増値税率の調整は、税務上の処理に大きなチャレンジをもたらす事はないように見えるものの、企業は依然として多くの問題点を考慮しなければならぬ。本アラートではこれらの問題点を詳述する。

新税率の適用開始日

李克強総理は、政府活動報告において、新税率の適用開始日について言及していないものの、それを2019年の税務改革目標の1つとして掲げているため、近日中に関連する税務法令が公布される見込みである。2018年の税率調整への対応経験から、企業は近いうちに税率引下げによる恩恵を享受できるだろう。このため、企業は新税率の適用に向けて、業務やシステム面において入念に準備しなければならない。

影響を受ける業界

政府活動報告によると、製造業などの業界では13%の増値税率を適用し、交通・運輸業や建設業などの業界では9%の増値税率を適用すると示している。

これまでの増値税率調整への対応経験、特に2018年3月公布の増値税率引下げ政策（製造業などの業界で適用される増値税率を17%から16%に、交通・運輸業、建設業、電気・通信サービス業などの業界及び農産品などの貨物に適用される増値税率を11%から10%に引き下げた）を振り返ると、現時点で16%及び10%の増値税率を適用している課税項目の適用税率をそれぞれ13%及び9%に引き下げる事は合理的に予測できる。増値税率をこのように調整してこそ、中国政府の税率区分の簡素化目標に合致できる。また、増値税率引下げの目的の1つが消費者の経済活動の活発化であるならば、いかなる税率の引下げも必然的に小売分野に転嫁されるため、今回の税率調整は経済活動においてある特定段階のみに適用されるものではない。したがって、今回の税率調整は幅広く適用されるものと予測される。

近々公布される正式な政策文書は、下記税率の適用範囲を明確化するだろう。

適用範囲	現行税率	2019年から適用開始の新税率
物品販売、加工、修理補修の役務、動産のリースまたは商品の輸入	16%	13%
交通・運輸、郵便サービス、電信サービス、建築・不動産リースサービス、不動産販売、土地使用权譲渡、農産物・水道・石油ガス等の物品の販売または輸入	10%	9%

適用範囲	現行税率	2019年から適用開始の新税率
金融サービス、現代サービス(研究開発及び技術サービス、ITサービス、文化創意サービス、物流サポートサービス、鑑定・コンサルティングサービス、放送サービス、ビジネスサポートサービス及びその他)、生活サービス(文化・スポーツサービス、教育・医療サービス、旅行・娯楽サービス、飲食・宿泊サービス、住民への日常サービス及びその他)の提供	6%	6%

政府活動報告は、全ての業界の税負担軽減を目的としており、増加する業界はないとしているが、現段階ではまだ具体的な政策内容を公表していない。同報告では、現行の6%の税率をそのまま据え置く事を示した。しかし、6%の税率で売上増値税を納付する業界でも、今回の税率調整による恩恵を享受できる。なぜなら、仕入段階で13%または9%の税率を適用する事で、仕入価格の低減に繋がる可能性が高いためである（例えば、支払う不動産賃貸料、企業が経営過程で使用する設備や他の間接原価など）。

KPMG中国の所見

増値税率の引下げは企業や消費者が一様に待望してきたテーマである。今回、物品類の貨物に適用されてきた増値税率が16%から13%に引き下げられる事は、中国政府が現行の3税率区分の増値税率を2区分にさらに簡素化させ、増値税法の立法段階に移行しようとする目標を着実に進めている証しである。しかし、政府活動報告によると、現行の6%の税率を据え置く事から、現時点では、増値税率が将来的に13%及び9%の2区分になると即断するのは時期尚早である。企業が上述の税率調整にスムーズに適用できるためには、税率の引下げによる売上税額への影響に注目だけでなく、税負担の軽減が仕入価格の低減につながる事も保たなければならない。このため、サプライヤーとの幅広い協議が必要である。

重要な事は、税率16%と10%の2区分の増値税率をそれぞれ13%と9%に引き下げる事で企業にとっても重要な影響をもたらすだろう。今後、企業は下記の課題を検討する必要がある。多くの課題は、未だに公表されていない実施細則及び税務担当官の解釈によって明確にされるであろう。新税率の適用開始日はまだ公表されていないものの、それによる主な影響を重視する必要がある。

論点	影響
納税義務の発生時期	新税率の適用開始日が公表された後も、下記のどの時点で課税されるのか未だに明確ではない。 (a) 増値税の課税対象となる取引(行為)の発生時点 (b) 納税者が売上税額を計上すべき時点、または (c) 増値税専用發票の発行時点 この問題はさらに明確にされなければならない。増値税改革の対応経験を前提にすれば、原則的に上記(b)が適用されるだろう。
前払金の取扱	納税者が新税率の適用開始日以前に受領し、適用開始日以降に消費される貨物或いはサービスに対する前払金は改正後の増値税率を適用可能か否か不明確である。例えば、航空業界では、顧客が新税率の適用開始日以前に、適用開始日以降の航空券を予約・購入する場合がある。
みなし販売	サプライヤーが新税率の適用開始日以前に購入した貨物(税率16%で仕入増値税控除)を、適用開始日以降に贈与に使用した場合、みなし販売をどのように合理的に適用税率を確定するか。
製品売上の返品	新税率の適用開始日以前に販売された貨物が適用開始日またはそれ以降に返品された場合、販売業者の売上税額及び販売先の仕入税額を控除するには、赤字發票を発行しなければならない。控除処理を行う際の適用税率はいずれも13%でなく16%である。このような状況の場合、実務上で下記の問題が発生する。即ち、適用開始日またはそれ以降の新規取引の貨物は税率13%を適用するか否かである。また、サプライヤーも税率の改正が受注に影響してくると予測し、それは顧客側が増値税の低税率を適用できるよう大口貨物の発注を新税率の適用開始日以降に遅らせる可能性が高いからである。
契約上の条項	契約書に増値税に関する条項がある場合、価格表示に増値税を外税で表示する場合には当該契約は新しい増値税率を適用するのは容易である。なぜなら販売用貨物の適用税率を16%から13%に改めるだけでよい。 但し、契約書に増値税に関する条項が税込価格の内税で表示されている場合、契約上から調整が困難である。なぜなら、税率軽減された分がサービス受入側に帰属するか否かが往々にして取引当事者双方で交渉すべき問題として浮上する。 将来的に増値税率が再び改正され、2区分に簡素化・統合される事も想定し、増値税の税込価格で表示する方法は重要な問題となるだろう。
価格設定	販促活動で販売価格を表示している企業は、消費者に節税のメリットを享受してもらうため販売価格の表示を調整すべきである。調整しなければ市場競争力を一段と落とす事になる。
年度価格表	一部業界のサプライヤーは毎年、年明け早々に年度製品価格表(標準価格表)を設定する慣習がある。このようなケースでは、サプライヤーは増値税率の軽減に伴う年度価格表に記載の製品価格の見直しの可否が問題となる。

論点	影響
棚卸資産	企業が棚卸資産を購入する場合には増値税率16%を適用するが、税率調整以降に販売する場合では増値税率13%を適用する事になる可能性がある。
割引の取扱	数量に応じた割戻または価格割引は、割引対象取引で控除できない場合（対象取引の発票に直接表記、または追って、取引の金額から控除するには赤字発票の発行が必要）、次の取引で金額控除する。新税率の適用開始日以前に割引されても適用開始日以降に販売価格から控除されるのであれば当該割引額は実質的に低下している。
製品価格の改定	一部業界の慣行では、各製品価格の小数点以下を四捨五入若しくは製品価格888元のように特徴的に設定している。このようなケースでは増値税率の軽減は必ずしも価格低下に直結しないため、サプライヤーの利益は増える事になる。サプライヤーの製品価格改定動向についても注視する必要がある。
不動産の取得	財税[2016]36号規定によれば、2016年5月1日以降に取得した有形固定資産に計上されている不動産または2016年5月1日以降に取得した不動産建設プロジェクト（建設仮勘定）に関する仕入税額は、取得日から2年の間で売上税額から控除可能である。1年目に控除できる仕入税額率は60%で2年目が40%である。当該2年の間に新税率の適用開始日が含まれる場合、2年目の仕入税額を計算する際に適用する税率は9%となるか、それとも改正前の10%とするかが問題となるが、後者が合理的であろう。
転用資産（用途変更）	財税[2016]36号規定では、資産の用途を変更した後の仕入税額控除が明確にされている。例えば、仕入税額控除可能な項目から、仕入税額控除が出来ない項目へ改める事が認められている（逆もまた然り）。これにより、資産の用途を変更した後の仕入税額の計算は改正後の増値税率となるのか、それとも改正前の増値税率を適用するのが問題となる。上述同様に、後者が合理的であろう。
輸出貨物の増値税還付率	製品貨物の輸出に対して増値税はゼロ税率が適用されるが、異なるHSコードに対応する輸出貨物品に適用される輸出増値税の還付率は異なっている。このため、現行の輸出増値税還付率0%、6%、10%、13%、16%は国務院の定めに従い調整される可能性が高い。
システムの変更	企業は仕入税額を処理する、或いは売上税額を処理する場合、いずれも13%と9%の税率を適用して処理できるようにITシステムを変更しておかなければならない。

支援サービス

貴社が今回の増値税改正に伴うサポートをご希望される場合には、KPMG中国の税務コンサルティングチームまで、お気軽にご連絡ください。

(2) 国際的な先進的実務経験に沿って歩む中国の増値税改革 (19TA12) 第12回 2019年3月

このアラートで検討している法規

「増値税改革の深化にかかる関連政策に関する公告」, 財政部, 税務総局, 税関総署公告 2019 年第 39 号 (以下「39号公告」)

「増値税改革の深化にかかる関連事項に関する公告」, 国家税務総局公告 2019 年第 14 号 (以下「14号公告」)

「増値税納税申告の調整関連事項に関する公告」, 国家税務総局公告 2019 年第 15 号 (以下「15号公告」)

背景

国務院、財政部、国家税務総局、税関総署が公表した新たな増値税政策及び実施細則は、中国の増値税政策をOECDの原則により適合させた。これらの動向は企業に利益をもたらし、企業全体の税負担を軽減し、政府が業界の経済活力を高めるための着実な一歩となった。

政策発表の経緯を振り返ると、2019年3月5日の政府活動報告で現行適用されている16%の増値税率を13%に、10%の増値税率を9%に引き下げる事を公布した。また、李克強首相は、上述の税率が4月1日から発効する事を明らかにした。なお、2019年KPMGチャイナタックスアラート第8回では、これらの変更について全面的に分析している。

国務院が2019年3月20日に実施した常務会議決議に基づき、財政部、国家税務総局及び税関総署は共同して2019年3月21日に39号公告を公布し、国家税務総局は14号公告と15号公告を公布した。これらの新政策は、中国が長年にわたって国際的な増値税の先進的実務経験を実践する過程で獲得した重要な進歩と言える。また、増値税率の引き下げに加えて、新しい仕入税額控除範囲、留保税額増額の還付、發票発行の引継ぎ、確定申告などのコンプライアンス問題について明確にした。具体的には以下の通りである。

- 増値税期末留保税額還付の試行。
- 特定業界に対する10%の仕入税額追加控除。
- 税率変動に応じた輸出増値税還付率と農産品控除率の調整。
- 不動産の取得または不動産に係る建設仮勘定の仕入税額の一括控除。
- 中国国内旅客運送サービスを控除範囲に含める。

具体的な措置について以下に検討する。

増値税期末留保税額還付

長年にわたって、中国増値税制度の主な特徴として、増値税仕入税額の期末留保税額の還付が申請できなかった（ゼロ税率を適用する輸出業務を除く）。このため、増値税期末留保税額はただ翌期に繰り越して将来の申告期間に増値税売上税額を控除するしかなかった。本店または支店における多額の使用不能な増値税仕入税額の留保税額を避けるため、複雑なタックス・プランニングが必要であった。これにより、企業の設立初期と発展段階においてキャッシュ・フロー問題も発生する可能性があった。

2019年第39号公告によると、2019年4月1日より増値税期末留保税額還付制度を試行する。主な留保税額増額の還付に関する制限は下記の通りである。

- 2019年4月の申告期間から6ヶ月連続（四半期毎に申告納税する場合、2四半期連続）で留保税額増額がプラスで、且つ6ヶ月目の留保税額増額が50万元を下回らない場合（留保税額増額とは、2019年3月末と比べて新たに増加する期末留保税額をいう）。
- 納税信用格付けがAまたはBである場合。
- 税金の還付申請前の36ヶ月の間で留保税額還付金と輸出還付金の詐取、増値税専用發票の虚偽発行、または脱税によって税務機関に2回以上処罰された事がない場合。
- 2019年4月1日から即徴即退、先徴後返（退）政策（「即徴即退」とは徴収したものを即時返還する事、「先徴後返（退）」とは、先に規定通り納税し、後で払い戻す事をいう）を享受しない場合。
- 税金の還付は2019年4月1日から増加した留保税額についてのみを対象とする。したがって、2019年4月1日以前の増値税留保税額は事実上還付されない。
- 納税者の当期還付可能な留保税額増額は、「留保税額増額×当期仕入税額の構成比率×60%」とする。仕入税額の構成比率は、2019年4月から税金還付申請前までの申告期間の間に控除済み増値税専用發票（自動車販売統一發票を含む）、税関輸入増値税専用納付書、源泉徴収納税証明書に明記された増値税額が同期間の控除済み仕入税額に占める割合である。

これは中国政府が初めて出した増値税留保税額還付の「試行」案ではない。
また、中国は他の諸国と異なり、現在、外国企業の増値税納税者の登録を許可しておらず、発生した原価費用に対応する仕入税額の控除または還付も許可していない。したがって、中国の増値税制度とOECDの原則は依然として一定の差異がある。

仕入税額の追加控除

現在、他の諸国に増値税仕入税額追加控除政策の先例はないが、39号公告によると、2019年4月1日から2021年12月31日まで、生産・生活サービス業の納税者は当期控除可能な仕入税額を10%加算して追加控除する事が認められる。生産・生活サービスには下記が含まれる。

- 郵政サービス
- 電気通信サービス
- 現代サービス（研究開発と技術サービス、情報技術サービス、文化創意サービス、物流支援サービス、賃貸サービス、認証コンサルティングサービス、放送映像サービス及びビジネス支援サービスなどを含む）
- 生活サービス（文化スポーツサービス、教育医療サービス、旅行娯楽サービス、飲食宿泊サービス及び住民日常サービスなどを含む）

なお、仕入税額の追加控除政策は、生産業者、卸売及び小売業者、加工修理補修役務提供者、交通運送サービス業者、建築サービス業者、金融サービス業者、不動産販売及び無形資産販売業者に適用されない。

また、39号公告は、追加控除政策の適用方法について下記一連の規定を設けた。

- 納税者が生産・生活サービス業で得た売上高は売上高総額の50%以上を占めなければならない。
- 2019年3月31日以前に設立した納税者は、2018年4月から2019年3月までの期間の売上高（経営期間が12ヶ月未満の場合は、実経営期間における売上高とする）について判断する。また、2019年4月1日以降に設立した納税者は、設立日からの3ヶ月間の売上高について判断する。
- 追加控除額の具体的な計上方法及び繰越方法。
- 納税者の商品・サービス輸出、越境課税対象行為は追加控除政策を適用しない。

追加控除政策の関連業界への影響は、利益水準と仕入構造によって決まる。理論的に言えば、仮に税率6%を適用した場合、企業の仕入活動の半分が増値税課税対象

となり、追加控除により当該企業の増値税実効税率が0.5%低下する可能性がある。管理を容易にするため、納税者は専門帳簿を設置して追加控除額の計上と繰越を記録する必要がある。

増値税還付率の調整

中国増値税制度独自の特徴は、商品輸出について増値税はゼロ税率が適用されるが、「ゼロ税率」の概念が国際的に用いられる増値税用語での意味と異なる。特に商品の輸出においては売上税額を支払う必要がないが、輸出業者は関連コスト（例えば、輸出商品の生産に必要な原材料とその他消耗品）について仕入税額全額控除を申請できない可能性がある。還付率は、商品に適用されるHSコードに基づいて決定される。

還付率は、広範な原則を反映している。つまり、政府は、生産過程で汚染物質を生産する輸出商品に比べて、輸出を奨励する製品に全額での、またはより高い還付率を得る資格を与えている。

増値税率の引き下げに伴い、政府は関連の増値税還付率を調整した。2019年4月1日以前及び以降の増値税還付率は下記の通りである。

期間	増値税還付率					
2019年4月1日以前	0%	5%	6%	10%	13%	16%
2019年4月1日以降	0%	5%	6%	9%	13%	13%

移行期間の問題を解消するため、2019年6月30日までは具体的な状況に基づき購入時に適用される（より高い）増値税率によって増値税還付率を決定する事ができる。

不動産または不動産に係る建設仮勘定の仕入税額の一括控除

39号公告によると、増値税一般納税者が取得した不動産または不動産に係る建設仮勘定の仕入税額は、2年に分けて売上税額から控除する制度は廃止される。その代わりに、増値税課税行為のために取得した不動産または不動産に係る建設仮勘定の仕入税額は一括控除できる。また、移行期間に関する規定として、新政策の発効時の当該未控除の仕入税額残高は2019年4月の申告期間より売上税額から控除する事ができる。

また、14号公告は、不動産の「用途変更」について規定し不動産の実際の用途と予定

されていた用途が異なる場合、必要に応じて仕入税額を調整しなければならない。

中国国内旅客運送サービスを控除範囲に含める事の企業に対する影響

39号公告によると、納税者が購入した国内旅客運送サービスに関する仕入税額は、売上税額から控除する事ができる。つまり、2019年4月1日より、企業が国内の航空、鉄道及び道路、水路輸送サービス（増値税専用発票、増値税電子普通発票、旅客身分情報を含む証憑の取得）を利用した場合にも、その費用に関連した仕入税額を控除する事ができる。

これらの変更は出張旅費に大きな影響を与えるであろう。特に、増値税一般納税者として登録している企業は、従業員の出張の際に旅客運送に関する増値税専用発票及びその他の仕入税額を計算・控除できる証憑を取得しなければならない。

企業は、交通輸送サービスプロバイダと契約を直接締結する（増値税専用発票の発行を容易にするため）などの対応策を講じる事もできる。

新政策は、その他の仕入税額を計算・控除できる証憑（増値税電子普通発票、旅客注文確認書、鉄道乗車券或いは他の類似したチケットなど）の使用を認めている。もし、交通輸送サービスプロバイダが発票システムをアップグレードさせて増値税専用発票の発行をサポートできれば、上述の証憑に依存するというような状況は少なくなるであろう。

企業は、下記の項目を区別するため、システムとプロセスをアップグレードする必要がある。

- 国際輸送（増値税免除）と国内輸送
- 業務目的の出張旅費と社員旅行など福利関連の旅費

これらの変更は、旅行会社や交通輸送サービスプロバイダに影響を与えるであろう。特に、多くの旅行会社は、顧客のニーズに応じて「旅行会社の差額」方法または「転売」方法を選定して増値税を計算して増値税発票を発行する。新政策では今後、輸送サービスの調達や手配において「旅行会社の差額」の方法を採用した場合、旅行会社にとっての優位性が得られなくなる。また、交通輸送サービスプロバイダは、顧客に発票を発行するためにシステムとプロセスをアップグレードする必要があるが、顧客にその他の仕入税額を計算・控除できる証憑を提供する場合、当該証憑に旅客身分情報が含まれている事を保証しなければならない。

まとめ

政府活動報告で言及された措置及び39号公告は、中国企業に大きな利益をもたらす。39号公告に加えて、企業の準備作業を順調に完了させるために移行期間における増値税の発票発行及び確定申告に関する政策も公布された。優遇政策を最大限に活用してコンプライアンス・リスクを軽減させるため、企業は新政策の円滑な遂行を図るために契約、会計処理、ビジネス・システム及び社内プロセスのレビュー・調整を短期間のうちに完了しなければならない。

KPMG中国の支援サービス

貴社が今回の増値税改正に伴うサポートを希望される場合には、KPMG中国の増値税チームまたは税務コンサルティングチームまで、お気軽にご連絡ください。

3. 個人所得税

(1) 個人所得税法の修正案を全人代の審査に提出 — 税制改革草案 (18TA14) 第14回 2018年6月

このアラートで検討している法規

「中華人民共和国個人所得税法修正案（草案）」に関する説明（以下「草案」）

2018年6月19日、「中華人民共和国個人所得税法修正案（草案・審査提出用稿）」が第13回全人代・常務委員会第3次会議の審査に提出され、中国の個人所得税修正がようやく決定的な一歩を踏み出した。早くも国務院で承認された草案について、財務大臣が説明会上で発表した。

現時点の個人所得税法修正案の主な内容

- 税務上の居住者身分の判定：草案は国際的な慣行から個人に対する居住者及び非居住者の概念を導入している。また、居住者及び非居住者の判定基準について、現行の「中国国内に1年以上居住しているか否か」を、「中国国内に183日以上居住しているか否か」に改めている。
- 同一の帰属利益を通算：草案は賃金給与、役務報酬、原稿料、ロイヤリティー収入の4項目（以下「総合所得」）について包括的な税範囲に統合し、一律に超過累進税の税率を適用している。また、個人所得税は、個々の居住者の年間所得を通算して計算し、非居住者は月次または4項目を基に所得を得た都度計算する。また、「個人事業主の生産・経営所得」は「経営所得」に改められ、「企業・公的機関の請負経営、リース借受経営の事業収入」は実際状況に応じて個別に総合所得若しくは事業所得に算入する。

事業所得、利子・配当・割増配当、家賃収入、譲渡所得、一時所得とその他の所得は従来通り、種類課税を適用し、関連規定に従って個人所得税を計算する。

- 税率構造を最適化：総合所得税率－現行の賃金・給与所得税率に基づいて、毎月の課税所得は年度計算として調整された。また、草案は一部の税率プロットを最適化し、3%、10%、20%の3段階の税率構造に改めている。同時に、税率3%のプロット幅が拡大した。現行税率の10%が適用されている一部の所得につい

ては、税率が3%に引き下げられ、10%の税率の範囲を広くしている。さらに、税率20%が適用されている所得と同じく、税率25%が適用されている一部の所得は、ともに税率10%まで引き下げられている。現行税率の25%が適用されている一部の所得は、税率20%に引き下げられて、25%に適用する範囲を縮小している。なお、30%、35%、45%の3段階の比較的に税率が高い対象範囲は調整していない。

事業所得税率－現行の個人事業主の事業所得、企業・公的機関の請負経営・リース借受経営の事業収入の所得税率は5%～35%の5段階税率に据え置かれ、各段階の対象範囲が適切に調整された。なお、最上位の税率下限が10万元から50万元に引き上げられた。

- **総合所得の基礎控除額を引き上げ**：総合所得の基礎控除額を月額5,000元（6万元／年）に引き上げられた。中国に住所を有していなく、中国で賃金給与を取得する納税者、及び中国に住所を有しながら中国で賃金給与を取得する納税者の両方に適用する。現行の1,300元／月の付加控除額が廃止された。
- **特別控除項目を追加**：現行個人の基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金の控除項目及びその他の控除法案の実施を継続し、子供教育費、継続教育費、重病治療費の支出、住宅ローン利息及び賃貸住宅など国民生活に密接に関係している生活特別控除項目を追加されている。
- **租税回避防止条項を追加**：企業所得税法に規定された租税回避防止の条項を参照し、下記の条項を追加した。個人が独立者間取引原則を遵守せずに財産を譲渡する、海外のタックス・ヘイブンで租税回避する、不当なビジネスアレンジメントを行って不正に税制上の利益を獲得する行為などに対して税務機関は合理的方法で納税を調整する権限を有す。上述の行為に対しては、税務機関が納税調整を行い、税金の納付が必要な場合、税金を追徴且つ法に従い利息を徴収する。

KPMG中国の所見

草案について、財政部が注記で税制改革について2つの重要なメッセージを挙げた。

1. 今回の税制改革の目的は、個人所得税の基礎控除額の引き上げ、同性質の所得を合算し、特別控除項目を追加するなどによって、所得分配制度の改善及び給

与所得者の税負担を合理的に軽減する事を図る。

2. 同時に、現行の個人所得税法が税制改革に符合しない条項を改めた。国際的な慣行に従い、改革の実施に必要な内容を補足・完備し、税制度の欠陥を補い、国庫への税収権益を保護した。

合理的な税負担軽減

草案は、一部の所得に総合課税を適用し、税率の構造を最適化して総合所得の基礎控除額を引き上げ、特別控除項目を追加し、中・低所得層を中心に給与所得者の所得税負担を効果的に軽減させている。

しかし、財政部の説明からは、実施基準と特別追加控除の管理要求について詳しい言及はない。これは今後、個人所得税改革に国民の注目の焦点の1つになるだろう。

税制修正は、現行制度の下で外国人が同制度を享受できる特別控除項目を廃止し、子どもの教育費や賃貸住宅の特別控除項目を追加している。これは、新政策の公布に伴って外国人に対する現行の免税優遇政策が廃止され、課税の国民待遇の原則を徹底する事を意味しているものなのか。

国民の税務上の権利と利益の保護

居住納税者の概念の導入

草案は、居住者而非居住者の概念を明確にした。中国居住の期間の判定基準について、現行の「1年以上居住しているか否か」を、「183日以上居住しているか否か」に改めている。今回の新政策は、下記に記した要因や修正を導入するのか否かについて、直接、中国における外国人、駐在員と、香港、マカオ、台湾の居住者に対して中国における課税の範囲と仕事のアレンジメントに影響してくるだろう。

- 居住者身分の判定に際して、居住の期間のほかに個人の永住権、利害関係の中心地、常用の住居及び国籍のいずれも在留資格を判定する付加基準とするのか。
- 既存の規定では、中国国内に住居を有していないが5年以上居住する個人について、中国国内を源泉とする所得に関する現行の免税政策は取り消す若しくは変更するのか。
- 国税発[1994]第148号文によると、中国国内において、住所を有しない個人は中国内・外で非常勤の勤務状況の場合、中国国内における実際の居住期間に基

づいて課税範囲を確定する場合、草案の居住者身分の判定基準の変更とともに修正されるのか。

租税回避防止条項を追加

世界的に各国が租税回避防止に取り組んでいる環境下で、中国は103ヶ国・地域で反租税回避協定を既に締結している。同時に、中国は各国と、情報交換報告システム（CRS）を構築し、76ヶ国・地域と交換協定を締結して交流のメカニズムを確立した。草案は、中国が為替メカニズムの段階的な改善や特定の個人の租税回避策の導入を示す個々の租税回避規定を追加し、個人の租税回避防止に対し一層強化する姿勢を鮮明にしている。

KPMG中国の所見

総じて、草案の提出は、税制改革が決定的な一歩を踏み出した事は間違いない。ますます完備される管理システムは、直接個人所得税のコンプライアンスの重要性と組み合わされていくだろう。同時に、企業は税制改革の動向に細心の注意を払い、税制修正の内容や要件を十分に理解し、社内人事政策、給与体系、税務管理を標準化してタイムリーに調整を図り、税制修正のメリットを享受するために、不必要な税金コストの増加に起因する手続上の不備を避けるべきである。また、個人は自身の業務、国内及び海外資産の手配に対しても税制改革の影響に細心の注意を払わなければいけない。企業及び個人は、コンプライアンスを合理的に取り決めるため、速やかに専門家に助言と提案を求めるべきである。

(2) 中国個人所得税法の修正案が可決 (18TA18) 第18回 2018年8月

本アラートの分析対象法規：

「中華人民共和国個人所得税法修正案」

3. 個人所得税

中国の「個人所得税法修正案（草案）」（以下「草案」）に対するパブリックコメントの受付が2018年7月28日に終了し、13万件を超えた今回のパブリックコメントは再び審議され、正式に2018年8月31日付で承認された。同草案は、習近平国家主席の署名によって2019年1月1日から主席令として施行する。改正された基本費用控除額と税率表については、施行前の2018年10月1日から適用される。

今回に改正された個人所得税の規定は、国民の関心度の高い税額計算、確定申告方法、課税範囲、課税方法、減免税範囲などである。

現行の中国個人所得税法に対する主な改正内容

KPMG中国は、今回の個人所得税法改正の動向を既に「チャイナタックスアラート」の2018年6月（第14回）と2018年7月（第16回）の2回にわたり詳しく解説した。新税制の内容は下記の通りである。

- 高齢者扶養費用が特別控除の対象：中国の高齢化社会に伴い高齢者の扶養のための費用負担がさらに深刻になっている。このため、草案は高齢者扶養費用を特別控除対象にした。
- 原稿料、サービス報酬、ロイヤリティー収入に対する優遇税制：修正案は役務報酬、原稿料、ロイヤリティーについて、収入の20%を費用として控除した後の金額を課税所得額にした。但し、原稿料についてはさらに上記控除をした後の金額に70%を乗じた額を課税所得額とする。
- 公益活動・慈善事業寄付金の課税所得控除を明確化：公益活動或いは慈善事業への寄付金は、寄付額が課税所得額の30%を限度として課税所得額から控除できる。但し、国務院の規定に基づき同事業への寄付金全額を控除する場合は、国務院規定を優先的に適用する。

- 源泉徴収義務者は、源泉徴収に関する情報を納税義務者に提供：源泉徴収義務者は、納税者が年度申告を行なうための個人所得及び源泉徴収税額の情報を納税者に提供しなければならない。

KPMG中国の所見

今回可決された修正案は、中国の税制改革の重要なマイルストーンとなった。国务院は実務対応を明確にするための実施細則を公表するだろう。また、国民の関心の高い問題点についても、公布が予定されている「個人所得税法实施条例」、及び関連ガイドラインで明確にされるだろう。

- ・ 中国国内に住居を有していない個人（香港・マカオ・台湾居住者を含む）が連続して5年以上中国に居住しない場合、国外に源泉を有する所得は引き続き免税対象となるのか。
- ・ 新税制によって年間賞与の計算方法はどのように変更されるのか？
- ・ 特別控除をどのように行うのか？ 或いは限度額が設けられるのか？
- ・ 外国人に対する免税優遇政策が引き続き適用されるのか？

KPMG中国は、納税者と企業が修正案に対する理解を一層高められるよう、潜在的な影響の度合いを評価する事を提案している。個人は自身の税収状況を再評価し、新たな税制に基づいた納税の方法を調整してタックス・プランニングを図るべきである。また、企業は源泉徴収義務者として以下の通り、個人所得税に関する源泉徴収のフレームワークを適時且つ効果的に更新すべきである。

- ・ 企業の人事制度を更新
- ・ 新人事制度を実施
- ・ 年度予算の配賦
- ・ 社内コミュニケーション
- ・ 個人の税務リスクを評価

上記に関する実務上で生じた疑問がある場合、下記までお気軽にお問合せください。KPMG中国は、実施細則の策定・公布に関する動向に注目し、「チャイナタックスアラート」で適時に報告します。

(3) 外商投資向け優遇措置——外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大 (18TA21) 第21回 2018年10月

このアラートで検討している法規

「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大に関する通達」, 財税[2018]102号

「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策関連問題に関する通達」, 財税[2017]88号

「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策の執行に関連する問題に関する公告」, (国家税務総局公告2018年第3号)

背景

財政部、国家税務総局などの4部門は2018年9月29日、共同で「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大に関する通達」(財税[2018]102号、以下「102号通達」)を公布した。同通達によると、外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策の適用範囲を外商投資禁止類に属さない全てのプロジェクト及び分野まで拡大した。

また、上述の四部門は2017年の年末に財税[2017]88号通達(以下「88号通達」)を公布した。同通達によると、2017年1月1日より、外国投資家が中国国内居住者企業から得た配当金を奨励類外商投資プロジェクトに直接投資する際、所定の要件を満たす場合、納税義務が繰り延べられ、源泉所得税の徴収猶予を受けられる。なお、奨励類投資プロジェクトとは、「外商投資産業指導目録」に記載された外商投資奨励産業目録及び「中西部地域外商投資優勢産業目録」に規定された経営活動である[詳細はKPMG「チャイナタックスアラート中国税務速報」(2017年第35回)を参照ください]。また、国家税務総局は2018年1月に2018年3号公告(以下「3号公告」)を公布し、当該優遇政策の執行に関連する問題について明らかにした。

今回公布された102号通達は2018年1月1日より実施され、上述した優遇政策の適用範囲を、奨励類外商投資プロジェクトへの再投資から外商投資禁止類に属さない全てのプロジェクト及び分野まで拡大した。外国投資家が2018年1月1日(当日を含む)以降に得た株式配当金、利益配当金などの持分投資収益を102号通達の条件に合致した対象に再投資する場合、納付済みの税額について、関連税額を実際に納付した日から3年以内に当該政策の追加適用を申請でき、納付済みの税額が還

付される。

KPMG中国の所見

今回公布された102号通達は、外国投資家の誘致をより一層推進する事を目的とし、これによって当面の中国経済の成長低下及び米中貿易摩擦の圧力に対処するものである。102号通達は88号通達の関連規定を引き継ぎ、優遇政策の適用範囲を配当金による外商投資禁止類に属さない全てのプロジェクト及び分野への直接再投資にまで拡大し、上述の2つの「目録」に記載された奨励類外商投資内容に関する規定を削除した。

また、現在実施されている「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」及び「自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」において、外国投資家による中国での投資（例えば、金融、自動車、交通運輸などの分野）に対する規制を更に緩和した。102号通達の公布は、中国で再投資する意向がある外国投資家により多くの投資プロジェクトの可能性を提供した。

102号通達が88号通達のみを廃止しているため、先に公布された3号公告は依然として有効であると考えられる。しかし、88号通達は1年近く実施されたが、いくつかの執行上の問題を残している。このため、外国投資家は投資先の中国企業から得た配当金を再投資する場合、102号通達、3号公告及びそれらに関する解説を十分に理解した上で、当該税制優遇を適用できるように努めなければならない。また、必要に応じて専門機関に相談する事も必要である。

(4) 新個人所得税法実施条例及び関連法令公布 (18TA29) 第29回 2018年12月

このアラートで検討している法規

「新個人所得税法の全面的実施に係る徴収管理の若干問題に関する国家税務総局の公告」, 国家税務総局公告, 2018年第56号, 以下「56号公告」

「中華人民共和国個人所得税法实施条例」, 国令第707号, 以下「实施条例」

「個人所得税特別付加控除暫定弁法の公布に関する国务院の通達」, 国発, [2018]41号, 以下「暫定弁法」

「個人納税者識別番号の関連事項に関する国家税務総局の公告」, 国家税務総局公告 2018年第59号, 以下「59号公告」

「『個人所得税特別付加控除の操作弁法（試行）』の公布に関する公告」, 国家税務総局公告 2018年第60号, 以下「60号公告」

「『個人所得税徴収申告管理弁法（試行）』の公布に関する公告」, 国家税務総局 2018年第61号, 以下「61号公告」

個人所得税自主納税申告関連問題に関する公告（国家税務総局公告2018年第62号、以下「62号公告」）

国务院及び国家税務総局は、2018年12月20日から22日の間、新個人所得税法の実施に当たり、個人所得税法関連实施条例、暫定弁法及び関連法令を相次ぎ公布した。これらの法令は2019年1月1日より施行される。

实施条例や暫定弁法など一連の法令の公布により、最近のホットトピックとなっている下記の諸問題は明解になった。

- 特別付加項目の控除基準及び実施手続
- 個人所得税仮源泉徴収、源泉徴収の計算及び管理方法
- 自主申告の手続
- 外国籍個人の国外源泉所得に係る税務手続

注目ポイント

今回の関連法令は下記の対象に影響を与えている。

個人納税者及びその雇用者

● 個人所得税の納付方法

56号公告は居住者而非居住者毎に税金納付方法及び税率を規定した。

居住者について

居住者が総合所得（給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の総称）を有する場合は、源泉徴収義務者が個人所得税の月次で仮源泉徴収を行わなければならない。

給与、賃金所得

源泉徴収義務者が居住者に給与、賃金を支払う場合、累計仮源泉徴収法をもって源泉徴収税額を算出し、毎月対象者全員に対して申告・納税を行う。具体的な計算式は下記の通りである。

$$\text{仮源泉徴収税額} = (\text{累計仮源泉徴収課税所得額} \times \text{仮源泉徴収率} - \text{速算控除額}^1) - \text{累計減免税額} - \text{累計仮源泉徴収納付済税額}$$

$$\text{累計仮源泉徴収課税所得額} = \text{累計所得} - \text{累計免税所得} - \text{累計基礎控除額} - \text{累計特別控除額} - \text{累計特別付加控除額} - \text{累計その他法定控除額}$$

内訳：累計基礎控除額は5,000元／月×納税者が当年度の当月までに勤務先で雇用された月数で計算される。

労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得

源泉徴収義務者が居住者に労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を支払う場合、その都度個人所得税の仮源泉徴収を行う。

労務報酬所得の源泉徴収税額を計算する仮源泉徴収率、速算控除額は添付2の通り。原稿料所得、特許権使用料所得については、20%の仮源泉徴収率を適用する。

年度総合所得の確定申告

年度仮源泉徴収税額と年度課税額が一致しない場合、居住者は翌年3月1日から6月30日まで主管税務機関に総合所得年度の確定申告を行い、過納分の還付や不足額の納付を行う。

1 居住者個人の給与・賃金所得の仮源泉徴収税額を計算する仮源泉徴収率、速算控除額は添付1を参照ください。

非居住者について

源泉徴収義務者が非居住者に給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得及び特許権使用料所得を支払う場合、下記の方法をもって毎回または月次に個人所得税の源泉徴収を行う。

給与・賃金所得

毎月の所得額から5,000元の基礎控除額を減算した残額を課税所得額とし、添付3の税率表を用いて課税額を算出する。

労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得

毎回の所得額を課税所得額とし、添付3の税率表を用いて課税額を算出する。

● 特別付加控除（居住者に適用）

暫定弁法は、意見募集稿を踏まえながら一部の特別付加控除対象、控除範囲及び控除基準額を改訂した。（詳細は添付4を参照）その内、大幅に変更された内容は下記の通りである。

● 継続教育：

- ・ 中国国内で教育を受ける対象のみ控除できる。
- ・ なお、同一学歴（学位）の控除期間は48ヶ月以内である。

● 重病治療支出：

- ・ 社会医療保険目録範囲内に支出する15,000元を超えた自費部分に限定して控除する。
- ・ 控除限額を80,000元に引き上げ、控除限額以内は実費で控除する。
- ・ 本人または配偶者のどちらも控除可能だが、本人は未成年者である場合、両親の内、どちらか一方だけ控除できる。

● 住宅ローン金利：

- ・ 控除期間は240ヶ月以内である。
- ・ 夫婦双方は結婚前に各自で購入した住宅に係る1戸目の住宅ローン金利に対しては、結婚後に双方のどちらか1戸を指定し、その購入者が控除基準額の100%で控除するか、または夫婦双方がそれぞれ購入した住宅の控除基準額の50%で控除する事も選択できる。

● 住宅家賃：

- ・ 直轄市、省都（首府）都市、計画単列都市の控除基準額を1,500元まで引き上げる。
- ・ 上記都市以外は、市轄区の戸籍人口が100万人超の都市に対し、控除基準額を毎月1,100元まで引き上げる。

60号公告によると、控除及び申告日期、報告内容及び検査に備える保存資料、報告方法及び後続の管理項目について納税者及び源泉徴収義務者は下記の規定に従って行わなければならない。

● 納税者

- ・ 税務処理リモート端末、電子版または紙質報告表などを通し、源泉徴収義務者若しくは主管税務機関に個人の特別付加控除情報を報告する。
- ・ 翌年に引き続き源泉徴収義務者が特別付加控除を行う場合、当期12月に翌年に適用する特別付加控除事項を確認し、源泉徴収義務者に報告する。
- ・ 報告した特別付加控除情報の実在性、正確性、網羅性を保証する。
- ・ 「個人所得税特別付加控除情報表」（以下「控除情報表」）及び関連保存用資料は法定確定申告期間が終了後の5年間保存しなければならない。

● 源泉徴収義務者

納税者が：

- ・ 税務処理リモート端末を通して源泉徴収義務者を選定し、特別付加控除情報を報告する場合、源泉徴収義務者は報告された控除情報に基づいて控除を行う。
- ・ 電子版または紙質「控除情報表」をもって直接に源泉徴収義務者に報告する場合、源泉徴収義務者は関連情報を源泉徴収用端末にアップロード、入力した後、翌月に主管税務機関に申告を行う際に提出する。「控除情報表」は一式二部であり、納税者及び源泉徴収義務者が署名（捺印）した後に各一部を保管しておく。源泉徴収義務者は控除情報表を源泉徴収年度の翌年から5年間保存しなければならない。

外国籍個人**● 「6年政策」**

実施条例によると、中国国内に住所を所有せず、累計居住日数が183日を超える年が連続して6年までであれば、届けて手続を経て、国外の企業若しくは個人から支

払われた国外源泉所得は、中国における個人所得税課税義務が免除できる。
また、中国国内での累計居住日数が183日を超える年に1回に30日を超えて出国をした場合には、183日を超える年の連続年数計算をリセットする事ができる。

●「外国籍個人の個人所得税免除優遇政策」

意見募集稿では外国籍個人が特別付加控除の適用または現行の個人所得税免除優遇政策の適用を選択できると記載したが、実施条例及び関連法令では上述の内容を反映していない。

富裕層

意見募集稿に記載された内容、例えば租税回避防止の関連条項、みなし譲渡の条項、個人独資企業及び合併企業の国外税額控除並びに査定徴収制限などの内容は実施条例及び今回公布された関連法令に反映されていない。

KPMG中国の所見

個人所得税の実施条例及び特別付加控除弁法は大量のテスト計算、納税者、源泉徴収義務者、専門学者及び末端税務機関などの幅広い意見募集を経て、やっと公布された。なお新個人所得税及び関連法令を徹底するため、一連の管理弁法や処理弁法を公布した。これは中国政府の「簡政放権、放管結合、優化服務（行政のスリム化と権限委譲、権限委譲と監督管理能力の強化との両立、行政サービスの最適化）」という改革方針を反映している。よって、個人所得税の徴収管理を強化すると同時に、納税者の税務手続負担及び税務のコンプライアンス・コストを削減し、納税者が有する権益を保障する。

但し、一部の明解されていない課題が依然として残っており、國務院の税務主管部門が適切な時期に関連規定を公布すると期待されているが、納税者及び源泉徴収義務者は特に下記の事項に注目を払ってもらいたい。

個人納税者とその雇用者

- 個人所得税の仮源泉徴収計算方法は、累計仮源泉徴収法の適用により、従来の徴収計算方法と異なり、一部の納税者の月次仮源泉徴収税額は納税年度を通じて毎月段階的に上昇する傾向がある。企業及び個人は関連法令を積極的に研究・理解し、新税法に適応する準備をする必要がある。
- 56号公告では居住者而非居住者に対して異なる税金徴収方法を規定した。この

ため、源泉徴収義務者は適時に従業員の居住者身分判別を行うとともに、法規に従って従業員の個人所得税仮源泉徴収に対応しなければならない。

- 60号公告に従い、納税者は特別付加控除の情報の実在性、正確性、網羅性を保証しなければならない。なお、納税者の報告した特別付加控除の情報が実際の状況と一致しない事が判明した場合は、源泉徴収義務者は納税者に速やかに訂正を要求し、納税者が訂正を怠る場合、税務機関にそれを報告しなければならない。上述のように、源泉徴収義務者は特別付加控除情報の収集及び管理において重要な役割を果たしている。
- 今回公布された関連法令では、年1回の賞与、退職補償金及び従業員のストックオプション所得などの税額計算方法を明確にしていない。今回の個人所得税改革の主旨から見ると、2019年に年1回の賞与の優遇税制などは現行のままに維持される見込みである。

個人所得税徴収制度の変化及び個人特別付加控除の導入は、従来の個人所得税実務より大きく変化した。企業は实施条例及び関連法令に応じて会計ソフトの設定、社内関連方針及び業務フローを調整しなければならない。

外国籍個人

实施条例及び関連法令では「6年政策」の具体的な起算時期を明確にしていない。また、住所を有しない個人は外国源泉所得の納税免除届け出手续に提出すべき資料なども言及していないため、今後、引き続き関連法令の公布により、手続の規定を明確化する見込みである。

富裕層

新個人所得税法は個人の租税回避防止条項を導入したが、その具体的な定義及び徴収管理は、後続の関連法令の公布により明確される見込みである。

KPMG中国は引き続き個人所得税改革の関連法令に注目し、即時に法令の解説を提供します。企業並びに納税者の方に個人所得税改革の最新動向及び税務最前線の情報を提供します。いつでもKPMG中国の担当者へお気軽にお問い合わせください。

添付1：個人所得税仮源泉徴収率表（居住者の給与・賃金所得の仮源泉徴収に適用）

等級	累計仮源泉徴収課税所得額	仮源泉徴収率 (%)	速算控除額
1	36,000元まで	3	0
2	36,000元超、144,000元まで	10	2,520
3	144,000元超、300,000元まで	20	16,920
4	300,000元超、420,000元まで	25	31,920
5	420,000元超、660,000元まで	30	52,920
6	660,000元超、960,000元まで	35	85,920
7	960,000元超	45	181,920

添付2：個人所得税仮源泉徴収率表（居住者労務報酬所得の仮源泉徴収に適用）

等級	仮源泉徴収課税所得額	仮源泉徴収率 (%)	速算控除額
1	20,000元まで	20	0
2	20,000元超、50,000元まで	30	2,000
3	50,000元超	40	7,000

添付3：個人所得税税率表（非居住者給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得に適用）

等級	課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	3,000元まで	3	0
2	3,000元超、12,000元まで	10	210
3	12,000元超、25,000元まで	20	1,410
4	25,000元超、35,000元まで	25	2,660
5	35,000元超、55,000元まで	30	4,410
6	55,000元超、80,000元まで	35	7,160
7	80,000元超	45	15,160

添付4：個人所得税特別付加控除

項目	控除条件		控除基準	控除対象	控除の適用と期間
子女教育	学前教育	満3歳	子女1人当たり毎月1,000円	両親のどちらか1人から100%で控除か、また両方各自50%で控除かを選択可能	子女が満3歳の当月から全日制学歴教育修了当月まで（子女が国外で教育を受ける場合を含む。但し証明資料の提出が必要）
	義務教育	小学、中学			
	高校教育	普通高校、中等職業教育、技工教育			
	高等教育	短大、学士、修士、博士			
継続教育	学歴継続教育	中国国内で教育を受ける	毎月400円	本人から控除	入学当月から継続教育修了当月まで、同一学歴（学位）の控除期間は48ヶ月以内である。
	職業継続教育	資格証明書を取得	3,600円		証明書を取得する年度
重病治療支出	個人負担（社会医療保険目録範囲内の自費）が15,000円超の部分		80,000円以内に、実費で控除	本人または配偶者が控除対象、本人が未成年者である場合は両親のどちらか1人が控除対象になる。	医療費が発生した年度
住宅ローン金利	一軒目の住宅ローン金利		毎月1,000円	夫婦のどちらか1人を指定して控除し、住宅家賃控除と同時に適用できない。結婚前に各自で購入した規定を満たす物件の場合は、夫婦両方が各50%で控除するか、或いはどちらか1人を指定し、100%で控除するかを選択できる。	契約による返済開始の当月から返済完了または契約終了当月まで、控除期間は240ヶ月以内である。

項目	控除条件		控除基準	控除対象	控除の適用と期間
住宅 家賃	主 要 勤 務先に住 所を有せ ず、住宅 を賃借し て発生し た家賃	直轄市、省 都（首府） 都市、計画 単列都市	毎月1,500 元	夫婦が同じ都市に 勤務する場合は1人 のみ控除する。同時 に住宅ローン金利 控除を適用できな い。	賃貸借契約（協議書） による住宅賃貸開始当 月から賃貸終了当月ま で。実際の賃貸期間を 基準とする。
		人口100万 超	毎月1,100 元		
		人口100万 以下	毎月800元		
高齢者 扶養費	60歳 （60歳を 含む）以 上の両親 及び子女 が全て他 界した祖 父母、外 祖父母	独生子女 （1人っ子）	毎月2,000 元	本人から控除	被扶養者が満60歳の 当月から扶養義務終了 の当年末まで
		非独生子女 （非1人っ 子）	兄弟全員に 毎月2,000 元の控除 額を配賦 する。1人 当たりの配 賦額は毎月 1,000元以 内である。		

上表の太字部分は暫定弁法が意見募集稿を改訂した内容である。

上記に関する実務で生じた疑問がある場合、KPMG中国の個人サービスチームまでお気軽にお問い合わせください。

(5) 新個人所得税法の実施における優遇措置の移行問題を明確化 (18TA31) 第31回 2018年12月

このアラートで検討している法規

「改正後個人所得税法における関連優遇措置の移行問題に関する財政部、税務総局の通達」,
財税〔2018〕164号

2018年12月27日、財政部及び国家税務総局は、共同して改正後の個人所得税法の実施を徹底させるため、「改正後個人所得税法における関連優遇措置の移行問題に関する財政部、税務総局の通達」(以下「164号文」)を公布した。164号文では、新個人所得税法の実施後において広く注目されている従来の年1回の賞与、上場企業のストックオプション所得、退職補償金、外国人向けの諸手当の個人所得税免除などに関する優遇措置の移行問題を明確にした。なお、164号文は2019年1月1日より施行される。

3.
個人
所得
税

注目ポイント

164号文では従来の優遇措置の移行に関して下記の通り明確にした。

3年移行期間の政策

以下の優遇措置は2019年1月1日から2021年12月31日までの3年移行期間において維持される。

● 外国人向けの諸手当

外国人居住者(1納税年度において183日以上に中国に居住する外国人)は下記項目のどちらか1つを選択して享受する。

- 特別付加控除項目
- 従来の個人所得税免除の税制優遇措置

上記の優遇措置は同時に享受する事はできない。また一度いずれかの優遇措置を選定したら当該1納税年度においては変更できない。

● 年1回の賞与

源泉徴収義務者または納税者は下記のどちらか1つを選択して享受する。

- 従来の免税優遇措置を維持する（12で除し、添付1の税率表の適用税率及び速算控除額で税額を算出し、当期の総合所得には合算しない）。
- 当期の総合所得に合算して納付する。

● 上場企業のストックオプション所得

- 関連法規の要件を満足し、従来の月次に割り当ての優遇計算方法を適用するストックオプション所得は、当期の総合所得と合算せずともよい。
- 添付2の税率表を適用して税額を算出して納付する。
- 1納税年度に2回または2回以上のストックオプション所得を取得する場合、ストックオプション所得を合計してまとめて上述の優遇措置を適用する。

下記の優遇措置の改正

● 個人が企業年金、職業年金を受け取る場合

- 総合所得に合算せずに税額を算出して納付する。
- 毎月年金を受け取る場合、添付1の税率表を適用して月次で税額を算出して納付する。
- 四半期毎年金を受け取る場合、受取時に受給額を各月に案分して、添付1の税率表を適用して四半期毎に税額を算出して納付する。
- 年1回年金を受け取り、或いは海外移住や死亡のために一括で受け取る場合、添付2の税率表を適用して税額を算出して納付する。

● 退職補償金

- 前年度の現地平均賃金の3倍を超えた部分は当期の総合所得に合算せず、添付2の税率表に基づいて税額を算出して納付する。
- 早期退職補償金は、早期退職年数で割り当て、添付2の税率表を適用して税額を算出して納付する。

その他の新個人所得税法の優遇措置は引き続き維持される。

KPMG中国の所見

164号文の公布は、中国政府が最近強調している政策の安定性を維持する方針を貫徹し、個人所得税改革によって個人の税負担軽減の目的を堅持したものである。

なお、源泉徴収義務者及び納税者は上記の個人所得税の優遇措置を享受する際に、下記の事項に注意しなければならない。

- 上述の3年移行期間政策を適用する3つの優遇措置については、企業は移行期間満了後の税制変動及び影響に注視し、移行期間内に事前準備（関連税務コストの測定、人材確保のインセンティブ政策、人員派遣政策、租税補助金政策及び報酬・福利政策のレビューなど）を整えておくべきである。
- 年1回の賞与の優遇措置は、移行期間中は従来のままに維持されるが、この優遇措置の欠陥も依然として残されている。特に企業が従業員の賞与支給額を算定する際、所得税率の累進による手取り賞与額の過度な減額レンジを避けるように注意しなければならない。
- 源泉徴収義務者及び納税者は関連個人所得税優遇措置の適用にあたって、事前に優遇措置の具体的な内容及び前提条件を十分に理解し、法規に従って必要な手続を完了する。
- 源泉徴収義務者及び納税者は移行期間における選択可能な優遇措置に対する関連事項をあらかじめ準備しておく。

KPMG中国は引き続き個人所得税改革の関連政策に注目しており、即時に法令の解説を提供します。企業並びに納税者の方は個人所得税改革の最新動向や税務最前線の情報について、いつでもKPMG中国までお気軽にお問い合わせください。

添付1：個人所得税総合所得月度税率表

等級	課税所得額	税率 (%)	速算扣除額
1	3,000人民元以下	3	0
2	3,000人民元超、12,000人民元以下	10	210
3	12,000人民元超、25,000人民元以下	20	1,410
4	25,000人民元超、35,000人民元以下	25	2,660
5	35,000人民元超、55,000人民元以下	30	4,410
6	55,000人民元超、80,000人民元以下	35	7,160
7	80,000人民元超	45	15,160

添付2：個人所得稅綜合所得年度稅率表

等級	仮源泉徴収税額累計	仮源泉徴収税率 (%)	速算控除額
1	36,000人民元以下	3	0
2	36,000人民元超、144,000人民元以下	10	2,520
3	144,000人民元超、300,000人民元以下	20	16,920
4	300,000人民元超、420,000人民元以下	25	31,920
5	420,000人民元超、660,000人民元以下	30	52,920
6	660,000人民元超、960,000人民元以下	35	85,920
7	960,000人民元超	45	181,920

(6) 広東・香港・マカオ・グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）における新たな個人所得税優遇政策 ―
外国ハイエンド人材及び不足人材を対象に個人所得税負担額の差額に基づく補助金の支給と個人所得税の免除
(19TA09) 第9回 2019年3月

このアラートで検討している法規

財政部、国家税務総局、「広東・香港・マカオ・グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）における個人所得税優遇政策に関する通知」、財税〔2019〕31号

3.
個人
所得
税

中国共産党中央委員会及び国務院は、2019年2月18日に「粵港澳大湾区発展計画綱要」を配布した。粵港澳大湾区の発展を推進し、外国ハイエンド人材と不足人材を大湾区（香港・マカオ・台湾地区を含む。以下同様）に誘致するため、財政部と国家税務総局は共同して、2019年3月14日付で「広東・香港・マカオ・グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）における個人所得税優遇政策に関する通知」（財税〔2019〕31号、以下「31号文」）を公布した。

注目ポイント

31号文は、粵港澳大湾区の発展を支援し、「一国二制度」の実践を推進するための個人所得税優遇政策であり、施行期間は5年間（2019年1月1日－2023年12月31日）である。

適用対象及び適用範囲

31号文の適用対象は、広東省広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市の大湾区・珠江デルタ地域の9都市で働く外国（香港、マカオ、台湾を含む）ハイエンド人材及び不足人材である。

優遇政策

広東省と深圳市は、中国大陸と香港における個人所得税負担額の差額に基づき補助金を支給する。また、当該補助金は、個人所得税の課税を免除する。

その他の関連政策

31号文の公布により「広東横琴新区の個人所得税優遇政策に関する財政部・国家税務総局の通知」（財税〔2014〕23号）及び「深圳前海深港現代サービス業協力区の

個人所得税優遇政策に関する財政部・国家税務総局の通知」(財税[2014]25号)は、2019年1月1日付に遡って廃止となる。

KPMG中国の所見

「人材」の定義

これまで、「人材」の判断基準に関して、中国国内及び国際的に統一した定義がないため、広東省と深圳市は、現地のニーズ及び関連政策に基づき、外国ハイエンド人材及び不足人材の定義に関する細則を策定する必要がある。

現在、中国の各省、自治区、直轄市の人民政府外国人就労管理機関は、外国ハイエンド人材及び不足人材の誘致に際し、外專発[2017]218号文に準拠してRビザの発行を行っている。今回の粤港澳大湾区における個人所得税優遇政策による人材誘致も既存のRビザの発行基準を参照して「人材」認定するかどうかが目される。

個人所得税優遇税率

添付資料1は、同一賃金所得に対し、中国大陆と香港における実効税率を比較したもので、新規政策のもとで取得できる補助金の割合を推計している。

また、31号文は当該補助金が個人所得税課税の免除対象である事を明記しており、実務処理上の実行可能性を向上させている。

優遇政策の実行可能性

31号文の個人所得税優遇政策は、基本的に既存の珠海横琴及び深圳前海の個人所得税負担額の差額に関する補助政策を参照した(添付資料2——珠海横琴及び深圳前海の外国人材の個人所得税に関する補助政策の概要参照)。しかし、広東省と深圳市は、具体的な実行規程(人材の判断基準とプロセス、税負担差額の算定方法、税負担差額に対する補助金の申請手続及び期限など)について、現地のニーズ及び関連政策に基づき、細則を策定する必要がある。

粤港澳大湾区の発展を促進する効果

● 粤港澳大湾区に集結する多国籍企業

多国籍企業は、実務処理上実行可能性の高い31号文の公布を受ける事になり、必然的に粤港澳大湾区におけるその他の優遇政策と組み合わせて、粤港澳大湾区の事業所設置基準を満たしつつ、企業の今後の発展に有利な事業展開を検討する必要があるだろう。

● 粤港澳大湾区における経済及び民生産業の発展

外国人材の流入に伴い、粤港澳大湾区内の金融、交通、旅行、社会インフラなどの業界が急成長し、質の高い医療・教育資源が急速に粤港澳大湾区に流入する可能性が高まる。

KPMG中国は、今後も引き続き粤港澳大湾区に関連する政策を注視しながら、適時関連政策の解説を提供します。粤港澳大湾区の最新動向について、企業並び個人の方々はいつでもKPMG中国までお気軽にお問い合わせください。

添付資料1：香港と中国大陆居住者の実効税率の比較

月給（人民幣元）	香港の個人所得税 （実効税率）	中国大陆の個人所得税 （実効税率）	税負担差額比率／ 補助率
50,000	11%	18%	7%
80,000	13%	24%	11%
100,000	14%	28%	14%
120,000	15%	30%	15%
150,000	15%	33%	18%
	注記： 1. 中国における賃金所得の実効税率の算定は、所得税法上の居住者を基準に、6万人民幣元の基礎控除額以外のその他の控除可能な項目を勘案していない。 2. 香港の個人所得税率は2018／19年の独身納税者の税率表を基準に、関連する控除額、免税額及び減税額を勘案していない。 3. 個人が自ら個人所得税を負担する場合、算定時に採用する為替レートは1人民幣元=1.1694香港ドルである。		

添付資料2：珠海横琴及び深圳前海の外国人材の個人所得税に関する補助政策の概要

	香港・マカオ居住者の税負担差額に対する珠海横琴の補助政策	深圳前海の外国ハイエンド人材及び不足人材に対する個人所得税に係る補助政策
適用対象	横琴で勤務、被雇用、または独立した役務を提供する香港・マカオの永住者	認定条件に合致した外国ハイエンド人材及び不足人材
業界制限	なし	前海の産業発展計画のニーズに適合する業界
適用される所得の種類	中国大陆における全ての個人所得税課税所得の種類	中国大陆の個人所得税課税所得種類中の賃金所得、役務報酬、原稿報酬、ロイヤリティー及び経営所得項目
補助金の算定方法	中国大陆と香港・マカオの個人所得税負担額の差額に基づき補助金を支給する。補助金の算定方法は下記のいずれかとなる。 1 簡易算定方法：香港の居住者は15%、マカオの居住者は12%の税率に基づき算定する。 2 総合算定方法：課税項目の種類、香港・マカオの税制の主旨を参照し、且つ個人の状況、免税額、各種控除項目、原価費用支出などを勘案して税額を算定する。	- 既に前海で納付した個人所得税が課税所得額の15%を超過した部分に対して補助金を支給する。 - 当該補助金は、個人所得税の課税対象外となる。

(7) 中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準の公布 (19TA10) 第10回 2019年3月

このアラートで検討している法規

「中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準に関する財政部・税務総局の公告」、財政部・税務総局公告2019年第34号

財政部及び国家税務総局は2019年3月14日に共同して「中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準に関する財政部・税務総局の公告」(財政部・税務総局公告2019年第34号)(以下「34号公告」)を公布した。同公告は2019年1月1日より施行される。

3.
個人
所得
税

注目ポイント

「中華人民共和国個人所得税法实施条例」(国务院令第707号)第4条の規定によると、中国国内に住所を有しない個人(以下「無住所個人」)は、中国国内での累計居住日数が満183日の年度が6年連続していない場合、主管税務機関に届け出て、国外の企業若しくは個人から支払われた国外源泉所得に係る個人所得税課税を免除される。中国国内での累計居住日数が満183日の任意年度において、一度に30日を超える出国があった場合、累計居住日数が満183日の年度の連続年数のカウントはリセットされる。

34号公告は、新政策における無住所個人の中国国内での居住期間の判定基準を明示し、且つ無住所個人が国外源泉所得に係る個人所得税の免税優遇を享受するための関連条件を明確にした。

中国国内の居住日数の計算方法

34号公告によると、無住所個人が中国国内に滞在する当日が、

- ・ 満24時間の場合、中国国内の居住日数として計算される。
- ・ 24時間を超えない場合、中国国内の居住日数として計算されない。

「6年ルール」

34号公告は無住所個人の6年間の国外源泉所得に係る個人所得税課税の免除政策(以下「6年ルール」)に関して規定した。そのうち、無住所個人の一納税年度が6年ルールに合致するかどうかを判定する場合、当該個人が過去6年間に於いて、

- 毎年の累計居住日数が満183日であり、且つ、
- 任意年度において一度に30日を超える出国がない事、

を遡って判断しなければならない。

上記2つの条件を同時に満たす場合、6年度目より当該無住所個人は当該納税年度に取得した国外源泉所得に対し、中国国内で納税しなければならない。

6年政策の適用年度は2019年1月1日よりカウントされる。

KPMG中国の所見

判定基準の緩和

34号公告は、出入国当日を国内居住日数に算入する過去の規定と比べた場合、特に香港・マカオと中国本土を頻繁に出入りする香港・マカオ居住者に対し、判定基準をより緩和した。

当該公告の施行は、無住所個人の国外源泉所得に係る個人所得税課税の免除政策をより緩和し、中国の国外人材を誘致する意向が反映されている。また、関連部門は今後、個人納税者の「住所」の判定について審査する見込みである。

新政施行後のリセット・ルール

6年政策の適用年度は2019年1月1日よりカウントされることから、無住所個人が2024年以前に取得した国外源泉所得について個人所得税の免税優遇を享受できるようになる。また、無住所個人が2019年からの6年間の任意年度において、累計居住日数が183日を超えない場合、若しくは一度に30日を超える出国があった場合、関連条件に合致する前提で以降年度に6年ルールの適用がリセットされ、国外源泉所得に係る個人所得税の免税優遇を享受できる。

届出要求

34号公告は無住所個人の国外源泉所得に係る免税優遇の届出に関する実務上の要求について規定していないが、今後、引き続いて公布される見込みである。

今回の新たな規定は過去の規定及び実務と異なるため、国外（香港・マカオ・台湾を含む）の個人及び当該個人を雇用する企業は、改めて税収状況を確認し、関連する納税実務を調整し、タックス・プランニングを再検討する必要がある。また、企

業は潜在的な影響を評価し、従業員との円滑な意思疎通を図り、関連する内部統制管理及び雇用制度を確立する必要がある。

(8) 新個人所得税法の中国に住所を有していない個人に係る政策を明確化

(19TA11) 第11回 2019年3月

このアラートで検討している法規

「非居住者個人及び住所を有していない居住者個人に係る個人所得税政策に関する公告」、財政部、税務総局公告2019年第35号

2019年3月14日、財政部及び国家税務総局は共同して、新個人所得税法及び実施条例を徹底するため、「非居住者個人及び住所を有していない居住者個人に係る個人所得税政策に関する公告」(以下「35号公告」)を公布し、非居住者個人及び住所を有していない居住者個人(以下「住所を有していない個人」)に係る個人所得税政策を明らかにした。同公告は2019年1月1日より施行される。

主な内容は下記の通りである。

- 所得の源泉の認定
- 住所を有していない個人の給与・賃金所得額の計算
- 住所を有していない個人の個人所得税額の計算
- 住所を有していない個人に関する租税条約の適用性
- 徴収管理規定

注目ポイント

一、住所を有していない個人の給与・賃金所得の認定及び税額計算方法

● 所得源泉の認定及び所得額の計算

35号公告は、中国に住所を有していない個人が中国国内外で同時に職務を遂行する或いは国外でのみ職務を遂行する場合、国内を源泉とする給与・賃金は、国内勤務期間に帰属する給与・賃金に基づき確定すると規定している。国内勤務期間は国

内勤務の実日数で計算し、国内滞在時間が24時間未満の場合は半日として計算して国内勤務日数を算出する。

なお、国内勤務日数には個人が国内で実際に出勤した日数、並びに国内勤務期間において国内外で享受した法定休日、任意休日、教育訓練日数が含まれる。

給与・賃金の所得額計算は、住所を有していない個人の各職位並びに1納税年度内の国内累計居住日数を基準にして下記の計算式を適用して行う。

- ・ 非高級管理職で国内累計居住日数が90日超えない場合

$$\text{当月給与・賃金所得額} = \frac{\text{当月国内外給与・賃金総額}}{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間における国内勤務日数}} \times \frac{\text{当月国内から支払われた給与・賃金額}}{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間の日数(西暦)}}$$

- ・ 高級管理職で国内累計居住日数が90日超えない場合

当月給与・賃金所得額=当月国内から支払われた或いは負担された給与・賃金所得

- ・ 非高級管理職で国内累計居住日数が90日超え、且つ183日未満の場合

$$\text{当月給与・賃金所得額} = \frac{\text{当月国内外給与・賃金総額}}{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間における国内勤務日数}} \times \frac{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間の日数(西暦)}}{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間の日数(西暦)}}$$

- ・ 高級管理職で国内累計居住日数が90日超え、且つ183日未満、若しくは高級管理職及び非高級管理職で国内累計居住日数が183日を超え、6年未満の場合

$$\text{当月給与・賃金所得額} = \frac{\text{当月国内外給与・賃金総額}}{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間における国外勤務日数}} \times \left\{ 1 - \frac{\text{当月国外から支払われた給与・賃金額}}{\text{当月国内外給与・賃金総額}} \times \frac{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間の日数(西暦)}}{\text{当月給与・賃金の帰属勤務期間の日数(西暦)}} \right\}$$

- ・ 高級管理職及び非高級管理職の国内累計居住日数が1年間に183日を満了、且つ連続して6年を経過した場合は、7年目の年度より国内外の給与・賃金の総額が個人所得税の対象となる（但し、連続して6年ながら任意の年度において1回に30日を超えて出国した場合を除く）。

● 税額の計算

居住者の場合

年度総合所得 納付税額	=	(年度給与・賃金所得額 + 年度労務報酬所得額 + 年度原稿料所得額 + 年度特許権使用料所得額 - 費用控除額 - 特別控除額 - 特別付加控除額 ¹ - その他法定控除額)	×	適用 税率	-	速算 控除額
----------------	---	---	---	----------	---	-----------

非居住者の場合

毎月の給与・賃金所得に対する所得額を算出し、法定控除額を減算して月次納税に換算された総合所得税率表（添付をご参照ください）を適用して納付税額を算出される。

二、複数月に1回の賞与またはストックオプションの所得源泉の認定及び税額計算

● 所得の源泉の認定と所得額の計算

中国国内源泉の複数月に 1回の賞与或いはストック オプション所得額	=	複数月に1回の賞与 或いはストックオプショ ン所得額	×	複数月に1回の賞与或いは ストックオプションの勤務 期間における国内勤務日数 ／ 勤務期間の日数（西暦）
---	---	----------------------------------	---	---

● 税額の計算

非居住者は、複数月に1回の賞与及びストックオプション所得を取得した際に、国内源泉所得額を算定して下記通りに納付税額を算出する。

- 非居住者が複数月に1回の賞与を取得した際に、当月他の給与・賃金所得と合算せずに単独で所得額を算出し、下記の計算式を適用して税額を算出する。

当月の複数月に1回の賞与の 納付税額	=	[(複数月に1回の賞与の所得額 ÷ 6) × 適用税率 - 速算控除額]	×	6
-----------------------	---	---	---	---

但し、非居住者個人は年に1回のみ当該税額計算方法を利用できる。

1 外国籍個人が2022年1月1日以前、規定に基づき住宅補助金、子女教育費、語学研修料などの8つの補助金免税優遇を享受した場合、特別付加控除を享受できない

- 非居住者個人がストックオプション所得を取得した際に、該当月のその他の給与・賃金所得と合算を行わず、個々に所得額を算出し、下記の計算式を適用して税額を算出する。

当月ストック オプション所得の 納付税額	=	[(当年度ストックオプション 所得合計額 ÷ 6) × 適用税率 - 速算控除額]	×	6	-	当年度ストック オプション所得の 納付完了税額
----------------------------	---	---	---	---	---	-------------------------------

三、租税条約の適用

35号公告によると、住所を有していない個人は租税条約・協定の締結相手国や地域の居住者である場合、関連条件を満たす前提で租税条約が就労所得、個人的な役務及び営業利益に関する待遇を享受し、個人所得税が免除される。

4. 関税と税関

(1) 税関総署が「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」を公布 (18TA01) 第1回 2018年1月

このアラートで検討している法規

「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」，税関総署令第236号

背景

税関総署は、2017年12月26日付で「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法（税関総署令第236号、以下「管理弁法」）」を公布し、2018年2月1日から施行する。

4.
税関
と

「管理弁法」の概要

事前裁定制度の申請資格

事前裁定の申請者とは、税関登録を行った輸出入事業者である。事前裁定は輸出入実務に関する税関事務の範囲内に限られている。

事前裁定制度の税関事務

- 商品分類
- 原産地または原産資格
- 輸入貨物課税価格関連要素、評価方法
- その他税関総署が規定する税関事務

申請時期と税関の受理

当該申請者は貨物輸出入予定日の3ヶ月前から、登録地の直属税関に事前裁定を申請できる。但し、特別な状況且つ正当な事由を有する輸出入業者については、貨物の輸出入予定日前3ヶ月以内でも、事前裁定の申請が可能である。

「事前裁定決定書」

税関は、申請者より「事前裁定申請書」を受理した後、10日以内に受理の可否を行う。受理決定後、受理日から60日以内に「事前裁定決定書」を交付し、営業機密がある場合を除き、同決定書を公示する。

事前裁定の回答有効期限は3年間である。但し、事前裁定決定書の根拠法、行政法規、税関規定、税関総署公告の改定などによって効力に影響が及ぶ場合、同決定書は自動的に失効する。なお、同書の交付前の輸出入貨物には遡及して適用しない。

同決定書の内容に申請者が不服の場合、税関総署に再審査請求できる。再審査の決定も不服とする場合、法に従い人民法院（裁判所に相当）に行政訴訟の提起が可能である。

KPMG中国の所見

企業と税関は、価格、商品分類、原産地などの問題点で、一般的に見解が異なる。この事が企業の輸出入の通関手続上、効率化の向上の阻害要因となっている。また、企業は通関した後にも、税関査察、税金の追徴、延滞責任が問われ、さらには行政処罰となっている原因である。実務経験上、企業は事前に、税関へ口頭問い合わせを行って税関事務リスクを可能な限り低減させてきた。しかし、口頭による事前の問い合わせは法的効力を有する文書がなく、且つ、各税関職員の同一問題に対する考え方も異なっているため、企業にとって輸出入活動の予測や可能性の向上を極めて限定的にさせている。2015年7月、税関総署は上海自由貿易試験区に商品分類行政裁定制度パイロットプログラムを開始させた。しかし、申請企業に対する登録地及び商品の品目など要求の細かさから、税関総署が行った商品分類行政裁定件数は限定的であり、輸出入企業の全てのニーズを満たすまでには至っていない。

「管理弁法」の施行により、今後の税関では、輸出入貨物に対する事前裁定制度に基づき、実質的に貨物が輸出入される前に、商品分類、原産地、課税価格関連要素及び関税評価方法などの税関事務の審査・手続を完了する事が可能となる。これにより、税関及び企業双方も申告時若しくは申告後に予見される争議を減らす事が可能となり、通関手続の効率化が実現できる。事前裁定制度は全て直属税関が事前裁定を行う権利を有するため、税関総署から授権された分類センターが分類行政裁定を行う制度と比較した場合、税関はより多くの人的資源を事前裁定業務に配属できることから、企業にとっては事前裁定申請が受理される可能性が高まるだろう。

「管理弁法」によって確立された事前裁定制度は、税関が企業信用管理制度、新税関稽查制度及び全国税関通関一体化改革に続いて打ち出した新たな重要措置である。また、同制度は中国税関がWTOの「貿易円滑化協定」を履行する事を意味しており、現在の中国における成文法を主とする法律体系から見ても革新的である。

今回公布された法律は管理暫定弁法のため、税関は、企業の実務面で下記の事項に対して詳細に規定する可能性がある。

1. 受理部門

「管理弁法」は事前裁定の申請について、申請者所在地の直属税関が受理すると規定したが、受理する部門は明確に定めていない。このため、事前裁定が適用される商品分類、原産地及び輸入貨物課税価格関連要素、関税評価方法などの税関事務については、直属の税関内の各部門（関税、価格、分類、原産地など）の業務範囲に及ぶため、受理部門を確定する必要がある。

2. 申請書類

「管理弁法」は、事前裁定の申請に必要となる各種の書類を詳細に規定していない。したがって、税関毎に必要な書類の要求事項が異なる可能性がある。税関の事前裁定手続の公開性と統一性の観点から、さらに申請者が申請書類を事前に準備できるよう、申請に必要な各種書類、関連する輸出入貨物証憑、その他の書類などを明確にしておかなければいけない。

3. 申請受理

「管理弁法」によると、税関は、申請者からの「事前裁定申請書」を受理した後、10日以内に受理の可否を決定しなければならない。また、「管理弁法」は申請を受理しない3つのケースを列挙しているが、該当以外の場合において税関が拒否できるかどうかは明確にされていない。

4. 特殊状況

「管理弁法」によると、輸出入事業者には「正当な事由」がある場合を特別な状況とし、貨物の輸出入予定日の3ヶ月以内でも事前裁定申請書を提出できる。しかし、特殊な状況に該当する具体例は明確にされていない。

5. 事前裁定制度と類似制度の関係

事前裁定制度は「管理弁法」のほか、同法の公布前に実施された輸出入貨物税関事務の事前審査制度がある。既存の制度は税関事前分類制度、税関価格事前審査制度、原産地事前確定制度である。今後、「管理弁法」の施行に伴って、既存の制度と事前裁定制度の関係並びに「事前裁定決定書」の効力についても一層明確にすべきであろう。

今後、申請企業は「管理弁法」の下記の内容についても注意が必要である。

1. 申請資格

企業が通関業者に代行委託する場合、申請者として税関に事前裁定の申請を行えるが、通関業者は申請資格者には該当しない。

2. 輸出入貨物の予測可能性

申請者の事前裁定申請において、税関は、貨物が3ヶ月後に輸出入予定である事を立証する輸出入契約書、若しくは意向書の写し、船舶名、航海番号などの書類並びに必要な情報を要求してくる可能性がある。

3. 輸入貨物課税価格関連要素、評価方法の事前裁定

当該事前裁定は、課税価格そのものではなく、適用対象である要関連要素及び評価方法に対する事前の裁定である。したがって企業は、ロイヤリティーを輸入貨物の課税価格に算入できるか、取引当事者双方の特殊関係が成約価格に影響するかを、税関に事前裁定申請できる。但し、具体的な課税価格は事前裁定対象外である。

企業は、自ら輸出入する貨物の分類、原産地、課税価格関連要素及び関税評価方法などの税関事務に関する評価を行い、且つ評価を基にした事前裁定を申請する事で税関事務のリスクを低減させる事ができる。例えば、企業が高額な関連取引金額、若しくはロイヤリティーを支払った場合、課税価格関連要素並びに評価方法について、事前裁定の申請を検討するが可能となる。また、輸入商品が最新且つ分類が不明確な場合、分類の事前裁定を申請する事も可能である。

KPMG中国は今後も、税関総署及び各直属税関が公布する「事前裁定制度」に関する規定に注目し、企業さまに、適切なアドバイスと高品質なサービスを提供します。

(2) 認証企業が税関の企業信用管理新弁法でより多くの恩恵を特典享受

(18TA06) 第6回 2018年3月

このアラートで検討している法規

「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」, 中華人民共和国税関総署令第237号, 2018年5月1日施行。

背景

税関総署は「中華人民共和国税関企業信用管理弁法（税関総署令第237号、以下「税関企業信用管理弁法」または「新弁法」）」を公布した。新弁法は2018年5月1日に施行され、同日に2014年10月8日に公布された「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」（税関総署令第225号、以下「旧弁法」）を廃止する。

新弁法は現行規定を大幅に改正しており、多くの点で企業に重要な影響がある。同法は、「信義誠実に関する共同奨励及び信用喪失に関する共同懲戒」のメカニズムを鮮明に反映しており、認証企業（高級認証企業及び一般認証企業）はさらに多くの優遇を享受できる事になる。

「税関企業信用管理弁法」の主な変更（条項順から一部抜粋）

主な変更点	具体的な内容
企業の信用情報収集	下記の内容を追加した。 1. 企業職員に関する基本情報 2. 行政許認可に関する情報 3. 企業と職員が受けた行政処分及び刑事処分に関する情報 4. 共同奨励及び共同懲戒の適用に関する情報
企業信用年度報告書の提出	「企業信用年度報告書」の提出に関する内容が追加された。
情報異常企業名簿	異常企業名簿に掲示する場合（年度報告書の未提出、事業拠点などの異常状況）を数点追加した。 信用情報異常企業名簿に掲示する期間中、企業の信用格付を格上げしない。

主な変更点	具体的な内容
信用喪失企業の認定基準	下記の修正を行った。 1. 通関業者ではない企業の場合、「違反行為によって10万人民元超の罰金が2回以上課される場合、当該企業を信用喪失企業と認定する」という規定を削除した。 2. 通関業者が信用喪失企業と認定される要件の1つである行政処分罰課金累計は10万人民元から30万人民元に増額された。 3. 異常企業名簿及び国家信用喪失共同懲戒名簿に掲示する企業を信用喪失企業の認定対象に取り入れた。
信用喪失企業から一般信用企業への格上げ	信用喪失企業から一般信用企業に格上げする所要期間を1年から2年に延長した。
認定の停止と一時中止	下記の内容を明確にした。 1. 税関は、税関監督管理規定違反の疑いから税関の調査対象となった企業の認定を停止できる。 2. 企業の認定申請期間中、税関は税関査察または審査する場合には当該企業の認定を一時中止する。また、税関は、中止日から3ヶ月を経過した場合には当該企業の認定を停止する。
仲介機構の導入	旧弁法第12条の民間仲介機構に対する具体的な条件及び制限、仲介機構の審査結果から「税関の承認を要す」の条文を削除した。 新弁法は上記内容を、「税関または企業は民間の仲介機構に企業の認定に関する結論を出す事を委託する事ができる」に調整した。
一般認証企業管理措置	下記に調整した。 1. 輸出入貨物の検査率引下げ基準は、一般信用企業の平均検査率の50%以下と明確にした。 2. 税関の判断により、リスク保証金を適切に減少する事ができると明確にした。
高級認証企業管理措置	下記の調整を行った。 1. 輸出入貨物の検査率引下げ基準は、一般信用企業の平均検査率の20%以下、と明確にした。 2. 担保の免除申請をする事ができるようになった。 3. 輸出入貨物の査察・審査の頻度を下げる。

主な変更点	具体的な内容
信用喪失企業管理措置	下記の調整を行った。 1. 輸出入貨物に高い検査率を適用し、平均検査率は80%以上と明確にした。 2. 検査で問題が発見されない場合でも、検査に関連して発生した費用（例えばクレーン吊り上げ、移動、保管などの費用）は会社がこれを負担する。 3. 集中納税制度を適用しない。 4. 企業に対する査察・審査の頻度及び回数を増やす。
自主的開示	「企業が自主的に開示したが、税関に戒告されるまたは5万人民元以下の罰金が課される行為は、税関の企業信用状況に対する認定記録とみなさない」が追加された。

KPMG中国の所見

1. 認証企業は他の企業より有利な優遇措置が適用され、その恩恵を享受することができる

これは新弁法で最も重要なポイントである。従来、輸出入企業の税関信用管理に対する印象は、認定を取得しても恩恵を受けている実感があまり無く、その他の企業に比べ顕著な優位性を持っていたとは感じられないというものであった。

新弁法は、認証企業に対する優遇措置をさらに明確にしている。具体的には、一般認証企業は平均検査率が一般信用企業の50%以下で、関連する担保項目の担保額も減少可能である。また、高級認証企業は平均検査率が一般信用企業の20%以下で、担保の免除申請ができ、査察・審査の頻度及び回数を引き下げる事ができる。

このような措置は過去と比べ、実務上から実行可能性が高まり、企業も際立った利益を享受し、恩恵を受けている事を実感できるだろう。

2. 信用喪失企業に対する懲戒が一層厳しくなった

信用管理制度は、信用喪失・法令違反をさらに厳しく規制し、最適化される。新弁法は信用喪失企業に対する懲戒を厳しく取り扱い、具体的には、①輸出入貨物の平均検査率を80%以上にする、②検査に問題が発見されない場合にも企業のクレーン吊り上げ・移動・保管などの関連費用を免除しない、③企業に対する査察・審査の頻度及び回数を引き上げる、④信用喪失共同懲戒措置に適用、⑤信用喪失企業の格上げに必要な時間を1年から2年に延長する事などである。

これらは具体的な問題にメスを入れたものである。

3. 仲介機構の利用に関する規定が明確にされた

新弁法は仲介機構の利用に関して決定的な一歩を踏み出した。従来からの「税関または申請企業は、法的資格を有する仲介機構に企業の認定審査を委託する事ができる。仲介機構による認定審査結果が税関の承認を得た場合、企業信用状況の評価の参考資料とする事ができる」から、新弁法は「税関または企業が民間仲介機構に、企業の認定に関する結論を出す事を委託する事ができる」に変更した。

一見すると単なる文言の添削に見える。しかし、実質的には仲介機構の認定審査の結論に対する承認・受入や、認定の専門化・社会化の促進に堅実に一歩踏み込んだもので、法整備するための余地を残したのである。

KPMG中国は、税関の信用管理制度の完備を促進するため、関連する実施細則の公布を随時、留意と期待をもって監視しています。

4. 自主的開示制度が広く認められる

自主的開示及びそれに準ずる行為に対する承認は、この前公布された「税関認証企業基準」で言及され、且つその限度額が3万人民元である事も記載された。新弁法では、「企業が自主的開示したが、税関に戒告されるまたは5万人民元以下の罰金が課される行為は、税関の企業信用状況に対する認定記録とみなさない」と明確にした。当該規定は、拘束力が高く、規定も明確化となり、限度額も引き上げられた。「税関査察条例」に規定された自主的開示制度を税関信用管理分野に取り入れる事から、税関の自主的開示制度に対する認可及び企業の自主規範化・自主管理を奨励していると考えられる。輸出入企業は、当該制度に持続的に留意し、自主的開示政策の十分な活用を図るべきである。

5. 異常記録を残さないように、年度報告書の提出を怠ってはならない

関連情報によると、「企業信用情報年度報告書」が、「税関通関企業登録管理規定」(税関総署令第221号)に規定された「通関企業登録情報年度報告書」(2017年度の「通関企業登録情報年度報告書」の提出は現時点に中止状態)に差し替え予定である。このため、輸出入企業は、税関が具体的な取扱を明確にした後は、積極的に準備を行い、「企業信用情報年度報告書」の提出を適時に行い、また、異常記録を回避するために、各情報の明瞭性・正確性を確保し、情報を適時に更新する必要がある。また、企業は、信用情報異常企業名簿への掲載期間中は、その信用格付を格上

げする事ができない。当該異常記録は税関によって公示され、企業のイメージに悪影響をもたらす可能性がある。信用異常企業名簿への掲載期間が90日を超える場合、信用喪失企業と認定される。この視点から、異常記録があると、企業に一連のマイナスの影響をもたらす事になる。

KPMG中国のサービス

1. 税関信用管理の動向、政策・法令の解析、AEO認定に関する研修・指導、並びに情報共有などのサービスを提供します。
2. 認定の格上げ及び再認定へのサポートを提供し、企業が税関の認証企業に対する認定基準を満たせるように、その内部統制、財務状況、輸出入に対する管理監督など全般的に分析する事でリスク点を識別し、改善提案を提供して企業の改善を促進します。
3. 専門的な報告書の作成・提出に関して仲介機構として機能します。新弁法の「税関または企業が民間仲介機構に、企業の認定に関する結論を出す事を委託する事ができる。」規定に基づき、KPMG中国は、プロフェッショナルな仲介機関として、企業の認定関連状況に対して評価を行い、専門的な報告書を作成・提出する事ができます。
4. 年度内部レビューサービスを提供します。認証企業は、自社の年間輸出入状況及び認定基準の充足に対してレビューを行う必要があります。KPMG中国は、企業に内部レビューサービスを提供し、企業に自社実態と税関要求との合致性を十分に理解させ、プロフェッショナルとして改善案を提供します。
5. 海外市場開拓事業に関するコンサルティングを提供します。AEO制度の相互承認の促進に伴い、KPMGのグローバルネットワークを利用して、相手国のAEO制度、貿易環境、規制要求などの情報を紹介し、企業に迅速且つ上質な海外市場開拓事業を推進し、「一帯一路」戦略に積極的に対応し、海外事業の拡大に関するコンサルティングサービスを提供します。

(3) 中国、自動車完成車及び部品の輸入関税率を大幅引き下げ (18TA12) 第12回 2018年5月

このアラートで検討している法規

「自動車完成車及び部品の輸入関税引き下げに関する公告」、税委会公告〔2018〕3号、2018年5月22日公布、2018年7月1日施行

背景

国务院関税税則委員会は2018年5月22日に「自動車完成車及び部品の輸入関税引き下げに関する公告」(税委会公告〔2018〕3号)を公布した。同公告によると、2018年7月1日より、現行税率が25%の135品目、及び税率が20%の4品目の自動車完成車の税率をそれぞれ15%に引き下げる。また、自動車部品について、現行税率8%、10%、15%、20%の計79品目の税率は一律6%に引き下げる。

なお、対象品目及び適用税率一覧は下記の通りである。

品目分類	品目情報	8桁 HSコード 品目数	現行の 最恵国 待遇税率	関税引き下げ 後の最恵国 待遇税率
自動車 完成車	品目87.04: 車両総重量が5トンを超える 貨物輸送自動車	4	20%	15%
	品目87.02、87.03: 乗用車、各種有人自動車	135	25%	
	品目87.04: 車両総重量が5トン以下の貨物 輸送自動車、その他の貨物輸送自動車			
自動車 部品	品目87.06: 非交通道路の貨物輸送用ダンプ カーのシャシー	1	8%	6%
	品目87.06: 貨車、その他自動車のシャシー	70	10%	
	品目87.07: 自動車車体			
	品目87.08: 多種の自動車部品及び付属品			
	品目87.08: 大型乗用車用非ドライブアクセル 及び同部品、一部の特殊自動車部品及び付 属品	2	15%	

品目分類	品目情報	8桁HSコード品目数	現行の最恵国待遇税率	関税引き下げ後の最恵国待遇税率
自動車部品	品目87.06: 大型乗用車、トラッククレーンのシャシー	2	20%	6%
	品目87.08: 大型乗用車、軽量貨車用フレーム 或いはその他の部品	4	25%	
合計		218		

今回の関税率の引き下げによって、中国の自動車完成車と部品の最恵国待遇税率の平均値はそれぞれ13.8%と6%に下げられた。このような輸入関税率の引き下げは自動車産業及び裾野産業に大きく影響していく見込みである。

KPMG中国の理解では、従前から中国と他の国・地域の間の既存の自由貿易協定（特に中韓自由貿易協定、中国・ASEAN自由貿易協定など）に基づく特惠関税率が適用されている品目も税率引き下げの対象となると予想している。

KPMG中国の所見

1. 自動車関連の業務に関わっている各企業に直接的に影響

自動車の輸入及び製造を手掛けている自動車完成車メーカー及び部品メーカー（次に掲げるサプライヤー、ディーラー及びアフターマーケット事業者については、「自動車販売管理弁法」（商務部令2017年第1号）の定義による）に与える可能となる直接的影響を下記の通りまとめた。

● サプライヤー（自動車完成車の輸入業者）

輸入関税率の引き下げは、直接となる関税コストを低下させるほか、輸入段階における消費税も相応的に減少させる。したがって、自動車完成車の輸入業者にとって大きな朗報であると見込まれる。また、課税基礎の減少に伴って輸入段階における増値税も低下するため、自動車完成車の輸入業者のキャッシュ・フローが増加する。しかし、仕入税となる輸入段階の増値税の減少は、付加税の税基準額を微増させる可能性がある。自動車部品の輸入業者も同様の状況が予想される。

● サプライヤー（自動車完成車メーカー）

自動車完成車メーカーにとって、今回の税率引き下げにより、生産に使用され

る各種の部品及びCKD部品の輸入関税コストが減少し、さらに製造原価も削減できるため、メーカーは部品輸入の調達拡大を検討する可能性がある。

●自動車部品メーカー

自動車部品の輸入関税の低減により、中国国内の自動車関連部品メーカーの価格優位が弱まる可能性がある。したがって、川下の自動車メーカーに対する価格交渉力に不利益を及ぼす可能性がある。

●自動車ディーラー及びアフターマーケット事業者（4S店など）：

消費者と直接に対応する自動車ディーラー及び無償修理・補修業者にとって、輸入自動車及び部品コストの減少によるメリットは、最終販売価格の下振れリスクと併存する。

●自動車並行輸入業者

近年、並行輸入が新たなビジネスモデルとして急速に拡大している。今回の税率引き下げは自動車並行輸入の市場競争力にマイナスの影響を与える可能性がある。しかし、輸入修理・補修用部品のコスト削減により、一定程度の利益を享受できる。

2. 自動車産業に間接的な影響

自動車完成車及び部品の輸入関税率の引き下げは、輸入コストに直接影響するほか、自動車メーカーの価格設定及びサプライチェーンのマネジメントに多大な影響も及ぼすと予想される。

輸入コストの削減は、企業の経営コストに影響を与え、さらに多国籍自動車企業間の移転価格ポリシーの制定・見直しにまで波及する可能性がある。近年、中国税関が多国籍企業間の移転価格税制に対する関心度は高まっている。したがって、自動車及び部品の輸入に携わる企業にとって、輸入コストの減少及び利益の増加を得ると同時に、関連者間の自動車完成車及び部品輸入に関わる取引価格において、税関の質疑を招く可能性も増している。

輸入関税率の引き下げは多国籍企業のクロスボーダーサプライチェーンの最適化の取組みに影響する。したがって、部品調達、各関連者の機能リスクのマネジメント及び製品販売などにおいて、適時対応と調整が必要とされる。

また、自動車のコスト及び販売価格の大きな変動は必ずその他の自動車事業分野にも影響が波及する。例えば、自動車金融会社にとって、融資の規模、費用及び自動車ローンの方針などを適時に調整する必要がある。新エネルギー車メーカーにとって、部品の調達コストを適時に評価し、研究開発の成果物の実用化を加速させ、従来型の自動車メーカーとの競争及び提携関係を結ぶ必要がある。

KPMG中国の提案

今回の自動車完成車及び部品に対する関税率の引き下げによる影響に対応するため、関連企業は下記の側面（下記を含むがその限りではない）から、税関実務上の影響及びチャンスを全面的に評価・実施する事を提案します。

- 輸入申告時点で税関の要求を満たし、且つ7月1日施行の減税措置を適用するために、輸入に関する物流業務を適時・適切に準備する必要がある。
- 移転価格ポリシー及び実施状況をレビューし、関税の価格評価の視点から輸入の自動車完成車及び部品の課税価格の合理性を事前に分析しておく。
- 輸入商品のHSコードの整理・レビューを行い、影響される可能性のある輸入貨物に対し定量分析を行い、HSコードの正確性及び一貫性を評価する事により、減税措置のメリットを最大限に活用する。
- 現行の貿易モデルを見直し・プランニングする。例えば、加工貿易に従事する自動車若しくは部品メーカーに対し、保税貨物の管理コストが比較的高いため、関税率が大幅に引き下げられる場合、改めて保税貿易のメリットとデメリットを再分析する。
- 原産地特惠関税率を適用する場合、原産地認定のコンプライアンスを確保するため、自動車完成車及び部品の原産地判別法及びその結果を再評価する。
- 関税価格評価、無償修理に関するコスト及び非貿易項目の海外送金（ロイヤリティを含む）に関して、既に質疑若しくは配分調整を受け、または受けている自動車企業に対し、今回の関税率引き下げが各質疑及び配分結果に与える影響の再評価を行い、並行して税関査察部門、関税管理部門、課税価格評価部門などと適時にコミュニケーションをとる。

KPMGの国際貿易及び税関実務チームが提供するサポート

KPMGの国際貿易及び税関実務チームは、税関の関連法規、税関手続及び実務を熟知している専門家が多数在籍しています。

豊富な貿易と税関知識、税関実務経験及びグローバルネットワークを駆使してクライアントの貿易効率の向上、国際貿易管理コストの削減を図り、効果的且つ効率的なソリューションをご提供します。

KPMG中国は今回の関税引き下げに関する諸問題についてサポートします。

- 輸入商品価格、HSコード、原産地などのレビュー、企業の実態を踏まえた上で
の税関及び税務上の影響に対する評価・数値化についてサポートを提供します。
- 今回の関税引き下げ、自由貿易協定などの優遇措置に基づき、クロスボーダーの
サプライチェーンの最適化に対する専門的なアドバイスの提供、及び実務実施
上のサポートを提供します。
- 潜在的な税務リスクの識別、税関による質疑、査察調査などに対する対応、及び
税関と効果的且つ十分なコミュニケーションの実行についてサポートを提供し
ます。
- 税関の価格調査の立会い、年次価格届け出、輸入価格調整の申請、移転価格の期
末調整による関税影響に対する分析についてサポートを提供します。

(4) 中国税関が企業単位の加工貿易監督管理モデルの実験を拡大 (18TA15) 第15回 2018年6月

このアラートで検討している法規

「企業を単位とする加工貿易監督管理モデル改革の実験を拡大することに関する税関総署の公告」(税関総署公告2018年第59号), 2018年6月21日公布, 発効

背景

中国税関の加工貿易に対する保税監督管理は、主に契約を単位とする監督管理モデルのため、現代的な企業経営の管理方式と適しなくなってきた。税関総署は、契約を単位とする税関の監督管理が企業の経営実態と合致しないという問題点を解決するため、企業経営の実態を踏まえた加工貿易と保税監督管理業務の改革を積極的に推進している。

2017年7月、税関総署は一部の企業に対して加工貿易電子手帳の届出、消込などの税関管理手続をパイロットにして、企業を単位とする加工貿易監督管理モデル（以下「新監督管理モデル」）の改革を天津、瀋陽、南京等9つの税関で先行して実施し、2018年2月には加工貿易監督管理モデルパイロット地区の範囲を上海、寧波、青島、アモイ等26の税関に拡大した。このため、各パイロット地区の税関は、税関の信用ランクの要求に合致しており、且つ一定の参入条件を満たしている加工貿易企業を対象にした改革パイロットを展開していた。税関総署は近日、「企業を単位とする加工貿易監督管理モデル改革の実験を拡大する事に関する税関総署の公告」を公布して新監督管理モデルを全国に普及拡大させる事となった。

主要内容

新監督管理モデルとは、税関が企業別に監督管理を実施する企業の帳簿を基にして企業部材コードに対応するHSコード（分類番号）、または企業がグルーピングした後のHSコード（項目番号）に基づき、貨物回転量を枠内とするコントロールをし、定期的な消込作業を行なう監督管理モデルである。

新監督管理モデルの企業の適用、不適用について

新監督管理モデルを適用する企業は、自らの名義で加工貿易業務を展開する生産型企業で、なお且つ下記のいずれかの条件を満たす必要がある。

1. 税関の信用ランクが一般認証企業以上。
2. 税関の信用ランクが一般信用であるが、内部加工貿易貨物及びデータの情報が透明且つ明瞭であり、データのロジック性が整え、余剰材料の追跡管理が税関の監督管理要求事項を満たしている。

企業が下記のいずれかに該当する場合、新監督管理モデル対象外となる。

- 1) 税関の信用ランクが信用喪失企業（失信企業）に降格されている。
- 2) 内部情報化システムが整備されておらず、内部加工貿易の貨物の流通とデータ流通が全体的に不一致で、余剰材料の管理が税関監督管理要求事項を満たしていない。
- 3) 規定に基づいた税関手続が実行できず、関連データ、証明書類、資料等を期日どおり提出、保管、保存できていない。
- 4) 企業が新監督管理モデルを適用しないと自発的に申請する場合。
- 5) 新監督管理モデルの対象外となるその他の場合。

新監督管理モデルの主要内容

新監督管理モデルは企業の自主申告と自主選択の余地を広げ、税関の監督管理プロセスを簡素化し、利便性も向上した。詳細は下記の通りである。

加工手帳の作成	企業は加工手帳を作成する際に所屬業界及び経営特徴を基にして、分類番号または項目番号の自主決定ができ、分類番号または項目番号によって輸出入申告が行える。
消込の期間	企業は消込の期間及び単耗（歩留率）の申告時期を自主的に決められる。
外注加工	荷受リストや出荷リストの提出・報告は不要となり、検査に備える資料を保管すればいい。
国内販売に集中納税	毎月15日に前月の国内販売保税貨物の納税手続を集中的に行える。
転廠（深加工結転）	毎月末に前月の深加工結転状況を一括して申告し、荷受や出荷記録の提出・報告は不要で、検査に備え、資料を適切に保管する。
余剰材料の繰越	消込前に余剰材料の繰越により実際に在庫を処分できる。
自主査定申告	消込周期が1年内的の場合、企業は自主的に消込が行える。消込サイクルが1年超である場合、年度申告を行う。
自主検査・自主統制	企業が自主検査・自主統制で問題点を発覚した場合、自主的に税関に申告して是正措置を行なえる。

KPMG中国の所見

新監督管理モデルは、企業を単位とする加工貿易業務管理によって企業の所属業界、生産規模、経営管理レベルを基準に、実際の需要及び自社の生産状況を踏まえて加工手帳の作成と消込サイクルを設定できる。生産プロセスで歩留率を自主的に算定し、生産を完了した後に歩留率を申告する事も可能となる。これにより、企業は生産経営における選択可能性と柔軟性が大いに高まり、歩留率の申告プロセスにおいても規則違反によって処分を受ける事も減少すると考えられる。

税関によって国内販売の集中申告期限の猶予と企業の保税貨物の集中処理が許容された事から、企業にとっては、外注加工と深加工結転の申告手続が簡素化され、業務プロセス全体と手続面でも利便性が向上し効率的になる。

新監督管理モデルでは、企業に自主検査・自主査定及び自主申告上の錯誤に対する許容の仕組みと救済措置を明確にした。これにより、企業にとっては手続上での非意図的なルール違反も少なくなり、且つ企業の税関コンプライアンスリスクも低減するであろう。

KPMG中国のサポート

中国税関は加工貿易の監督管理を改革し、経済の成長に適応できるように企業の自律的管理を軸にしたより柔軟で、且つ機動的な新しい監督管理モデルを確立しました。しかし、新たな監督管理モデルは企業に対してコンプライアンス管理のさらなる強化を求めています。KPMG中国は下記のサポートを提供します。

- ・ 加工貿易の業務計画策定をサポート：来料加工と進料加工の選定、新監督管理モデルの要求事項を満たすための企業の貿易流通を改善。
- ・ 加工貿易企業のステータス別に保税貨物処理と帳簿消込をサポートします。
- ・ 加工貿易歩留率に関する争議、国内販売に係る追徴税金に関する交渉など、管理課題の解決をサポートします。
- ・ 加工貿易業務のヘルスチェック、潜在的なリスクの識別・評価、内部管理システムの改善、リスク防止・管理システムの構築をサポートします。
- ・ 内部統制システムの改善、リスク防止意識の向上、実務上の取扱いの適正化、実行可能性のより高い加工貿易に関する内部統制システム構築をサポートします。

(5) 「関税評価及び移転価格に関する新ガイドライン (2018年改訂版)」を公布 (18TA20) 第20回 2018年9月

このアラートで検討している法規

世界税関機構は「関税評価及び移転価格に関する新ガイドライン(2018年改訂版)」を公布。

背景

世界税関機構(以下「WCO」)は最近、「関税評価及び移転価格に関する新ガイドライン(2018年改訂版)」(以下「2018年版ガイドライン」)を公布した。同ガイドラインは、関税評価及び移転価格税制を包括し、さらに関税評価プロセスにおいて移転価格文書を利用する際の指針を示している。また、2018年版ガイドラインは、WCOが2015年6月にガイドラインを公布して以降、初の改訂となる。

2018年版ガイドラインにおける主な変更点:

- 経済協力開発機構(以下「OECD」)及び主要20ヶ国・地域(G20)の税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトの最新動向。
- 関税評価技術委員会が近年公布した新たなケーススタディ。
- 各国税関の関税評価と移転価格の関係に対する見解と実務(特にカナダ、韓国、イギリスについて追加または更新した)。

2018年版ガイドラインは、関連する諸問題について明確な解決案を提示できていないが、資料情報の趣旨や諸外国の実務経験を共有する事で、WCO加盟国の政府機構と企業の理解を深め、問題処理の確実性を向上させ、納税義務の確定方法の一貫性と精度を保証するための指針となる。

本アラートは、2018年版ガイドラインの主要内容及び変更点を紹介し、ガイドラインによる企業の中国事業への影響を見極めるため、関税評価と移転価格に関する注目度の高い問題について分析を行う。

2018年版ガイドラインの主要内容及び変更点

2018年版ガイドラインは主に税関向けの参考資料として、関税評価と移転価格に関する資料を税関に提供し、独立企業間原則、比較可能性、移転価格の算定方法

及び選定、税務紛争の回避、解消のための事前確認制度（APA）及び相互協議手続（MAP）などの移転価格に関する実務上及びコンプライアンス上の問題について詳細に紹介している。

2018年版ガイドラインにおける非関連者間取引の比較可能性、移転価格の算定方法及び選定などに関する規定は、2017年版「OECD移転価格ガイドライン」及び2017年版「発展途上国のための移転価格実務マニュアル」に基づいて改訂された。例えば、2018年版ガイドラインでは発展途上国が比較可能性分析を行う際の課題を解決するため、国際通貨基金（IMF）、OECD、国連（UN）及びWBGが共同してPlatform toolkitをリリースした事を紹介している。また、2015年に可決されたOECD/G20 BEPSプロジェクトの要求に基づいた関連者間取引における確定申告書、国別報告書及び移転価格同時文書などの準備についても紹介している。

さらに2018年版ガイドラインは、「WTO関税評価協定」における関連者間取引がある場合に税関が取引価格を容認できるか否かの認定方法に関する規定（取引価格による方法、関連当事者の関係、取引環境調査及び価格テスト、取引価格の調整項目、非取引価格による方法など）についても詳細に説明している。

加えて2018年版ガイドラインは、関税評価のプロセスにおける移転価格文書に記載された情報及び諸外国の実務経験の活用方法を共有している。同ガイドラインは、WCO及びOECDによる合同会議での関連研究を紹介し、WCO関税評価技術委員会（TCCV）が承認したケーススタディ14.1及び14.2についても追加した。また、注目ポイントとして、同ガイドラインでは税関査察における移転価格文書の利用状況、諸外国税関の事前確認制度、輸入申告日後に移転価格税制に基づいて輸入貨物の課税価格を再調整する制度について更新している。

KPMG中国の所見

中国の税関と税務管理機構は、WCOが2015年6月のガイドライン公布から2018年の改訂までの期間に、多国籍企業の関連者間取引への監督管理を強化した。中国税関は2016年に税関総署公告第20号を公布した。同公告によると、輸入者は輸出入貨物通関申告書に記入する際、関連者間取引状況を申告しなければならない（チャイナタックスアラート2016年第13回を参照）。

WCO関税評価技術委員会が2017年に承認したケーススタディ14.2は、中国税関による関税評価事例が初めてWCOに採用されたケースであり、各国の税関に中国税

関が処理した移転価格問題の模範ケースを提示した（チャイナタックスアラート2017年第29回を参照）。

税務管理の観点から見ると、国家税務総局は2016年にOECD／G20 BEPSプロジェクトに基づき税務総局公告第42号を公布した。同公告は、ローカルファイル、マスターファイル及び国別報告書の三層構造の移転価格同時文書の内容を中国の税法法規に取り入れ、多国籍企業に対する反租税回避管理を一層強化した（チャイナタックスアラート2016年第23回を参照）。また、国家税務総局及び中国全土の税務機関は、比較分析の実施と移転価格調査対象の選定のため、データ監視システムの開発に多くの力を投じている。

4. 税関と関税

今回、公布された2018年版ガイドラインは、関税評価と移転価格を両立させた完全な解決案ではないが、中国の更なる経済開放のもとでなおも好機をもたらす可能性があり、中国政府、特に中国税関が国際的慣行に基づき多国籍企業の移転価格問題を解決する事で、より公平で統一的・客観的なビジネス環境を構築する事を促進させる。

KPMG中国の下記テーマに対する所見：

テーマ1: 多くの多国籍企業は、目標利益を達成できず、場合によっては赤字となり、或いは利益水準が高すぎる場合に移転価格を調整する事で目標利益率を達成する事を望んでいる。このような場合、企業は貨物輸入後（例えば、年末）に税関に申告して輸入価格を確定できるだろうか。

国際商業会議所（ICC）の意見によると、企業の価格調整を許可する事で課税価格を調整する事ができ、このために企業は処罰されない。WCOは、各国税関が関連手続を策定し、移転価格調整による輸入価格調整を可能とする事を奨励している。2018年版ガイドラインでは韓国税関の実務方法（つまり、韓国税関は企業の要求に従い輸入貨物の移転価格の事後調整を認める）を追加した。韓国税関は、企業が貨物輸入申告をする際に輸入価格を見積って暫定価格で申告を行い、実際の取引価格が確定した後に税金を追納し、または還付する事を要求している。

中国は現在、企業の輸入貨物の価格調整に対して依然として慎重な態度をとっており、現行の法規及び管理措置において企業による移転価格税制に従った輸入貨物の価格調整について明確な規定を定めていない。中国政府による減税の目標と、中国税関の関税評価に関する豊かな経験に鑑みて、中国税関が建設的な解決案を打ち出すだろうと期待されている。

一方、2018年版ガイドラインは中国の関連分野を開くため多くの参考となる経験を提示する。このため、企業は、その移転価格税制を審査し、豊富な関税評価経験を有する専門家と2018年版ガイドライン及びICCによるガイドラインを対比分析する必要がある。また、企業は必要に応じてAPA、MAPまたは事前教示制度を適用し、移転価格調整について税関とコミュニケーションを図る必要がある。

テーマ2: 中国政府は過去1年間で多くの減税措置（最恵国待遇（MFN）税率の引下げを含む）を採用するとともに、貿易戦争では米国を原産地とする貨物に対して報復関税を課した。関税は企業コストに重要な影響を与えるため、企業は移転価格税制に基づき価格を調整できるだろうか（例えば、関税コストが上昇した場合には輸入価格を引き下げ、または関税コストが下落した場合には輸入価格を引き上げる事ができるだろうか）。

関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第7条によると、関税評価協定における価額は、輸入国の法令が定めた時点及び場所に基づいて、国際貿易において完全な競争条件の下での取引価格でなければならない。したがって、ある商品または同種の商品の価格が関税コストの変動により変動する事は合理的である。例えば、最近では中国が米国製品に対して高い関税を徴収したため、大豆の国際価格が急落した。これは市場における正常な反応である。同様に輸入業者の利益水準が関税コストの変動により影響を受ける場合、当該業者は輸入価格を調整する必要があるかを検討しなければならない。

別の視点から見た場合、政府による減税措置は主に企業のコスト削減を目的とし、また、輸入商品の最終顧客への販売価格を低減させ、消費構造のアップグレードを促進する事も期待している。企業は関税コストが下落した後に販売価格の調整を適時に検討できなかったために、市場に利益をもたらす事ができず、当該企業自身もより高い利益水準を達成した場合、中国税関からの注目を受ける恐れがある。

このため、関連業界の企業の経営陣は、経済環境の変化がもたらす企業の目標利益率への影響を分析して関税評価に関する分析に備え、関税の変動による貨物の輸入価格への影響または最終顧客に対する販売価格への影響を分析して現在の輸入価格の合理性を証明し、または適時に価格調整の実施を検討する必要がある。

テーマ3: 国家税務総局公告第42号によると、企業は「バリューチェーン分析」を通じて自社に関連する多国籍企業バリューチェーン情報を提供しなければならない。

中国の納税者はAPAを適用して移転価格の現実性を向上させる場合が多くなっているため、APAプロセスにおいて関税評価を含めるべきだろうか。

2018年版ガイドラインではAPAを大きく紹介し、且つケーススタディ14.1（APA移転価格報告を基礎に他の情報を合わせ、関連者間取引が一般的な商業慣行に準ずるかどうかを判断する）を追加した。APAは、多国籍企業が関連者間取引の移転価格の設定について、税務機関に事前に確認を受けるものであり、通常、関連当事者及びその所在国の税務機関に関わり、一定程度で企業と税務機関との紛争を回避または解消する事ができる。企業はAPAの交渉過程において、適時に税関に連絡して交渉状況について意見を求め、関税評価リスクを効果的に低減させる事ができる。このため、企業はAPA申請において税関とのコミュニケーションを適時に検討するべきである（例えば、現行の移転価格税制を見直し、関税評価の要求を十分に考えた上で関連資料を準備して税務機関に提出し、輸入価格の確定原則、価格設定方法及び税関の受入可能性などを検討する）。

テーマ4: WCO関税評価技術委員会は2017年10月付で「WTO関税評価協定1.2（a）の規定に基づく移転価格文書を活用しての関連者間取引の関税評価」に関するケーススタディ14.2を公布した。その後、中国税関は比較対象企業の売上総利益率を基準にして多国籍企業の輸入貨物の取引価格を審査するケースが多くなっている。現在、輸入品の売上総利益率が四分位レンジを上回る場合、関税評価リスクが非常に高い。

2018年版ガイドラインはケーススタディ14.2を含めた。同ガイドラインによると、当該ケースにより、税関は関連者間取引価格の審査の際に、移転価格同時文書における比較対象企業と関連者の売上総利益率の比較によって、関連者間取引による取引成立価格への影響を受けるか否かの結論を出す事ができる。しかし、関連ケースはその具体的な状況に基づいて個別的に処理されるべきである。

現在の実例から見た場合、移転価格同時文書における比較対象企業の売上総利益率は税関の関連者間取引価格の審査において一定程度で参考になるが、移転価格同時文書は主に税務コンプライアンスを目的とするものであり、関税評価の目的と一定の差異がある。また、税関と企業との潜在的な対立や摩擦を緩和するため、ケーススタディ14.2を適用する場合には輸入貨物価格の計算式を組み合わせる必要がある。2018年版ガイドラインで述べるように、税関は査察において移転価格関連資料に対して関心を増している一方で、ICCは関連企業に多くの対応策を提供

している。また、企業経営陣は関税評価に特化した専門家に相談して移転価格税制を改善する必要がある。例えば、企業は、移転価格文書の適用性について税関に必要な説明を行って、移転価格文書の作成過程で売上総利益率に対する分析を追加し、また、関税評価分析報告書を準備し、或いは報告書に関税評価について章節を追加する事を検討すべきである。

(6) 日中間でAEO制度の相互承認に合意、日中貿易を促進 (18TA24) 第24回 2018年11月

このアラートで検討している法規

「中華人民共和国税関総署と日本国財務省税関局間で中国税関企業信用管理制度及び日本税関のAEO（認定事業者）相互承認に係る協定」

背景

2018年10月26日、日本と中国は、「中華人民共和国税関総署と日本国財務省税関局間で中国税関企業信用管理制度及び日本税関のAEO（Authorized Economic Operator；認定事業者）相互承認に係る協定」（以下「日中間AEO相互承認協定」）を正式に締結した。これにより、日本は中国とAEO相互承認の協定を締結した36番目の国となる。

「日中間AEO相互承認協定」の政策、内容

上述の日中間協定に従い、中国税関と日本税関はそれぞれ相手国のAEO事業者に対して以下4項目の優遇措置を与える。

- 輸出入貨物の検査・審査・監督管理の迅速化・簡素化を図るため、貨物のリスクを評価する際、AEO事業者の資格を十分に考慮する
- 検査が必要な貨物に対して、手続上最大限に便益を与え迅速に対応する
- AEO事業者の通関トラブルを解消するため、専任の税関連絡担当者を指定し、配置する
- 中断していた国際貿易が回復した場合、主要なインフラ施設は、相手国のAEO事業者からの輸入貨物に対して最大限に優先して迅速に通関させる

中国の他国・地域とのAEO相互承認の進展状況及び要求事項

これまで、中国はEU加盟国の28ヶ国に加えて、シンガポール、韓国、スイス、ニュージーランド、香港、オーストラリア、イスラエル、日本等の8ヶ国／地域とAEO相互承認に係る協定を締結した。また、中国税関は米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、マレーシア、タイ、ロシア、南アフリカ等の国ともAEO相互承認をめぐる交渉を進めている。

現在、中国におけるAEO相互承認の適用対象は高級認証企業に限られている。通

常、通関手続における優遇措置を享受するために、高級認証企業は下記の通り輸出入貨物の申告を行う必要がある。

ステップ1: 既に中国とAEO相互承認協定を締結した国及び地域の輸出入業者とAEO事業者コードを交換する。

ステップ2: 中国国内の輸出入企業が税関に輸入貨物の申告を行う際、所定の様式に基づき、通関申告書の「備考欄」にAEO相互承認相手国の企業／自社のAEO事業者コードを記入する。

ステップ3: 税関システムで双方のAEO事業者コードを問題なく照合できた場合は、通関段階で自動的に優遇措置を享受できる。

KPMG中国の所見

1. 日中の経済連携が強化し、中国の貿易円滑化の促進においてAEO制度の重要性が一段と高まった

今回の日中間AEO相互承認協定の締結は、米中両国間の貿易問題が緊張し続ける中、日中関係は改善傾向が見られ、経済的にも連携を強化する事を示唆する。比較的に緊迫している世界の経済及び貿易情勢において、中国は輸出入信用システムの整備を強力に推進し、信用をコアとした新たな税関監督管理体制の構築に取り組んでいる。中国は、AEO相互承認により、グローバル・サプライ・チェーンの相互接続・連携を促進し、貿易の円滑化を推進する事により、貿易会社の成長・発展を支援している。

2. 企業への影響と啓示

AEO相互承認は、直接に企業に通関上の利便を与えるだけでなく、自社の輸出入業務管理状況を見直し、コンプライアンス遵守、迅速性・利便性及びセキュリティに重点的に着眼して、税関実務の管理に潜むリスク及び問題点を早期に把握し、是正・改善する好機となる。このため、企業は現行の政策を踏まえて、AEO相互承認の効果を十分に発揮し、優遇措置を享受して税関実務の監督管理水準を全面的に引き上げるよう提案する。

KPMG中国が提供するサービス

1. AEO相互承認／AEO認定の動向、政策法令に関する解析及び税関の企業信用管理に関する研修・指導並びに情報共有などのサービスを提供します。

2. 中国企業の海外市場開拓に関するコンサルティングサービスを提供します。
AEO制度の相互承認の推進に伴い、KPMG中国はグローバルネットワークを利用して、関連国・地域のAEO制度、貿易環境、規制要求などを紹介し、企業が「一帯一路」戦略に則り、より迅速でスムーズに海外展開できるよう、企業の海外事業の拡大に係るコンサルティングサービスを提供します。
3. AEO高級認証及び再認証に関するサポートを提供します。企業が税関の高級認証企業に対する認定基準を満たせるように、内部統制、財務状況、輸出入に対する管理監督などについて全面的な評価・分析を行い、リスクを識別し、改善案を提供して企業の改善を促進します。
4. 専門の報告書を作成・提出します。税関総署令第237号「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」で言及した「税関または企業は社会仲介機構に委託して企業認証に関する問題に対し専門的な結論を提出してもらう事ができる」に準拠して、KPMG中国はプロフェッショナルなサービスを提供する仲介機構として、企業の認証状況を評価し、専門の報告書を作成・提出する事ができます。
5. 企業の年次内部レビューサービスを提供します。認証企業は、自社の年間輸出入状況及びコンプライアンス遵守状況に対してレビューを行う必要があります。KPMG中国は、企業に内部レビューサービスを提供し、企業に自社の実態と税関の企業信用状況の認定基準との一致度を十分に理解させ、プロフェッショナルとして改善案を提供します。

(7) クロスボーダー電子商取引(越境EC)に関する新制度 —多くの優遇措置と、それに伴うビジネスチャンス (18TA26) 2018年12月 第26回

本アラートの分析対象法規

「越境EC小売輸入の監督管理業務の改善に関する通達」, 商財発[2018]486号

「越境EC小売輸入に係る税收政策の改善に関する通達」, 財関税[2018]49号

「越境EC小売輸入商品リストの調整に関する公告」

背景

中国国务院はこのほど開催された常務会議において、越境EC小売輸入政策を継続して改善整備するとともに、適用範囲を拡大する事を決定した。これを背景に、関係官庁は国务院の方針に即した法規定や新制度を相次いで公布し、越境EC小売輸入業務を調整、規範化して優遇措置の適用範囲を拡大し、監督管理に対する追加要求事項を明確にしている。新制度は2019年1月1日から正式に施行される。本稿では関連法規の主な内容について説明した上で、越境EC業界向けの優遇措置とそれに伴うビジネスチャンスについて概括、分析する。

新制度の主な内容

監督管理適用の明確化

中国は2016年5月以降、越境EC小売輸入に対し、「暫定的に個人物品として監督管理を実施する」という暫定措置としての実施であったため、各関与者の責任の範囲が不明確だったり、将来の政策変更が予測できなかったりなどの問題点が存在していたが、新制度の導入によって「個人が自分で使う輸入物品」として監督管理する事を明確にした。これに伴い、中国の越境EC小売管理の2年間半にわたる移行期間が終了し、「中華人民共和国電子商取引法」に順応するための十分な事前準備が整った事になる。

各関与者の責任の明確化

新制度は越境EC小売輸入に関係する越境EC企業、越境ECプラットフォーム、中国国内サービス事業者、消費者及び政府官庁のそれぞれが負うべき責任を明確に規定している。したがって、規定に即して各関与者は自身の行為の適正化を図る事によって、政策の実行可能性を保ち、各関与者の正当な利益を保護し、同業界が健

全に発展できるようになった。

限度額の引き上げ、リスト対象品目の拡大

下表は新制度実施前後の変化を示す。

比較項目	2019年1月1日前	2019年1月1日後
一次取引限度額	2,000円	5,000円
年間取引限度額	20,000円	26,000円
一度の取引限度額を超えるが、 年間取引限度額を超えない 単一の分割不能な商品	一般貿易方式で管理	越境ECチャネルでの 輸入貨物の税率に基づき、 全額課税される
年間取引限度額を超える商品	一般貿易方式で管理	一般貿易方式で管理
商品リスト品目の合計数	1,258品目	需要の大きい63品目を 追加、1,321品目となる

新制度では「一次取引限度額を超えても、年間取引限度額を超えない一次の分割不能な商品」に対しても越境EC方式での輸入を認め、越境EC取引として全額課税する事とした。課税される事自体には変わりはないが、旧制度に比べて一般貿易貨物の監督管理方式における煩雑な手続及び監督管理条件の適用を回避できるため、消費者による一次の分割不能な高価な商品の購入が容易になるため、中国消費向上に資すると期待されている。

AEO 事業者認定との結合

越境EC小売輸入企業を税関信用管理システムに組み入れ、信用格付けに応じて異なる通関管理措置を実施する。このため、税関信用管理格付けは越境EC小売輸入企業にとっても通関効率性を左右する重要な要素となる。高級認証企業の平均検査率は一般信用企業の20%未満である。

政策適用範囲の拡大

新制度の適用範囲はこれまでの15都市から、越境EC総合試験区が新設された北京などを加えて22都市に拡大された。これにより、各地域への展開がさらに改善され、消費者の高度なニーズを満たす事が可能となる。

監督管理条件の緩和

越境EC小売輸入商品に対しては、個人使用目的の輸入物品として監督・管理を行

い、初回輸入時の許可書、登記または届出は要求されない事を明確にした。これは関連する具体的な監督管理要求の基本となっており、業界内で企業が最も注目する点である。

法令遵守・コンプライアンスに対する要求事項の厳格化

新制度は各関与主体の法令遵守・コンプライアンスに対する要求を強化している。例えば、追加加工したり、再販売を目的とする企業が法令に違反して虚偽の「オーダー情報」「支払情報」「輸送情報」(3つの情報)を作成したりなどの場合には、罰金が科せられる。また、犯罪を構成すると認められる場合、法に則り刑事責任を追及される。さらに、他人の身分証明書の情報を不正に利用して越境EC小売輸入業務に従事した場合、税関は密輸行為として取り締まる事になる。消費者が「個人使用」のために購入した商品の転売は禁止されており、越境ECによる小売業務は製品流通の最終段階と位置付けられる。

KPMG中国の所見

越境EC業界は、日々急速に拡大していく多様な消費者ニーズを満たし、消費者の利益と密接に関わっている。今回の新制度は、同業界の発展に大きな影響を与えるものである。

移行期間の終了による越境EC業界でのビジネスチャンスの到来

越境EC業界にとって、「暫定的に個人物品としての監督管理」から、「個人使用目的の輸入物品としての監督管理」への切替えは、現在の監督管理方式が長期にわたって定着する事を意味する。これにより、持続的且つ安定的な政策環境が形成され、越境EC企業のさらなる長期的ビジネスプランの作成が可能となる。新制度は、越境EC業界を重視し、下支えする政策であり、規範化によって越境EC業界の健全なる発展を促し、公平な市場環境を維持するものである。

多くの優遇措置が消費者に対してよい影響

取引限度額の引き上げ、リスク対象品目の追加によって、より多くのハイエンド消費財が越境EC小売方式で輸入できるため、越境EC事業者の経営範囲が拡大するとともに、消費者により多くの選択肢を提供する事になる。

「ネット購入保税＋オフラインでの店頭受取」モデルについての検討の余地

新制度は、税関特殊監督管理区域外で展開する「ネット購入保税＋オフラインでの店頭受取」モデルについて、「原則として認めない」事を明確にしている。しかし、実際には保税区域外の体験型店舗及び店頭受取業務は、かねてから越境EC事業者及び消費者の期待を集めている。新制度は、特殊なケースについて検討の余地を残したため、例外的ケースの明確化、規範化、実務上の取扱い、及び規制当局による管理方法などについて今後さらに検討が必要である。

法令遵守・コンプライアンス要求事項の明確化、厳格化

越境EC企業、越境ECプラットフォーム、中国国内サービス事業者、消費者はそれぞれ優遇措置を享受するとともに、これまで以上に自身のコンプライアンスに注意を払い、業務展開において遵守すべき事項を十分に把握し、自身が負担すべき責任と義務を重視して、コンプライアンスの確立に努める必要がある。

KPMG中国は越境ECの最新動向に注目し、マクロ政策、越境EC業界及び税関などの分野に関する幅広い知識と豊富な実務経験を蓄積しています。クライアントと密接に連携しながら、ビジネスチャンスを掴み、安定的な成長を実現するため、KPMG中国では以下のサービス提供が可能です。

- 越境EC企業の設立支援、オペレーションアドバイザリー及び税務分析
- 越境EC輸入商品分類、価格査定、通関などへのサポート
- コンプライアンス状況の検査、レビュー及び最適化アドバイス
- 越境EC企業のAEO認証及び再認証へのサポート

(8) 新税関信用管理規定の公布により、AEO認定はさらに厳しくなる

(18TA27) 第27回 2018年12月

このアラートで検討している法規

「税関認証企業標準」, 税関総署公告 2018年 177号, 共通標準及び輸出入貨物の荷受荷送人, 通関企業, 対外貿易総合サービス企業向けの個別標準を含む

『中華人民共和国税関企業信用管理弁法』の実施の関連事項に関する公告」, 税関総署公告 2018年 178号

背景

中華人民共和国税関総署は、2018年11月22日付で公告2018年177号（「税関認証企業標準」に関する公告）及び同11月27日付で2018年178号（「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」の実施の関連事項に関する公告）を公布し、「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」（税関総署令237号、以下「237号令」）と合わせて実施する「税関認証企業標準」（以下「新標準」、共通標準及び輸出入貨物の荷受荷送人、通関企業、対外貿易総合サービス企業向けの個別標準から構成されている）を通知した。また、新標準は高級認証、一般認証及び信用喪失企業に対する管理措置を追加・明確化している（従来の規定との比較表は添付資料を参照ください）。なお新標準は2019年1月1日より施行される。

新標準が企業にもたらす影響及び対策

輸出入企業からのフィードバック情報によると、今回公布された新税関信用管理規定及び新標準は、企業の声や要望も取り入れられ、過去の規定に比べてより合理的になっているものの、部署の増設、増員、研修回数の増加、より厳格な内部監査、財務指標の不合格による認証の直接否決、是正期限及び付加標準のキャンセルなど留意すべき課題も含まれている。また、新標準は配点ルールにおいて、「一部合格」を「基本合格」に変更し、なお「内部統制」及び「貿易安全」の2つの標準において、単一標準項目における基本合格下限に該当するもの（1点）は2つ以内に抑えなければならない要求も追加されたため、この点も注意を要する。企業は新標準による変化や新しい要求に対応するため、人員、資金、物資の投入を追加しなければならない。

一例として輸出入貨物の荷受荷送人が高級認証標準を適用する場合、申請手続において新たに対策及び再検討が必要な事項は下記の通りである。

1. 内部監査制度の実施の厳格化

新標準では、内部監査の仕組が「有効である事」が強調されており、監査の実施頻度は「毎年1回以上」で、既に高級認証企業を取得している場合は、毎年、税関高級認証企業標準への準拠性を確認するための内部監査を実施しなければならない。また、税関による行政罰の有無及び内容、さらに異常な原因による申告書の修正・取消などの有無及び内容の確認も企業内部監査の対象範囲に含まれる。

輸出入内部監査実施の問題は多くの認証企業の課題である。旧標準では輸出入業務の内部監査の内容や範囲が不明確であり企業または税関は各自の理解や実務上の必要性に応じて内部監査を実施していたため、監査の範囲及び発見事項が統一されておらず、効果も上がっていなかったが、新標準では、高級認証企業の内部監査は高級認証企業の関連標準をカバーしなければならない事を明確にし、実効性を高める事が要求されている。

2. 情報システム機能性要求の向上

新標準では高級認証企業の情報システムに対する要求が高くなっており、従来の「記録可能、遡及可能、照会可能」に加えて、「分析可能、警報通知可能」などの新たな機能を要求している。さらに、情報システムの管理機能範囲への要求も拡大しており、顧客管理、契約書管理などの機能も追加されている。

3. 総合財務状況評価の厳密化

新標準においての財務状況評価方法は、従来の個別指標毎の個別評価から5つの指標を総合評価する方法に変更し、従来の財務指標に加えて現預金対流動負債比率、純資産利益率が加えられ、資産負債比率指標が財務指標総合値（下記参照）を満たせない場合には、この事をもって不合格とし、保証状の発行で標準合格を代替する方法を撤廃した。また、支店を有する企業は、本支店合算の財務諸表のデータを使用しなければならないと規定している。

資産負債比率 $\leq$ 95%；

$$\text{財務指標総合値} = \text{当座比率} \times 0.161 + \text{現預金対流動負債比率} \times 0.161 + \text{資産負債比率} \times 0.258 + \text{営業利益率} \times 0.21 + \text{純資産利益率} \times 0.21$$

4. ビジネスパートナーの安全保護責任の強化

新基準では、ビジネスパートナーの安全を図るための重要な要件を定めており、「ビジネスパートナーをスクリーニングする際に、認証基準に従ってビジネスパートナーの包括的な評価を実施しなければならない」と規定している。但し、ビジネスパートナーが税関認定企業の場合、この限りではない。また、国際貿易に従事する非生産企業に対して、税関は国内ビジネスパートナー 1 社を選定して拡大認証を実施する。

5. 追加の検査検疫評価標準の専門化

新標準には従来の商品検査検疫企業信用管理事項を加えて認証要求、税関収集情報、認証企業が享受する優遇措置、信用喪失企業の認定などの内容を追加した。また、従来の検査検疫企業信用管理制度と税関信用管理制度との間には大きな相違があり、例えば、新標準に追加された品質管理規定は、企業が食品、化粧品、動植物及び製品、工業製品などの法定検査商品毎に品質安全の管理制度を構築しなければならないと規定している。

6. 業務研修対象範囲の拡大、頻度の増加

新基準では税関法令による内部研修対象が従来の「法定代表人またはその授権者、税関業務担当高級管理職」から「法定代表人（主要責任者）、税関業務担当高級管理職、税関業務責任者、貿易安全担当高級管理職」に拡大されており、研修回数も従来の「毎年少なくとも 1 回」から「毎年 2 回以上」に増やされている。

7. 企業の自主的開示の推奨

自主的開示の場合には税関認証企業信用状況の履歴とみなさない罰金の上限額を 237 号令の「5 万人民元」から 178 号公告の「50 万人民元」に引き上げている。

KPMG 中国の提案

上述は新標準及び管理弁法の実施上の諸事項が幅広い企業にもたらしうる深刻な課題である。新旧標準の移行期間におけるスムーズな改善を実現させるため、下記の通り分析し提案する。

1. 税関の内部監査に対する要求がより全面的且つ緻密になったため、認証企業はより一層輸出入内部監査を重視し、特に内部監査の内容が認証標準を網羅しなければならず、より多くのリソースを投入して内部監査業務の実行を強化していく必要がある。これに対応するため、内部監査実施に関して、第三者機関を利用するなどを含め検討する必要がある。
2. 企業によっては、既にERPまたはその他システムを利用して輸出入業務の全プロセスのデータ伝送、交換及び遡及を網羅的に実施していると思うが、システムの機能が認証標準の要求を満たせるように、既存システムを確認し、新標準の要求に対応可能かも検討する必要があるだろう。
3. 財務指標の増加、計算方法の変更及び保証状代替措置の撤廃などにより、企業の財務状況に対する要求が厳しくなっている。企業は財務状況、特に資産負債比率の推移を常に注目し、支払能力、収益力、納付能力という3つの財務実力の合理性とバランスを維持し、認証標準の要求を満足させる必要がある。
4. ビジネスパートナーの安全保護責任の強化により、企業がサプライヤー、サービスプロバイダー或いは顧客を選別する際、同じく税関認証企業のビジネスパートナーが強く推奨されている。これにより、企業自身及びビジネスパートナーのセキュリティリスクを最大限に軽減できる。もし、ビジネスパートナーが税関認証企業でない場合、企業は認証標準に基づき適格なビジネスパートナーを選別する責任や義務を履行しなければならない。このために、企業にとっては無視できないコストもかかるし、マネジメントにおいて大きなリスクももたらしめている。
5. 現在、検査検疫関連業務はアウトソースしている企業が多いため、税関の要求に満足する品質管理制度が十分には完備されていない可能性がある。また、追加された検査検疫標準による企業のコンプライアンス管理に対する要求も高くなるため、企業は経営活動のスムーズな展開を図って将来の検査検疫コンプライアンスリスクを重視し、輸出入貿易コンプライアンス制度をできるだけ早く構築・改善する必要がある。
6. 税関が業務内容、法律制度に対する研修を強調するのは、企業のスタッフが法律を把握し、理解し、遵守する意識を高め、業務の基本素養及び法律知識に注目するための長期的な考慮である。企業は、研修活動の期限、品質要求に厳守して

研修を行い、なお研修内容、授業方式、参加者の学習状況、研修後の受験方法及び効果評価などの具体的な内容まで配慮する必要がある。

7. 自主的開示における「税関認証企業信用状況の処分履歴とみなさない」上限額が引き上げられたため、企業がそれを慎重に評価し、優遇政策を十分に享受すべきである。また、企業は自律意識を高め、輸出入業務における問題を自ら発見し改善を遂行し、必要に応じて自主的開示の方式で税関に報告を行う事を積極的に検討すべきである。但し、企業は優遇政策を積極的に利用する事ともに、リスク分析や評価を慎重に行い、合理的な意思決定を行い、従来の不備による罰金、延滞金、信用リスクを最大限に低減させる事にも注意しなければならない。

KPMG中国が輸出入業者の皆様の新標準対応に関連して提供できるサービスは下記の通りです。

1. 【ギャップ分析】企業認証の格上げ及び認証手続へのサポート。企業が税関認証企業に対する認定標準を満たせるように、新標準を参考にしながら、企業に対して内部統制制度、財務状況、輸出入管理及び貿易安全などの多角的・全般的な分析を行った上、リスクを認識し、改善案を提供し、企業の改善を促します。
2. 【認定評価報告書】専門的な報告書の作成・提出。237号令の「税関または企業が民間仲介機構に、企業の認定に関する結論を出す事を委託する事ができる。」と規定している。この規定に基づき、KPMG中国は専門的仲介機関として、企業の認定関連状況に対して評価を行い、専門的な報告書を作成・提出する事ができます。
3. 【内部監査代行】輸出入業務向けの内部監査サービスの提供。新標準では、企業の内部監査を強調している。KPMG中国は企業のために内部監査の実施、輸出入業務におけるリスク認識のサポート、改善提案の報告、プロフェッショナルな監査意見の提出に関するサービスを提供します。
4. 企業の認証に関する政策・法規定の動向の分析と解説を提供し、税関信用管理に関するトレーニングや指導教育また情報提供を行います。

添付資料：企業信用等級毎に適用する税関・検査検疫監督管理措置一覧表

優遇措置の適用	高級認証企業	一般認証企業	一般信用企業	信用喪失企業
より低い輸出入貨物検査率	✓ 一般信用企業の20%以下	✓ 一般信用企業の50%以下	×	× 平均検査率が80%以上
輸出入貨物の通関手続を優先的に処理する	✓	✓	×	×
担保の免除・軽減を税関に申請できる	✓	✓	×	× 全額担保を提供しなければならない
より低い査察・検査の頻度	✓	×	×	× 査察・検査頻度を上げる
輸出貨物が税関の監督管理区域に到着する前に税関申告手続を行う可能である	✓	×	×	×
税関が企業のためにコーディネーターを配置する	✓	×	×	×
AEO相互承認の相手国・地域の税関が税関優遇措置を提供する	✓	×	×	×
国家関連部門が信用遵守に対する共同奨励を実施する	✓	×	×	× 国家関連部署が信用喪失に対する共同懲戒を実施する
不可抗力により中断された国際貿易が回復した後、優先的に通関を行う	✓	×	×	×

優遇措置の適用	高級認証企業	一般認証企業	一般信用企業	信用喪失企業
* より低い検査検疫採取比	✓	✓	×	×
* より低い輸出貨物の原産地調査の平均採取比	一般信用企業の20%以下	一般信用企業の50%以下	×	×
* 税関登録・届出及び関連手続を優先的に行う	✓	✓	×	×
* 税関総署が規定した他の管理措置	✓	✓	×	×
* 他の国・地域に食品、化粧品などの登録の輸出企業を優先的に推薦する	✓	×	×	×

注：「*」とは、税関総署公告2018年178号において追加される優遇措置の事である。

(9) 国務院、総合保税區における規制緩和及び質的向上の推進に向けた新政策を公布 (19TA05) 第5回 2019年1月

このアラートで検討している法規

「総合保税區における規制緩和及び質的向上の推進に関する若干意見」, 国発〔2019〕3号

背景

税関総署は、税務総局、商務部をはじめとする14の部・委員会と連携・協働して、全面的開放の新しい構図の創出推進に関する中国共産党中央委員会、国務院の方針や施策を徹底的に実行し、貿易・投資の自由化、円滑化に向けた効果的な政策を展開して、規制緩和の推進による成長の質的向上を図り、新時代において改革開放を全面的に深化させるため、総合保税區の更なる発展を促進する事を目的として、「総合保税區における規制緩和及び質的向上の推進に関する若干意見」(以下「意見書」)を制定した。同「意見書」は、2019年1月2日、李克強首相が主宰する第1回国務院常務会議において審議され、国際的な基準に準じて総合保税區の機能強化・高度化を促進し、新たにグレードアップした対外開放型のプラットフォームを構築する。1月10日、国務院は新政策に関する定例のプレス・ブリーフィングを行い、近日中に正式に印刷・配布・施行される予定の「意見書」について説明し、質疑応答した。同「意見書」は、1月25日に正式に公布され、国際的にも影響力や競争力を有する加工製造センター、R&D設計センター、物流流通センター、検査・保全センター、販売サービスセンターなどの5つの機能を併せ持つ総合保税區の構築に向けて、計21項目の具体的な措置を掲げた。新情勢下でよりハイレベルな開放型経済の構築、対外貿易の拡大、新たな貿易の業態やビジネスモデルの形成を強力にサポートする。

中国は1990年から、初の税関特別監督管理区域として保税區を設立し、その後、輸出加工区、保税物流園区、保税港区、クロスボーダー工業区及び総合保税區の6種の税関特別監督管理区域を設立してきた。税関特別監督管理区域の一般的な特徴として、貨物は税関の監督管理下におかれ、関税及び輸入段階における税金を納付していない状態でこれらの特別監督管理区域に運び込まれる事である。しかし、特別監督管理区域はその種類毎に特性が異なるため、取り扱う業務によって、そのメリットとデメリットも異なってくる。

税関特別監督管理区域はその種類毎に機能も異なるため、2012年に公布された「国務院による税関特別監督管理区域の科学的な発展を促進する事に関する指導意見」では、既存の輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区及び要件を満たす保税区を、徐々に統一要求を受ける総合保税区に整理統合していくと同時に、今後新規に設立される特別監督管理区域は、原則として、「総合保税区」として定義する方針を明らかにした。現在、総合保税区は税関特別監督管理区域の最上級区分として、貿易促進、外資誘致、新業態の形成普及及び特別監督管理区域の多様な発展の推進において確実にその役割を果たしている。総合保税区に関する新政策の導入が追い風となり、総合保税区は今後より大きな役割を発揮する事が期待されている。

総合保税区に関する新政策

「意見書」は、上述の5つのセンターの機能を併せ持った総合保税区の構築を明文化した。これは、これまで対外加工製造、物流流通機能に特化した総合保税区が、今後徐々にR&D・創造、検査・保全、販売サービスなどの機能を充実させ、世界市場において新たな競争優位性を創出する事を意図する。総合保税区の機能強化、高度化に向けた21項目の具体的な措置について、下記の事項が注目される。

(一) 総合保税区で増値税一般納税者資格付与の試行業務の積極的な推進

新政策は、総合保税区内の企業に国内外資源の活用の便宜を図り、世界市場・国内市場の拡大、及び一部の中国国内販売ニーズがある企業の税務コストを削減するために、一般納税者資格付与の試行業務を積極的、且つ着実に推進する。

(二) 企業の国内販売の利便性向上に向けて、総合保税区内で生産された携帯電話端末、自動車部品などの重点製品を自動輸入許可管理貨物目録から削除する。

「貨物自動輸入許可管理弁法」によると、総合保税区内企業が加工生産した製品を総合保税区外に搬出し、中国国内で販売する場合、「自動輸入許可管理貨物目録」の対象商品に該当する製品は、「自動輸入許可証」を取得しなければならない。総合保税区内企業が生産する一部の携帯電話端末、自動車部品などの重点製品の国内販売比率が高く、ロット数も多いため、製品自動輸入許可証の申請手続きが複雑で、国内販売に支障をきたすという問題を解決するため、新政策では、上記製品の国内販売は自動輸入許可証の申請・取得が不要であると定めた。

(三) 輸入禁止品目を除き、総合保税区内企業が海外から輸入し、区内でR&Dに用いられる貨物、物品については、許可証の提出が免除される。輸入消耗品はR&D活動における実使用量に基づき消込を行う。

関連規定によると、総合保税区内企業がR&D活動に用いるために輸入した消耗品は、消込を行う事で搬入量と搬出量のバランスを図る事ができる。また、通常、入国時に許可証の提出が必要となる貨物、物品は、R&Dに用いられる事を前提条件として、許可証を提出する必要なしに総合保税区への搬入が可能になる。

(四) 自動車を輸入した港湾の総合保税区内で保税状態のままで保管し、展示する業務に対する許可。

保税状態での自動車の保管、展示業務の試験的な実施は、現行の輸入自動車に対する「国境に入る時点で課税する」政策の枠を超えて、自動車を税金納付しないうまま輸入し、販売に供するという取引形態を実現した。

(五) 総合保税区内に登録しているファイナンス・リース企業が、航空機、船舶、海洋構造物などの大型設備を輸出入する際、複数の税関をまたぐ場合には効果的な監督管理と、現行の税收政策の執行を前提にして、実際の物流の必要性に応じて、地域外税関への監督管理を委託する。

新政策は、ファイナンス・リースの目的物の所在地がリース貿易における輸出入貨物通関手続、貨物検査が行われる総合保税区から遠く離れている場合、長距離輸送に伴うリスクの大きさ及び高額な輸送コストを勘案して、総合保税区税関が貨物所在地の税関と協議して貨物を実際に総合保税区へ搬入せずに、総合保税区税関が申告し、貨物所在地の税関が監督、貨物検査するという地域外税関へ監督管理を委託するモデルの実施を認める。これにより、総合保税区内に登録しているファイナンス・リース企業は着実にその便益を享受できる。

KPMG中国の所見

「意見書」は、総合保税区の発展における根本的な課題を乗り越え、その成長を妨げる障壁を除去するための具体的な措置を講じた。具体的には、総合保税区内で生産された一部の重点製品を自動輸入許可管理貨物目録からの削除、及び自動車を輸入した港湾の総合保税区内で保税状態のままで保管し、展示する業務の許可などが挙げられる。これらの措置は、貨物の搬出入作業を迅速に行わせ、企業の国内販売を円滑にして、経営コストの削減に繋がる。

また、「意見書」における政策の有効性は、総合保税区が従来から加工製造、物流流

通面で持つ優位性を大いに高めただけでなく、R&D・設計、検査・保全、販売サービスにも重点を置いた一部の新施策、抜本的な対策からも反映される。

「意見書」のもう1つの注目点は、責任所在の明確化、評価性、検証性である。21項目の具体的な措置は、各方の責任、役割を明確にし、税関総署に設立審査業務の統括責任、安全確保に対する監督管理及び事中・事後の監督責任を、関係官庁には税関総署に協力・支援する責任を担うよう要求した。これにより、総合保税区のさらなる発展を促進する。

「意見書」は、総合保税区内の企業にとって強力なカンフル剤となる。企業は今後関連政策の実施細則に注目しながら、自社経営上の必要性に応じて、総合保税区内でより広範囲に製造、貿易、R&Dなどの業務を利便的且つ効率良く展開していく事ができる。

現在、総合保税区以外の税関特別監督管理区域内にある企業は、事前に総合保税区の関連政策を研究しておく事で、所在する税関特別監督管理区域が総合保税区に整理統合された後、早急に政策のメリットを享受できる。

税関特別監督管理区域外にある製造企業は、一部の加工業務を総合保税区内の企業に委託する事で、区内企業が増値税一般納税者資格を有する上、税関特別監督管理区域の保税政策も享受できるという相乗効果を得る事ができる。

中国国外に本社を置く多国籍企業グループは、中国各地の総合保税区内で工場、物流センター、R&D施設などの設立に関するフィジビリティスタディを行い、総合保税区が中国改革開放の新しい基地として実施する高水準の貿易・投資の自由化、円滑化政策のメリットを十分に享受できる。

KPMG中国が提供するサービス

KPMG中国はかねてから、中国税関特別監督管理区域の動向に注目しており、税関、税務、アドバイザーなどの分野に精通したエキスパートが集結し、下記の支援サービスを提供します。

- 一般納税者資格取得必要性の評価支援、移行期間中の保税貨物の消込、設備の追加納税などに係るアドバイザーサービス
- ビジネスラインの整理、保税業務展開プランの設計、税関の監督管理要求を満

たした貿易フローの改善支援

- 税関業務における消込作業の最適化を支援し、リスク回避意識の向上と取扱適正化の指導を通して、消込管理システムの整備・高度化を支援
- 区内で新設されたR&D、製造企業の高級認証信用等級の申請、取得支援
- 保税修理、再製造及び越境ECなどの輸出入業務に対する支援
- 高付加価値のある医療機器、試薬の輸入に関する登録、届出（備案）、検査検疫等の手続に対する支援

(10) 中国政府、対米追加関税の適用除外の申請を受理開始 (19TA16) 第16回 2019年5月

このアラートで検討している法規

「対米追加関税賦課商品適用除外業務の試行に関する国务院関税税則委員会の公告」、税委会公告〔2019〕2号

背景

今年4月からエスカレートした米中貿易摩擦は両国の輸出入業者の利益に影響し始めている。この対応措置として、中国国务院関税税則委員会（以下「税委会」）は、対米報復措置の必要性和中国国内利害関係者の利益保護とのバランスを配慮し、2019年5月13日付で「対米追加関税賦課商品適用除外業務の試行に関する国务院関税税則委員会の公告」（以下「2号公告」）を公布した。同公告では、6月3日から対米追加関税賦課の適用除外商品の申請を受理し、除外手続作業を開始すると発表した。除外要件を満たす商品について追加関税の発動を猶予し、なお税金還付の要件を充足する場合には、既に徴収された追加関税も還付される。

対米追加関税賦課商品適用除外申請アプローチ

適格申請者

- 関連商品の輸入、生産または運用に関わる在中国企業
- 関連業界の協会（団体）

適用除外の対象商品

最初に申請できる品目

- 2018年7月6日から追加関税が賦課された「500億米ドル規模の米国原産輸入品に対する追加関税賦課に関する国务院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2018〕5号）の付属文書「対米追加関税賦課対象品目リスト1」の掲載品目；
- 2018年8月23日から追加関税が賦課された「160億米ドル規模の米国原産の輸入品に対する追加関税賦課に関する国务院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2018〕7号）の付属文書「対米追加関税賦課対象品目リスト2」の掲載品目；

その次に申請できる品目

- 2018年9月24日から追加関税が賦課され、なお、2019年6月1日から一部追加

関税率が引き上げられた「米国原産の一部輸入品（第2ステップ）」に対する追加関税賦課に関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2018〕6号）の付属リスト1-4の掲載品目；

注）「米国を原産地国とする自動車及び部品に対する追加関税賦課の一時停止に関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2018〕10号）及び「米国原産の自動車及び部品に対する追加関税賦課の一時停止の延期に関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2019〕1号）において追加関税賦課一時停止の対象自動車及び部品は適用除外の対象とはしない。

申請手続及び申請時期

- 財政部関税政策研究センターのウェブサイトを通じて必要情報を記入して適用除外を申請する事ができる。
- 1品目（HSコード8桁）につき1つの申請フォームに記入する。
- 最初に申請できる品目の申請期間は2019年6月3日から2019年7月5日まで、その次に申請できる品目の申請期間は2019年9月2日から2019年10月18日までとする。

税委会が除外申請に対する審査ポイント

税委会は申請者の記述に対し、次に掲げる3項目を重点として審査を行う。

- 代替品の確保が困難
- 追加関税賦課が申請者に与える経済的な損害が重大
- 追加関税賦課が関連業界の構造的なマイナス影響或いは社会に与える影響が重大

適用除外措置のメリット

- 適用除外リストに記載された商品は、当該措置が実施された日から1年に対米報復追加関税を賦課しないとされている。
- 税還付の要件を充足する場合（例えば、適用除外リストに記載され、8桁のHSコードに基づいて除外される商品、或いは税関が専ら付加コードに基づいて除外される商品の場合）、既に賦課された関税は関連輸入業者に還付される。

KPMG中国の所見

輸入貨物が対米追加関税に関わる在中国企業は、追加関税の影響及び適用除外申請の必要性を十分に評価し、除外申請の提出に先立ち、下記の事項に注意を払う必要がある。

適用除外申請の様式について

「2号公告」では、適用除外の申請手続は財政部関税政策研究センターの申請用ウェブサイトを通じて提出しなければならないと規定し、しかし記入事項や要求に関する詳しい情報は明確されていない。このため、申請者は「2号公告」に基づき、事前に必要情報を準備しておかないといけない。ウェブサイトが運行後、除外申請の様式に従って即時に情報を調整、追加し、記入内容の規定を満たす情報を確保する。

追加関税還付の遡及期間について

「2号公告」に従い、税還付の要件を満たす輸入業者は、既に賦課された追加関税の返還を申請できるが、その遡及期間が明らかにされていない。遡及期間などの追加関税の還付に関しては、適用除外リストの発表とともに明確にされるであろうと見込まれている。

米国原産の自動車及び部品について

「2号公告」には、特に追加関税の賦課停止または一時中止措置を適用する自動車または自動車部品が申請品目の対象外とする事も言及している。一部の自動車及び部品は「米国原産の一部輸入品に対する追加関税率の引き上げに関する国务院関税税則委員会の公告」(税委会公告[2019]3号)付属リストに組み入れないため、マスコミや業界関係者が、「追加関税賦課の一時中止」から「賦課の停止」にシフトされたのではないかの見方も広がっている。KPMG中国の理解では、税委会がその他の関連政策を公布しない限り、自動車及び部品は依然として追加関税賦課の一時中止品目に帰属しており、米国原産の自動車及び部品に関わる追加関税賦課の再開可能性を排除できない。

KPMG中国の提案

除外適用申請手続の提出を予定している企業は、税委会からの3つの要求に照らしながら、追加関税賦課がもたらす不利な影響を証明する事実及びデータを取りまとめ、下記の視点に基づいて当該商品を除外する必要性について述べていく。

- その他原産地の代替品が使用不能のため、追加関税の賦課が対米報復措置の目的に抵触する；
- 追加関税の賦課が企業自体及び中国国内外の川上・川下産業の経済状況に打撃を与える；
- 関連商品に対する追加関税の賦課が中国経済成長に大きなマイナス影響を与える。

KPMG中国の国際貿易及び税関チームは、企業の関税政策の制定参画及び米中貿易摩擦に伴う課題の対応について、豊富な実務経験を有し、適用除外申請品目の選定、申請事由の準備と説明、当局とのコミュニケーションなどに効果的な指導とサポートを提供できるように努力しています。

(11) カスタムポリシーアップデート (税関の重要政策と最新動向) 2018年1月 (18CU01)

2018年度の関税調整案を公告 (税関総署公告 2017年 65号)

税関総署は、国務院によって承認・可決された「2018年関税調整案」(税委会国務院[2017]27号)を公布した。同公告によって輸入関税率、輸出関税率、税則・税目が調整された。同公告は2018年1月1日から実施する。

KPMG中国が2018年2月7日に公表した「チャイナタックスアラート (中国税務速報)」でも詳しく紹介しています。詳細は『「2018年の関税調整案」解説及び税関の税務政策調査・研究 (中国語版)』も併せてご参照ください。

2018年ニュージーランド原産の輸入農産品の一部の特別セーフガード措置に関する公告 (税関総署公告 2018年1号、2号、3号)

税関総署は、2018年1月3日から5日までに①「2018年ニュージーランド原産の輸入チーズに対する特別セーフガード措置の施行に関する公告 (税関総署公告 2018年1号)」、②「2018年ニュージーランド原産の輸入バター及びその他の食用油脂製品に対する特別セーフガード措置の施行に関する公告 (税関総署公告 2018年2号)」、③「2018年ニュージーランド原産の輸入固体乳と非固体濃縮乳及びクリームに対する特別セーフガード措置の施行に関する公告 (税関総署公告 2018年3号)」を相次いで公布した。これは「中国・ニュージーランド自由貿易協定」で決められている輸入申告件数が2018年度に基準数量を超えたため、輸入チーズ (HSコード: 04061000、04063000、04069000)、輸入バター及びその他の食用油脂製品 (HSコード: 04051000、04059000)、輸入固体乳と非固体濃縮乳及びクリーム (HSコード: 04021000、04022100、04022900、04029100)などの農産品の輸入税率が最恵国待遇税率 (MFN税率)に切り替わり、輸入関税の課税対象となった。

保稅監督管理場所の関連規定に関する法律文書とリストを公布 (税関総署公告 2018年4号)

税関総署は、2018年1月9日付で保稅監督管理場所の関連規定に関する法律文書及びリストの様式を公表した。一部の規定は税関総署令第235号によって改訂された。①「保稅倉庫及び保管貨物に関する税関管理規定」、②「保稅物流センター(A型)に関する税関暫定管理弁法」、③「保稅物流センター(B型)に関する税関暫定管理弁法」、④「輸出監督管理倉庫及び保管貨物に関する税関管理弁法」に関わるものである。同公告は2018年2月1日から実施し、同時に、税関総署公告 2004年14号

第3条及び書面添付は廃止された。

オーストラリア輸入農産品2種の2017年度輸入量と2018年度特別セーフガード措置発動の基準数量に関する公告(税関総署公告2018年5号)

税関総署は、「オーストラリア輸入農産品2種の2017年度輸入量と2018年度特別セーフガード措置発動の基準数量に関する公告(2018年第5号)」を公布した。同公告では、「中国・オーストラリア自由貿易協定」に基づき、オーストラリア輸入の特別セーフガードの対象2種(牛肉、ミルクパウダー)の農産品の内、8品目に対して貿易協定に定められる輸入税率が適用されるため、2017年度輸入基準数量及び2018年度特別セーフガード措置発動の基準数量を公表した。

一部の優遇貿易協定に基づく原産地申告の関連事項に関する公告(税関総署公告2018年6号)

税関総署は、2018年1月12日付で「一部の優遇貿易協定に基づく原産地申告の関連事項に関する公告(2018年第6号)」を公布した。同公告によると、税関が、①「『中国・ニュージーランド自由貿易協定』に基づく輸出入貨物の原産地管理弁法(税関総署令第175号)」、②「『中国・オーストラリア自由貿易協定』に基づく輸出入貨物の原産地管理弁法」(税関総署令第228号)、③「税関による後発開発途上国に対する特惠関税制度に基づく輸入貨物の原産地管理弁法」(税関総署令第231号)によって貨物原産地を事前に税関より裁定・確認できている場合には、輸入貨物荷受人若しくは代理人が税関に原産地申告書を提出し、貿易協定の税率または特惠税率を適用して申請できる。同公告は2018年2月1日から実施する。

貿易救済措置の適用対象貨物の輸入申告書における課税額計算の自動化関連事項に関する公告(税関総署公告2018年7号)

税関総署は、2018年1月15日付で「貿易救済措置の適用対象貨物の輸入申告書における課税額計算の自動化関連事項に関する公告(2018年7号)」を公布した。全国税関通関一体化改革をさらに推進し、通関前の貿易救済措置を適用できる審査料率の軽減措置として、税関総署はH2010通関システムと税関事前入力システムを最適化し、貿易救済措置(アンチ・ダンピング関税措置、相殺関税措置、セーフガード措置など)の適用対象貨物の輸入申告書上の課税額計算を自動化した。

関税価格評価業務のペーパーレス化推進に関する公告 (税関総署公告2018年9号)

税関総署は、2018年1月15日付で「関税価格評価業務のペーパーレス化推進に関する公告(2018年第9号)」を公布した。同公告によって全国税関通関業務のペーパーレス化と通関時の利便性も向上する。

税関総署、国家税務総局の「税関専用納付書」出力改革のパイロットプログラムに関する公告(税関総署・国家税務総局公告2018年10号)

税関総署及び国家税務総局は、2018年1月19日から上海及び南京の両税関で「税関専用納付書」の出力に関する改革パイロットプログラムを実施する。同公告によって、国際貿易の「専用受付窓口」と「インターネット+行政サービス」を促進するため、通関手続のペーパーレス化とともに全ての手続がインターネット上で完結する。

「税関一時輸出入貨物管理弁法」の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範に関する公告(税関総署公告2018年12号)

税関総署は、2018年1月20日付で「税関一時輸出入貨物管理弁法」(税関総署令第233号)に基づき、「一時輸出入貨物の確認申請書」、「一時輸出入貨物の審査申請書」、「一時輸出入貨物の期間延長書類」を制定し、申請する際の申告書の記入・作成を規範化した。同公告は2018年2月1日から実施する。

税関特殊監督管理区域の企業に増値税一般納税人資格を付与するパイロット地域拡大に関する公告(国家税務総局、財政部、税関総署2018年5号)

国家税務総局、財政部及び税関総署は共同して、2018年1月25日付で「税関特殊監督管理区域の企業に増値税一般納税人資格を付与するパイロット地域拡大に関する公告」を公布した。同公告によってパイロット展開する地域は、浙江寧波輸出加工区、成都高新総合保税区など17ヶ所の税関特殊監督管理区域まで拡大された。また、一般納税人資格の放棄関連規制も制定された。具体的には、一般納税人資格認定期間は36ヶ月以上の納税者は資格の放棄を申請できる事になる。但し、一度放棄してのち36ヶ月以内の再申請は行えない。同公告は2018年2月1日から実施する。

地方税関政策の最新動向

成都税関・税関特殊監督管理区域外の加工貿易業の管轄調整に関する公告 (成都税関 [2018] 1号)

成都税関は、全国税関通関一体化改革と地方税関の機能を総合的に改革するため、税関特殊監督管理区域外の加工貿易及び保税業務の管轄を、成都市税関直轄の天府新区税関に移管した。主な業務管轄範囲は、新規の加工貿易及び保税業務、及び青白江事務所、龍泉駅事務所、成都総合保税区税関で手続未済の加工貿易に関するマニュアル関連の業務、並びに成都総合保税区税関に申告済みの中航成飛民用飛行機有限責任公司共用型保税倉庫関連の業務である。同公告は2018年1月31日から実施する。

南京税関・輸入貨物通関後に通関申告書を受理・審査する作業モデルの展開に関する公告(南京税関 [2018] 2号)

南京税関は、2018年1月8日付で江蘇省税関特殊監督管理区域及び保税物流センター(B型)の輸入貨物に対し、輸入貨物の通関後に通関申告書を受理・審査する作業モデルの試みに関する規定を公表した。同公告は公布日から実施する。

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年2月（18CU02）

加工貿易の陰極銅歩留基準を公布（公告〔2018〕16号）

税関総署と国家発展改革委員会は共同で2018年1月25日に「加工貿易の陰極銅歩留基準」に関する公告〔2018〕16号を公布した。2018年2月5日から施行され、旧基準の「加工貿易の陰極銅（電解銅）歩留基準」（基準番号：HDB／YS001 - 2000）は同時に廃止された。

3-フェノキシベンズアルデヒドのアンチ・ダンピング関税措置の実施に係る品目HSコードの申告要求に関する公告（税関総署公告2018年17号）

商務部は2018年2月8日から、「中華人民共和国アンチ・ダンピング条例」に従い、原産地インドから輸入される「3-フェノキシベンズアルデヒド（HSコード：2912.4990）」に対してアンチ・ダンピング課税を一時的に適用して保証金を徴収する。このため、輸入荷受人は「商務部〔2018〕8号公告」で義務付けられているアンチ・ダンピング関税対象品目を申告する際に「HSコード・29124990.10」を記入する必要がある。

保証金台帳の『実転』管理から税関事務の担保事項への変更に伴う各手続の取扱いに関する公告（公告2018年18号）

税関総署は国务院の指示を受け、2018年2月13日から加工貿易に適用されている銀行保証金台帳制度（以下「保証金台帳」）を廃止して、新たに「保証金台帳の『実転』管理から税関事務の担保事項への変更に伴う各手続の取扱いに関する公告」を公布した。

企業単位の加工貿易監督管理モデルの改革パイロットプログラムの範囲拡大に関する公告（税関総署公告2018年19号）

加工貿易及び保税監督管理の改革をさらに深め、加工貿易に対する監督管理とサービスの向上並びに企業の自主管理を促進するため、税関総署は企業単位の加工貿易監督管理モデル（以下「新監督管理モデル」）改革のパイロットプログラムの範囲を拡大する事を決定した。また、税関総署は2018年2月26日に「企業単位の加工貿易監督管理モデルの改革パイロットプログラムの範囲拡大に関する税関総署の公告」（公告2018年19号）を公布した。対象税関は、天津、フフホト、満州里、瀋陽、長春、ハルビン、上海、南京、杭州、寧波、合肥、アモイ、南昌、青島、鄭州、武漢、広州、深圳、拱北、黃埔、湛江、南寧、重慶、成都、西安、ウルムチである。

新監督管理モデルの業務範囲は、会計帳簿の設定（（変更）、輸出入、外注加工、深加工結転、内部販売、剰余原料と部品の繰り越し、照合と取消の申告、該当企業或いは該当グループのアフターサービスなどを含む。本公告は、新監督管理モデルを導入する企業への条件を規定しており、今後、該当する企業は新監督管理モデルに準じて自主的に照合・消込サイクル及び歩留の申告期間を決める事ができる。同公告は2018年3月5日から施行されており、「中華人民共和国税関総署2017年29号公告」は廃止された。

対北朝鮮輸出禁止の軍民両用（デュアル・ユース）物資及び技術リストの追加に関する公告（商務部公告〔2018〕17号）

商務部、工業情報化部、国家国防科技工業局、国家原子能機構及び税関総署の5つの政府機関は共同で、2018年2月5日に対北朝鮮輸出禁止の軍民両用（デュアル・ユース）物資及び技術リストの追加に関する公告を公布した。公告発布日から北朝鮮を仕向地とし、公告に記載されている大量破壊兵器及び運搬手段の軍民両用物資、技術、通常兵器軍民両用品の輸出が禁止される。

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年3月（18CU03）

税関総署が一般貿易方式で輸出入される工業用ダイヤモンドの通関申告手続の調整に関する公告を公布（税関総署公告2018年21号）

税関総署は、2018年3月2日付で、企業側の業務運用上の便宜を図り、且つ中国国内のダイヤモンド市場の円滑で健全な発展を促すため、一般貿易方式により輸出入される工業用ダイヤモンドの通関申告手続を調整した。具体的には、企業が一般貿易方式により、関税コード（HSコード）71022100、71022900、71049011、71051020のダイヤモンドを輸出入する場合、取引所にある税関以外の税関でも通関申告手続が行える事に加え、関連税法に基づき関税及び輸入段階における増値税の徴収がポイントとなる。同公告は、公布日から施行する。

税関総署が「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」を公布（第237号令）

税関総署は、社会信用システムの構築を促進し、企業の輸出入信用管理制度を確立し、貿易取引の安全と便宜を図るため、2018年3月3日付で「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」（以下「管理弁法」）を公布した。同弁法は2018年5月1日から施行される。また、同弁法の施行と同時に、税関総署令第225号「中華人民共和国税関企業信用管理に関する暫行弁法」（以下「暫行弁法」）は廃止する。

「管理弁法」は、「暫行弁法」をもとに若干更新された。具体的には、税関の情報収集範囲の拡大による企業信用状況の評価、企業の信用レベル別に適用される管理措置の更新、及び信用喪失企業の認定条件の更新、並びに情報異常企業名簿の作成である。同弁法は、多数の政府部門の「信義誠実に関する共同奨励及び信用喪失に関する共同懲戒」のメカニズムを鮮明に反映し、信用レベルの高い企業により多くの優遇享受を与え、信用喪失企業には懲戒措置を一層強化する事で、異なった信用レベル間の管理措置上の差異を拡大した。

KPMG中国は、2018年3月12日付の「チャイナ・タックス・アラート」において、当該管理弁法に対する紹介と分析を行った。詳細は、「認証企業が税関の企業信用管理新弁法でより多くの恩恵を特典享受」（18TA06）をご参照ください。

税関総署、国家発展改革委員会が加工貿易における16品目の原単位の基準改正に関する公告を公布（公告〔2018〕22号）

税関総署及び国家発展改革委員会は共同して、2018年3月5日付で「加工貿易における冷凍カレイ・ヒラメ製品の原単位基準」など16品目の原単位基準の改訂を公布し、2018年4月6日から施行する。また、同16品目の改正前の原単位基準は、同時に廃止する。

税関総署が保税照合抹消リストの使用に関する公告を公布（税関総署公告2018年23号）

税関総署は、2018年3月26日付で保税照合抹消リストに基づく加工貿易手帳のデータの照合抹消に関する管理改革を促進し、加工貿易と保税監督管理企業の品目番号データ管理間の連動を実現するため、保税照合抹消リストの起動を決定した。同公告は、保税照合抹消リストに関する事項について規定するとともに、保税照合抹消リストへの記入を規範化した。同公告は、2018年7月1日から施行する。また、同年7月1日以前にパイロットプログラムを展開する税関は、同公告に従い業務執行する。

税関総署が自主申告・自主納税の適用範囲の拡大に関する公告を公布（税関総署公告2018年24号）

税関総署は、2018年3月29日付で税収徴収管理方法の改革を促進するため、自主申告及び自主納税（以下「自主申告・納税」）の適用範囲を拡大する事を決定した。同公告により、貿易優遇協定に基づく全ての輸入関税申告書に「自主申告・納税」方式を適用できる。同公告は、2018年4月10日から施行する。

商務部が2018年下半年に一部のアンチ・ダンピング関税措置及び相殺関税措置の適用期限到来に関する公告を公布（商務部公告〔2018〕30号）

商務部は、2018年3月15日付で2018年7月1日から12月31日までに適用期限が到来するアンチ・ダンピング関税措置及び相殺関税措置を公布した。国内産業、または国内産業を代表する自然人、法人或いは関連組織は、当該アンチ・ダンピング関税措置及び相殺関税措置の期限が到来する60日前までに書面で商務部に期限到来による再審査申請書を提出する事ができる。

地方税関政策の最新動向

拱北税関が「価格の事前査定に関する公告」及び「輸入貨物の原産地事前査定に関する公告」の廃止に関する公告を公布（拱北税関公告〔2018〕4号）

拱北税関は、「中華人民共和国税関事前裁定管理暫行弁法」（税関総署令第236号）及び「『中華人民共和国税関事前裁定管理暫行弁法』の関連事項の実施に関する税関総署の公告」（税関総署公告2018年14号）に従い、同公告の公布日（即ち2018年3月2日）付で「価格の事前査定に関する公告」（拱北税関公告〔2011〕6号）、及び「輸入貨物の原産地事前査定に関する公告」（拱北税関公告〔2013〕3号）を廃止した。

上海税関が減免税調整の関連事項に関する公告を公布（上海税関公告〔2018〕1号）

上海税関は、2018年3月6日付で4項目の減免税事項（上海市に所属する科学研究院による科学研究、科学技術開発及び教育用品の輸入、国家企業技術センターによる科学研究、科学技術開発及び教育用品等の輸入を含む）に関する管理規定を調整するための公告を公布した。また、当該事項は、科学革新センターに駐在する上海税関が集中的に管理・推進する。同公告は公布日から施行する。

税関査察に協力可能な民間仲介機構の候補リストに関する湛江税関の通告

湛江税関は、民間仲介機構からの申請に基づき、「税関稽查条例」及び関連規定に従い、審査した結果、税関査察に協力可能な民間仲介機構の導入条件に適合する民間仲介機構20社（KPMG華振会計師事務所（特殊普通合伙）広州事務所及びKPMGアドバイザリー中国広州事務所を含む）を候補リストに追加した。

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年4月（18CU04）

「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」及び関連制度実施事項に関する公告（税関総署公告2018年第32号）

税関総署は2018年3月3日に、「中華人民共和国税関企業信用管理弁法（税関総署令第237号、以下「信用弁法」）」を公布し、同年5月1日から施行した。同「信用弁法」の関連事項は次の通りである。

- ① 2018年5月1日以降も「税関認証企業基準（税関総署公告2014年第82号）」が有効なため、税関が「与信措置」及び「税関認証企業基準」に基づき、企業の認定・審査を実施する。
- ② 2018年4月30日以前に「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法（税関総署令第225号）」に準じて信用喪失企業に認定された企業は、信用喪失企業の認定期間が1年を経過、且つ管理期間中に「同信用管理暫定弁法」第12条の条項にも該当していない場合、税関は当該企業を一般信用企業に格上げする。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1807637/index.html>

KPMG中国は、税関企業信用管理弁法に関する税関総署令の内容について、2018年3月12日発行のチャイナタックスアラート（中国税務速報）で、「認証企業が税関の企業信用管理新弁法でより多くの恩恵を特典享受」を公表しています。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

<https://home.kpmg/cn/zh/home/insights/2018/03/china-tax-alert-06.html>

税関への出入境検閲検疫部門（國務院制度改革プログラム）と企業申告検査資格の統合（税関総署公告2018年第28号）

第13回全国人民代表大会の第1回会議で承認された「國務院制度改革プログラム」によって、今後、国家質量監督検閲検疫総局の出入境検閲検疫部門が、税関総署に統合される。税関の新組織として2018年4月20日から通関手続上の新たな取り組みとなるワンストップ対応や一括処理を担当する。同時に、税関総署は、企業の通関及び申告検査資格に対し、関連手続や業務プロセス、資格統合の範囲を最適化し、同じく、税関が管理する既存の71の規則に関連して調整と修正のための商品検

験部門を決定した「税関総署令第238号」を公布し、同年5月1日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302413/302415/1684635/1684638/1696533/index.html>

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1482471/index.html>

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1809518/index.html>

医薬品輸入関税引き下げに関する国务院関税税則委員会の公告（財政部2018年第2号公告）

がん患者への薬の負担を軽減し、より多くの薬を選択できるようにするため、抗がん剤を含む全ての一般医薬品、抗がん効果の高いアルカロイド類の医薬品、及び実際に輸入された漢方製剤に対して、2018年5月1日から0%の暫定税率を適用する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180423_2874912.html

入国免税店管理暫定弁法補足規定の印刷・配布に関する通知（財政部2018年第4号公告）

財政部は、入国免税店の健全な発展を促進するため「入国免税店管理暫定弁法（財関税〔2016〕8号）」の補足規定を公布した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180408_2862868.html

抗がん剤の増値税政策に関する通知（財税〔2018〕47号）

2018年5月1日から、増値税一般納税者が抗がん剤の生産、販売、卸売、小売を行う場合、簡易課税方式に基づく税率3%の増値税額を選択納付できる。輸入抗がん剤は3%の軽減税率が適用され、輸入増値税を徴収する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180427_2880407.html

米国原産の一部の輸入品目に対する関税特約の停止に関する通知（財政部 2018年第13号公告）

国务院の関税税則委員会は、米国原産の輸入品目の一部に対し、関税特約を停止する事を決定した。具体的な内容は下記の通りである。

- 一、米国原産の果物及びその他製品の120品目に対し、関税切り下げの特約を停止し、現行の適用関税率を基に15%の追加税率を課す事。
- 二、米国原産の豚肉及びその他製品など8品目に対する関税切り下げの特約を停止し、現行の適用関税率を基に25%の追加税率を課す事。

本通知は2018年4月2日から実施する。詳細はこちらのリンクをご参照ください：
http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180401_2857769.html

米国原産の一部の輸入品目に対する追加関税に関する公告（商務部 2018年第34号公告）

およそ500億米ドル（2017年の米国からの輸入総額）相当の米国原産の大豆などの農産物、自動車、化学品、航空機輸入などに対し、税率25%の追加関税措置を行う予定である。最終的な措置及び発効日は別途公表する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201804/20180402728516.shtml>

KPMG中国は、中国と米国間の貿易摩擦に関して2018年5月8日発行のチャイナタックスアラート（中国税務速報）で、「米中貿易摩擦の米中輸出入企業への影響」を公表しています。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：
<https://home.kpmg/cn/zh/home/insights/2018/05/china-tax-alert-11.html>

アンチ・ダンピング・反補助金関連規則の公布（商務部令 2018年2、3、4号）

商務部は、2018年3月14日に開催した商務部第111回・部務会議において、「アンチ・ダンピング・反補助金調査公聴会規則」、「アンチ・ダンピング・アンケート規則」、「ダンピング及びダンピング・マージンの期間内再調査規則」を可決、公布した。上述の規則は2018年5月4日から施行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201804/20180402729828.shtml>

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201804/20180402729833.shtml>

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201804/20180402729836.shtml>

商務部、工業情報化部、国家原子力機構、税関総署、国防科工局公告 2018年第36号

国連安全保障理事会決議第2375号決議を履行するため、本公告に記載された大量破壊兵器及び同運搬手段に関連した軍事転用可能な物質及び技術、若しくは通常兵器に転用可能な民生品を北朝鮮に輸出する事を禁止する。本公告は公布日から施行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201804/20180402729390.shtml>

輸出貨物通関申告書証明綴り（輸出還付専用）の印刷発行の全面的な取り消しに関する公告（税関総署公告 2018年第26号）

税関総署は、通関業務のペーパーレス化改革をさらに深化させ、紙の書類の転送を減らすため、税関の輸出貨物通関申告書証明綴りの印刷発行を全面的に取り消す事を決定した(輸出還付専用)。関連システムは2018年4月30日から運用を停止する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1478096/index.html>

越境電子商取引決済企業の登録管理の規範化に関する公告（税関総署公告 2018年第27号）

本公告の公布日から、越境電子商取引決済企業は登録または情報の登録手続のための税関に関連する資格認定証を提出しなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1481520/index.html>

中国・パキスタン自由貿易協定の原産地電子情報ネットワーク化の関連事項に関する公告（税関総署公告 2018年第29号）

2018年4月30日（当日を含む）から、「中国・パキスタン原産地電子情報交換システ

ム」は本格稼働し、「中国・パキスタン自由貿易協定」に規定される原産地電子データをリアルタイムに伝送する事ができる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1482475/index.html>

企業の通関書類保存要求の撤廃に関する公告（税関総署公告2018年第31号）

税関総署は2013年の第29号公告を撤廃し、今後、企業への通関書類の保存要求を停止する。但し、企業が既に通関書類を保存している場合、保存期間中の書類は2014年第92号公告に準じて引き続き保管する。同公告は2018年6月1日から施行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1799149/index.html>

地方税関政策の最新動向

ビジネス環境の更なる最適化と北京・天津の越境貿易の円滑化を推進するための一連の関連措置に関する公告（2018年聯合公告第1号、第2号）

北京市商務委員会、天津市港灣業務局、北京税関、天津税関、北京入国検疫検査局、天津出入国検査局は、北京・天津の越境貿易をさらに最適化するため、いくつかの具体策を共同で制定した。提案されている措置は、通関申告と検査を最適化、文書処理手続の利便化、ペーパーレス化の普及、国際貿易の「シングルウィンドウ」の普及・応用、手続費用と16の措置のリストを設定し、発表する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://tianjin.customs.gov.cn/publish/portal169/tab64678/info886492.htm>

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年5月（18CU05）

日用消費財の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕4号）

国务院関税税則委員会は、2018年5月31日付で「日用消費財の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕4号）」を公布した。同年7月1日から1149品目の日用品の最恵国税率が引き下げられ、同時に、その中の210品目の輸入商品の従来の暫定最恵国税率が取り消された。具体的には、

- アパレル、靴・帽子、キッチン用品、スポーツ・フィットネスの輸入関税率が15.9%から7.1%に引き下げられる。
- 洗濯機、冷蔵庫など家電製品の輸入関税率が20.5%から8%に引き下げられる。
- 養殖・水産物・ミネラルウォーターなど加工食品の輸入関税率が15.2%から6.9%に引き下げられる。
- 洗剤、スキンケア用品、ヘアケア用品などの化粧品及び一部医薬健康製品の輸入関税率が8.4%から2.9%に引き下げられる。

また、缶詰、飲料、衛生用品、アクセサリ、バッグ・カバン、テレビ、時計、楽器、文房具、メガネ、メガネフレーム・メガネレンズ、カメラ、自転車などの商品も税率引き下げとなる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180531_2914284.html

自動車完成車及び部品の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕3号）

国务院関税税則委員会は、2018年5月22日付で「自動車完成車及び部品の輸入関税引き下げに関する公告（税委会公告〔2018〕3号）」を公布した。同公告により、2018年7月1日から自動車完成車の現行税率が25%の135品目及び20%の4品目について、15%までに引き下げられる。また、自動車部品の現行税率が8%、10%、15%、20%の計79品目が一律6%までに引き下げられる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180522_2903728.html

上述の自動車完成車及び部品の輸入関税率引き下げに関する公告の分析は、KPMG中国が2018年5月24日に発行したチャイナタックスアラート「中国、自動車完成車及び部品の輸入関税率を大幅引き下げ」に記載されています。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<https://home.kpmg.com/cn/zh/home/insights/2018/05/china-tax-alert-12.html>

中国・東南アジア諸国連合自由貿易協定における商品税率問題に関する通達（税委弁[2018]11号）

国務院関税税則委員会弁公室は、2018年5月15日付で「中国・東南アジア諸国連合自由貿易協定における商品税率問題に関する通達（税委弁[2018]11号）」を公布した。同通達によって、2018年に菜種油の2品目（15149110、15149900）の税率を9%に戻し、通達公布後3営業日以内に実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180517_2899582.html

レンタル航空機の輸入増値税に関する国家税務総局・税関総署の共同公告（共同公告2018年24号）

国家税務総局・税関総署は共同して「2018年24号」を公布し、輸入申告規制の1500（リース期間1年未満）、1523（リース貿易）、9800（リース徴税）に属するレンタル航空機（税コード：8802）に課すべき輸入増値税の徴収管理について、2018年6月1日より税関による徴収代行を取りやめ、税務機関が代わって現行増値税制度に基づき徴収する方法に切り替える事を公告した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1861466/index.html>

海運・空運輸出入マニフェスト電子版様式V1.2バージョンの公布に関する公告（税関総署公告2018年第40号）

税関総署は「2017年第56号」を公布し、海運・空運輸出入マニフェスト電子版V1.2バージョンを制定して海運・空運輸出入「原始マニフェスト」及び「事前照合マニフェスト」の様式を変更し、2018年6月1日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1840775/index.html>

輸出入及び中国国内で税関監督管理貨物の請負に関する海運・空運輸送車両の電子申告書V1.2バージョンの公布に関する公告（税関総署公告2018年第41号）

税関総署は「2017年第56号」を公布し、輸出入及び中国国内で税関監督管理貨物の請負に関わる海運・空運輸送車両の電子版申告書V1.2バージョンを制定して海運・空運の届出、状況管理、関連証憑・申告書類の一部データを調整し、2018年6月1日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1840807/index.html>

TIR条約の試行関連事項に関する公告（税関総署公告2018年第42号）

税関総署は「国際道路輸送条約（TIR条約）」の実施を加速・推進するため、TIRの輸送の範囲を拡大する。これにより、既存のパイロット港であるコルガス港、イルケシュタム港、エレンホト港、満洲里道路港に大連港が追加された。また、中国と二国間自動車輸送協定を締結した国に対し、請負業者と車両が同協定に合致している場合、TIR条約に従いTIR輸送に従事できる。同公告は2018年5月18日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1841701/index.html>

台湾居住者の輸出入検疫処理員従業資格試験の関連事項の明確化に関する公告（税関総署公告2018年第45号）

国務院台弁及び国家発展改革委が共同公布した「兩岸（中国大陆と台湾）の経済文化の連携促進に関する若干措置」によって、今後、「台湾居住者内地通行証」を有する台湾居住者は、輸出入検疫処理員従業資格試験を受験できる。同公告は2018年5月18日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1867259/index.html>

税関業界標準の公布に関する公告（税関総署公告2018年第46号）

「中華人民共和國税関業界標準管理弁法（試行）（税関総署令第140号公布後第235号に改訂）」により、税関総署が税関業界分類標準の「税関情報用語」を改訂し、2018年9月1日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1852634/index.html>

「原料として利用可能な固体廃棄物の輸入に関する積送前の検査監督管理実施細則」の公布に関する公告（税関総署公告2018年第48号）

税関総署は、「原料として利用可能な固体廃棄物の輸入に関する検査検疫監督管理弁法」の公告に次いで「原料として利用可能な固体廃棄物の輸入に関する積送前の検査監督管理実施細則」を公布した。同公告は2018年6月1日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1863885/index.html>

野生動植物種輸出入証明書通関業務のオンライン・ペーパーレス化に関する公告（公告2018年第49号）

税関総署及び国家絶滅危惧種輸出入管理弁公室は共同して、野生動植物種輸出入証明書通関業務のオンライン・ペーパーレス化の全国展開に取り組む。これにより、2018年6月1日から通関業務で現行の「2類3種」野生動植物輸出入証明書（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の輸出入許可証明書、中華人民共和國野生動植物種輸出入証明書、「輸出入野生動植物種商品目録」以外の種の証明書）がオンライン・ペーパーレスとなる。野生動植物種輸出入証明書管理対象の野生動植物種及び関連製品を輸出入する場合、ペーパーレスで税関に申告し、税関はオンラインで野生動植物種輸出入証明書を申告された電子データと照合する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1868759/index.html>

輸出入貨物通関申告書の全面的廃止に関する事項の公告（税関総署公告 2018年第50号）

税関総署は「輸出入貨物通関申告書」を完全廃止する。企業が法定検査・検疫対象の輸入商品を通関申告する場合、申告書の附属書類に元通関申告書コード及び番号記入が不要となり、今後は、通関申告と検疫申告を統括した「単一窓口」で一括申告できる。同公告は2018年6月1日から実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1867448/index.html>

一部製品に対する入国動植物検疫審査の廃止の関する公告（税関総署公告 2018年第51号）

税関総署は、「入国動植物検疫審査管理弁法（質検総局令第25号、質検総局令第170号、税関総署令第238号）」に基づき、リスク評価を行い、2018年6月1日から一部製品の入国動植物検疫審査を廃止する。企業は入国動植物検疫許可証の申請が不要になる。但し、貨物の入国の際には規定通り、税関申告と検査・検疫を受けなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

年次報告書提出の『複数の報告書を1つに合併』改革の実施に関する公告（2018年第9号）

国家市場監督管理総局、税関総署は共同して、2017年から複数の年次報告書を1つに合併させる改革の実施を公告した。既に税関登録済みの企業及び届出手続済みの通関申告企業（輸出入貨物の荷受人・荷送人、通関申告企業）または加工・製造業者（個人事業主、農民専門合作社）の年次報告書は、一律国家企業信用情報公示システム（www.gsxt.gov.cn、以下「公示システム」）を使用して提出できる。減免税対象の輸入貨物監督管理期間内にある企業は、2017年度も中国電子港QP事前入力システムの免税申告システムを使用して税関に「減免税貨物の使用状況報告書」を提出する。今後、年次報告書は2018年度から一律公示システムを使用して提出する。また、税関管理企業の年次報告書の提出期限は、2018年初年度1月1日から6月30日である。税関は、年次報告書を関連規定に従って提出しない企業を信用情報異常企業リストに記入して公示する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://samr.saic.gov.cn/gg/201805/t20180531_274443.html

規制の一部改訂に関する税関総署の決定（税関総署第240号令）

規制の一部廃止に関する税関総署の決定（税関総署第241号令）

税関総署は国务院の「行政の簡素化と権限の下部委譲、委譲と管理の併用、サービスの最適化」改革の実施を一層深化して税関手続を簡素化させるため、2018年7月1日から、「外国登山団体及び個人向けの出入国時所持物品に関する中華人民共和国税関の管理規定」など82規制を改めた。同時に、1991年3月6日に公布された「税関による輸出税還付通関報告書管理弁法（税関総署令第16号）」及び2000年5月31日に公布された「輸出入検査・検疫標識管理弁法（国家輸出入検査・検疫局令第23号）」は2018年5月29日付で廃止する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1868425/index.html>

地方税関政策の最新動向

上海税関、「ダイヤモンド製品に関わる輸入増値税の即時徴収・即時還付の操作プロセスの調整に関する公告」（2018年上海公告第4号）

上海税関は、2018年5月16日付で調整後の「上海税関によるダイヤモンド製品に関わる輸入増値税の即時徴収・即時還付の操作プロセス」を公布し、ダイヤモンド製品に関わる輸入増値税の即時徴収・即時還付の操作プロセス、手続要件を明確にした。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/423461/423462/1848352/index.html

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年6月（18CU06）

2018年版・外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（発改委・商務部令第18号）

商務部の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト、2018年版）、発改委・商務部令第18号」が2018年7月28日から施行される。同公告に伴い、「外商投資産業指導目録」（2017年改訂版）の中の外商投資参入特別管理措置（外商投資参入ネガティブリスト）は同時に廃止されるが、「外商投資産業目録」の他の部分は継続して適用される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201806/20180602760432.shtml>

2018年版・自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（発改委・商務部令第19号）

商務部の「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト、2018年版）、発改委・商務部令第19号」が2018年7月30日から施行される。同公告に伴い「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）」が廃止される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201806/20180602760435.shtml>

500億米ドル規模の米国原産の輸入品に追加関税を決定（税委会公告 [2018]5号公告）

国务院関税税則委員会（税委会 [2018] 5号公告）は、米国による対中関税追加に対抗するため659品目、約500億米ドル規模の米国製品に25%の追加関税を課す事を決定した。2018年7月6日に545品目、約340億米ドル相当分に対して発動し、残りの品目に対する課税日は別途発表する。詳細は下記の通りである。

（一）2018年7月6日より農産品、自動車、水産品など545品目に課税する。

対象品目リストは同公告の添付1を参照。

（二）化学品、医療機器、エネルギー製品など114品目に対する課税日は別途発表する。

対象品目リストは同公告の添付2を参照。

(三) 米国原産地の添付1・2に記載の輸入品に対して現行適用の関税率に25%を追加して課税する。

現行の保税及び減免税政策に変更はなく、今回に追加された関税に減免措置はない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201806/t20180616_2930325.html

4.
税関と
関税

アジア太平洋貿易協定（第2改訂案）の協定税率の実施（税委会〔2018〕27号通達）

国务院の関税税則委員会は、「中華人民共和国輸出入関税条例」及び国务院承認の「アジア太平洋貿易協定、第2改訂案」に従い、2018年7月1日より、バングラデシュ、インド、ラオス、韓国、スリランカを原産地とする輸入貨物に対して、「アジア太平洋貿易協定、第2改定案」の協定税率を適用する。税目・税率は27号通達「添付」をご参照ください。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201806/t20180626_2939281.html

また、税関総署は27号通達に関連する「アジア太平洋貿易協定、第2改定案における協定税率の実施に関する公告（税関総署2018年第65号公告）」、及び「アジア太平洋貿易協定における原産地規則の改正に関する公告（税関総署2018年第69号公告）」を発表した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1906607/index.html>
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1906565/index.html>

2018年後期より「CEPA協定」の一部貨物にゼロ関税（税委会〔2018〕28号公告）

国务院関税税則委員会が「中国大陆及び香港の経済貿易緊密化協定」（CEPA協定）及び補足規定に基づき、2018年7月1日より原産地基準交渉を完了した4品目の香港製品に対する「ゼロ関税」を実施する。対象品目リストは同通達「添付」をご参照ください。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201806/t20180622_2937423.html

また、税関総署は同通達に次ぐ「2018年7月1日より追加のゼロ関税適用の香港製品の原産地基準及び関連事項の公布に関する公告」を公布した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1904103/index.html>

税関が特殊監督管理区域と保税物流センター（B型）向けの保税貨物の管理項目を公表（税関総署2018年第52号公告）

税関総署は、税関の特殊監督管理区域と保税物流センター（B型）向けの保税貨物の管理項目（2018年第52号公告）を公表した。転入、転出企業は、保税貨物の流通に関する情報について協議して同意に達した後、「税関総署2018年第23号公告」の要件に従って、保税照合と承認リストを送信する必要がある。また、本公告の要件に従って、該当する欄に記入する必要がある。さらに、保税照合及び承認リストを基に、転入・出対象の商品コードをまとめ比較する。同公告は2018年7月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1874636/index.html>

税関が越境EC小売統一情報システムのアクセスに関する事項を公表（税関総署2018年第56号公告）

税関総署が越境ECの発展・促進と通関手続を一層簡素化させるため、企業の越境EC小売統一情報システム（以下「EC統一システム」）へのアクセスに関する事項を公表した。（1）EC統一システムにリスト入力機能を追加する。（2）企業のEC統一

システムへのアクセス基準を公開する。(3) 企業は税関に申告し、送信する電子データに法的責任を負う。同公告は2018年6月30日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1904183/index.html>

原料として使用可能な輸入固体廃棄物の中国国内荷受人の登記管理実施細則（税関総署公告2018年第57号）

税関総署は「原料として使用可能な固体廃棄物検閲検査監督管理弁法」に基づき、「原料として使用可能な輸入固体廃棄物の中国国内荷受人の登記管理実施細則（税関総署公告2018年第57号）」を公布した。同細則は2018年8月1日から施行される。これにより、原料として使用可能な輸入固体廃棄物の中国国内荷受人登記証明書を取得した企業が加工利用タイプに該当する場合、工商局が所在する直属税関に登記証明書の更新申請を行う。貿易タイプの登記証明書は自動的に失効される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1894348/index.html>

税関が企業別加工貿易の監督管理モデルを全面的に実施（税関総署2018年第59号公告）

税関総署は「企業別加工貿易監督管理モデル」の改革を全面的に実施し、推進する。新たな監督管理モデルを実施する企業は、自社名義の加工貿易業務の生産型企業であり、且つ下記の要件のいずれかを満たしていなければならない。(1) 税関信用レベルが一般認定企業或いはこれ以上 (2) 税関信用レベルが一般信用企業であり、且つ企業内加工貿易の貨物品の物流とデータが透明で、明確である、論理が完全である、使用済み原料をたどる事ができる、税関監督管理の要求が満たされている。また、税関総署は手帳の開設、消込・照合サイクル、外注加工、集中的な国内販売、深加工結転（転廠）及び余剰材料の繰越などの展開方法を明確にした。企業は消込・照合サイクルの期間において、自主査定・申告を通して、税関で消込・照合手続を行い、そのサイクルが1年を超える場合には確定申告を行わなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1898071/index.html>

KPMG中国は、上述の企業別加工貿易監督管理モデルの改革に関する公告について2018年6月28日に発行したチャイナタックスアラート「中国税関、企業別加工貿易監督管理改革の全面的な実施」に掲載しています。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<https://home.kpmg.com/cn/zh/home/insights/2018/06/china-tax-alert-15.html>

税関が輸出入貨物通関申告書記入方式を改定（税関総署2018年第60号公告）

税関総署は、「中国人民共和国税関輸出入貨物通関申告書記入の規範化（税関総署2017年第13号公告）」を改定した。具体的には、事前入力番号、税関番号、中国国内荷受人・荷送人、届出番号、輸送方式、運送車両の名称及び運航ナンバー、購入企業・生産企業、課税・免税の適用状況、梱包タイプ、シッピングマーク及び備考、項目番号、商品名及び型番、中国国内目的地・中国国内生産地、申告企業などの記入欄を改定し、新たに「中国国外荷受人・荷送人」、「貨物保管場所」、「船積港」、「入国港・出国港」、「自主申告・自主納税」の5項目の欄が追加された。同公告は2018年8月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1898145/index.html>

税関が輸出入貨物通関申告書と出入国貨物届出リストの様式を改定（税関総署2018年第61号公告）

税関総署は、2018年第60号公告で要求している通関書類の様式を改定した。そのうち、①輸入貨物通関申告書は「ページ番号及びページ数」、「中国国外荷送人」を含む9項目、②輸出貨物通関申告書は「ページ番号及びページ数」、「中国国外荷送人」を含む7項目、③入国貨物届出リストは「契約書・合意書番号」、「包装種類」を含む12項目、④出国貨物届出リストは「契約書・合意書番号」、「出国港」を含む12項目が、それぞれ追加された。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1903102/index.html>

電子版輸出入貨物通関申告書の様式を改定（税関総署2018年第67号公告）

税関総署の2018年第60号公告により、税関総署は電子版輸出入貨物通関申告書の様式を作成した。関係資料は税関総署の公式サイトのお知らせからダウンロードでき

る。同公告は2018年8月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1905646/index.html>

一括徴税担保データの電子伝送業務を起動（税関総署 2018年第70号公告）

税関総署は、納税企業向けに一括徴税担保業務の利便性の向上と税収サービスを最適化して事業環境を改善するため、2018年7月1日より一括徴税担保データの電子伝送業務を開始する。具体的には、財税庫銀と連動する一括徴税担保データの電子伝送システムから、担保届出・変更・取消・担保限度額の減額及び還付・賠償請求の業務を電子化する。電子送信システムから送信される担保データは、紙の形式と同等の法的効力を有している。また、税関は同システムから一括徴税担保電子データを受信した場合、それに相当する紙形式の書類は受理しない。同システムを運用する担保機構は、一括徴税担保データ電子伝送システムの使用を開始する前に税関総署と連携して運用テストを実施する。同公告は2018年7月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1904419/index.html>

商品の分類書類提出をペーパーレス化（税関総署 2018年第73号公告）

税関総署は商品の分類書類の提出業務を全国的にペーパーレス化する事を推進する。輸出入貨物の荷受人及び荷送人は税関システムから商品分類に必要な資料を提出できる。具体的には、輸出入貨物の荷受人及び荷送人は、「インターネット+税関」一体化プラットフォームまたは中国電子港（中文は中国電子口岸、日本の輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に相当する）で、「税関事務連絡システム」に登録する。その後、税関の商品分類書類の提出通知を受信し、（社印押印または電子署名済みの）電子書類をアップロードする。書類のスキャンまたはファイル形式の変換手順は「税関総署 2014年第69号公告」に準じる。同公告は公布日から実施される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1904625/index.html>

次世代関税電子支払システムの普及に関する公告（税関総署2018年第74号公告）

税関総署は2018年7月1日より、次世代関税電子支払システムを全国的に展開する。企業は「単一窓口」、「インターネット+税関」プラットフォームに登録し、次世代電子支払システムを通じて関税を納付できる。また、商業銀行、輸出入企業が次世代電子支払システムを使用して関税電子支払業務を行う場合、「次世代関税電子支払業務操作規範」に従わなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1904789/index.html>

「中華人民共和国船舶トン税法」（税関総署2018年第77号公告）、及び船舶トン税優遇税率の適用対象国（地域）リスト（税関総署2018年第80号公告）

税関総署は「中華人民共和国船舶トン税法」を2018年7月1日から実施する。同税法の内容は下記の通りである。船舶トン税は1年、90日及び30日の期限に分類されている。納付期限は課税船舶の責任者が自ら選択する。課税船舶責任者は「インターネット+税関」、国際貿易「単一窓口」など、税関・企業プラットフォームで「税関船舶トン税許可申請システム」に登録し、船舶トン税許可申請情報を入力し、税関に送信する。課税船舶責任者が税務機関窓口で船舶トン税を納付する場合、税金完納の証拠となる銀行業務章押印の納税証明書一枚目を税関に提出する。また、課税船舶責任者が電子支払を通じて船舶トン税を納付する場合、「税関総署2014年第6号公告」に従って船舶トン税電子支払届出手続を完了していなければならない。また、税関総署は「77号公告」と同時に、船舶トン税優遇税率の適用対象国（地域）リストも公表した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1906349/index.html>

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1909243/index.html>

米穀類（コメ）の税目・税率を調整（税関総署2018年第78号公告）

国务院関税税則委員会の通達により、税関総署は稲作技術の高度化と貿易拡大に対応するため、中国のコメ生産基準の変動状況を基に2018年7月1日から輸出入米穀類（コメ）の税目・税率を調整する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1906381/index.html>

固体廃棄物を輸入できる港を限定（税関総署2018年第79号公告）

税関総署の生態環境部は、固体廃棄物を輸入できる港を限定する。具体的には、輸入が許可されている固体廃棄物は「固体廃棄物輸入港限定リスト」に記載されている港で荷揚げし、通関手続を行う。輸入業者は固体廃棄物輸入許可証を申請する場合、「固体廃棄物輸入港限定リスト」に記載の税関通関コードを記入する。同公告は2019年1月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1906407/index.html>

地方税関政策の最新動向

上海税関：中国国内の道路で税関監督管理貨物の輸送を請け負う運輸業者と車両の登記業務の受理部門の調整に関する公告（2018年上海第5号公告）

「中華人民共和国税関による中国国内道路上で税関の監督管理貨物輸送の請負運輸業者と車両に関する管理弁法、（税関総署令第121号、税関総署令第240号改訂）」に基づき、2018年6月19日より、企業が上海税関の管轄区域内の道路で税関監督管理貨物輸送の請負運輸業者と車両登記を申請する場合、税関管轄の主管税関が処理を担当する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/423461/423462/1890590/index.html

天津税関：電子通関手続（2018年第4号公告）

天津港の通関業務を改善して電子通関手続を一層促進するため、天津税関関係部門が押印してきた入国混載貨物の船荷証券（B/L）用紙への「検閲検疫専用章」を停止した。天津港の各混載業者は2018年6月11日から電子通関手続に従って貨物を引取る。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/427875/427906/427907/1882575/index.html

広州税関:「輸出入貨物の荷受人・荷送人登記業務のペーパーレス化を肇慶、韶関、清遠、雲浮、河源まで拡大（広州税関〔2018〕2号通達）

広州の税関は、「行政の簡素化と権限委譲、委譲と管理の併用、サービスの最適化」を改革、深化させ、企業に対する通関業務の利便性と税関サービスを向上させるため、2018年7月1日より「輸出入貨物の荷受人・荷送人登記業務のペーパーレス化」を肇慶、韶関、清遠、雲浮、河源に拡大して実行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://guangzhou.customs.gov.cn/guangzhou_customs/381558/381570/1906278/index.html

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年7月（18CU07）

税関が税関監督管理貨物の輸出入専用の船舶と航空機等の運送工具に関する電子申告書の書式を改定

2018年7月5日、税関総署は「中華人民共和国船舶トン税法」の実施に伴い、運送工具の電子申告書の基準化を図り、税関監督管理貨物の輸出入専用の船舶・航空機等の運送工具の入港時の電子申告書の様式を改正し、「第83号公告」を公布した。

同公告によって、外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理貨物を運送する船舶及び航空機の入港時に必要な税関申告書の電子版書式は①「入出国する船舶・航空機の申告書タイプ、X・M・L、Schema」、②「入出国する船舶・航空機の申告説明書」、③「入出国する船舶・航空機の申告書、様式変更届」に改められた。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1929051/index.html>

輸出監督管理倉庫貨物の出入庫リストの関連事項

2018年7月6日、税関総署は、企業が行う輸出監督管理倉庫貨物の出入庫手続の簡素化を図るため、「第85号公告」を公布した。

同公告に従い、保税照合抹消リスト（若しくは増減照合表）を用いて輸出監督管理倉庫貨物の出入庫手続を行う企業に対しては、税関に「輸出監督管理倉庫貨物の入庫リスト」及び「輸出監督管理倉庫貨物の出庫リスト」が不要となる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1924225/index.html>

輸出貨物の検査検疫に対する監督管理の改善に関する公告

2018年7月11日、税関総署は国务院の機構改革要求に従い、全国通関一体化及び貿易円滑化を促進し、輸出貨物の検査検疫に対する監督管理を改善するため、「第89号公告」を公布した。

同公告に従い、通関申告前、企業は検査検疫を実施すべき輸出貨物の産地／組立地の税関に検査申請を提出する。税関は、検査検疫の監督管理実施後、電子台帳に登

録し、電子台帳のデータ・コードを企業にフィードバックする。合格企業に検査検査証明書を発行する。通関申告時、企業は電子台帳のデータ・コードを入力し、輸出通関手続を行う。同公告は2018年8月1日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1930337/index.html>

検査検査証明書類の電子化に関する公告

2018年7月11日、税関総署は対外貿易の更なる円滑化を図り、通関効率を高めるため、「第90号公告」を公布した。

同公告に従い、申請者は税関に検査検査手続を申請する際、証明書類の電子化情報のみを提出し、紙文書の提出が不要となった。また、申請者は電子証明書における情報の実在性及び有効性を保証し、規定に基づき紙の文書を保存しておく必要がある。紙の文書の検証が必要と判断された場合、申告者が紙文書を補足し、税関に提出しなければならない。同公告は2018年8月1日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1930217/index.html>

外国貿易機・外国貿易船及び積荷目録管理関連事項の改正に関する公告

2018年7月13日、税関総署は、外国貿易機・外国貿易船及び積荷目録管理の関連事項に関する公告を公布した。

同公告では、メイン船荷証券及びサブ船荷証券の定義、備案（届出）、国内経由・トランシップ・トランジット貨物の情報流通、時限規定、港に卸さず船に直接積載する輸出貨物の報告の伝送及び積込、同一船舶にコンテナ貨物と非コンテナ貨物混載入国の取扱い、出入国空きコンテナのデジタルデータなどが含まれる。同公告は公布された日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1933900/index.html>

「税関専用納付書」印刷改革の試行に関する公告

2018年7月24日、税関総署、財務部、国家税務総局及び国家档案局は共同で表題の

公告を公布した。同公告に従い、2018年8月31日より、前期の試行に基づき、「税関専用納付書」印刷改革の試行範囲が拡大される。各直属税関は、改革試行に追加される業務現場の範囲を決定し、税関総署に報告する事になっている。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1953456/index.html>

アメリカ原産の標準型シングルモード光ファイバー輸入におけるダンピング及びダンピング幅に対する期間再審の裁定について

2018年7月10日、商務部は、「第53号公告」を公布した。同公告に従い、2018年7月11日より、アメリカ原産の標準型シングルモード光ファイバーの輸入に対し、異なる税率でアンチ・ダンピング税を徴収する。具体的には、コーニング社（Corning Inc.）に対し37.9%、OFS社（OFS Fitel, LLC）に対し33.3%、Draka社（Draka Communications Americas, Inc.）に対し78.2%、またその他のアメリカ会社に対し78.2%の税率でそれぞれ徴収する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201807/20180702764473.shtml>

日本・アメリカ原産の光ファイバー用プリフォームに対するアンチ・ダンピング措置の期末再審の裁定について

2018年7月10日、商務部は、「第57号公告」を公布した。同公告に従い、日本・アメリカ原産の光ファイバー用プリフォームの輸入に対するアンチ・ダンピング税の徴収を継続的に実施し、実施期間は5年である。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201807/20180702764508.shtml>

韓国・日本原産のニトリルゴム輸入に対するアンチ・ダンピング調査の初期裁定について

2018年7月16日、商務部は、「第61号公告」を公布した。同公告に従い、2018年7月16日より、輸入業者は韓国・日本原産のニトリルゴムを輸入する際、初期裁定で決められた各社の保証金比率に基づき中華人民共和国税関に保証金を納付する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201807/20180702766197.shtml>

地方税関政策の最新動向

成都税関、「先入区、後通関」作業モデルを実施

2018年6月29日、成都税関は、成都税関管轄区域の税関特殊監督管理区域における出入国貨物の通関簡素化を図り、「第12号公告」を公布した。同公告では、特殊区域において国外輸入貨物の「先入区、後通関」作業モデルの定義、関係業者が満たすべき要件、操作のプロセスなどが規定されている。当該公告は2018年7月1日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://chengdu.customs.gov.cn/chengdu_customs/519405/519407/519408/1913891/index.html

太原税関、「数回に輸出入する貨物を一括申告」作業モデルの関連問題に関する公告

2018年7月16日、太原税関は、税関管轄区域の保税物流貨物の通関簡素化、及び区域に輸出入する貨物の「数回輸出入、一括申告」の監督管理モデルの規範化を推進するため、「第9号公告」を公布した。同公告では、区域内の企業が「数回に輸出入する貨物を一括申告」に適用する要件、操作のプロセス、当作業モデルの一時停止に関する状況などが規定されている。同公告は公布された日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://taiyuan.customs.gov.cn/taiyuan_customs/585802/585805/1933379/index.html

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年8月（18CU08）

一部の米国原産輸入品目に対する追加関税（第2回）の適用に関する公告（税委会公告〔2018〕6号）

米政権は、2018年7月11日付で、約2,000億米ドルに相当する中国からの輸入品目に対して追加の関税措置を公布し、当該措置に関する意見公募を行った。それに続き、米政権は8月2日付で、上述の2,000億米ドルに相当する品目に対する追加関税の税率を10%から25%に引き上げる考えを公表した。これに対して、中国国務院関税税則委員会は2018年8月3日付で公告を公布し、米国原産の5207品目に対して（米国からの輸入額600億米ドルに相当）それぞれ25%、20%、10%及び5%の追加税率の適用を決定した。同公告の具体的な施行日は別途公布される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201808/t20180803_2980950.html

米国原産の約160億米ドル分の輸入品目に対する追加関税の適用に関する公告（税委会公告〔2018〕7号）

中国国務院関税税則委員会は、米政権の2回目の追加関税に対抗するため、2018年8月8日付で対米追加関税対象品目リスト2の詳細を公布し、2018年8月23日12時01分から当該リストの対象品目に対して25%の追加税率を適用する事を決定した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201808/t20180808_2983770.html

加工貿易の監督管理に係る事項に関する公告（税関総署公告2018年第104号）

税関総署は2018年5月29日付で「一部の規定の改定に関する税関総署の決定」を公布し、「中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法」を改定した。これを受けて、税関総署は2018年8月13日付で、抵当権設定手続、転販、外注加工及び内部資材交換（注：保税資材と非保税資材間の交換）に関連する規定、用語の定義・解釈など新たに改定した内容を含む公告を公布した。同公告の公布に伴い、税関総署公告2005年第9号、2010年第93号及び2014年第21号は廃止される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1965269/index.html>

中国の原産地証明書及びキンバリー・プロセス証明書の発給に関する事項についての公告（税関総署公告2018年第106号）

旧出入国検閲検疫機関の管理職責及び関連チームが税関総署に統合された事を受け、税関総署は2018年8月17日付で公告を公布し、中国の原産地証明書及びキンバリー・プロセス証明書の発給管理部門を旧国家質量監督検閲検疫総局から税関総署に移行し、発給機関を各地の出入国検閲検疫機関から各直轄税関に変更した。各直轄税関は2018年8月20日から新規証明書及び発給印鑑の使用を開始する。8月20日の前に旧検閲検疫機関が発給した旧証明書は、依然として有効である。また、中国国際貿易促進委員会及びその地方分会が発給した各種原産地証明書に変更はなく、依然として有効である。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1968070/index.html>

ブルキナファソの97%の輸入品目に対する関税ゼロ措置の適用に関する公告（税関総署公告2018年第108号）

税関総署は2018年8月22日付で公告を公布し、ブルキナファソ原産の輸入品目に対して後発開発途上国の特惠関税措置（即ち、関税ゼロ）を適用する。これを受けて、2018年9月1日から、ブルキナファソ原産の97%の輸入品目に対して関税ゼロを適用する。このため、輸入品目の荷受人またはその代理人は関連規定に基づき申告表を記入し、税関に関連書類を提出する必要がある。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1974598/index.html>

「インターネット＋予約通関」に関する公告（税関総署公告2018年第109号）

税関総署は、さらに利便性を追求した通関サービスを提供するため、2018年8月22日付でインターネットを利用した「予約通関」モデルの推進に関する公告を公布した。当該モデルの適用状況、操作方法及び予約のキャンセル方法の事項について規定した。同公告は2018年10月30日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1976151/index.html>

米国、EU及びシンガポール原産の輸入ハロゲン化ブチルゴムのアンチ・ダンピング調査の最終裁定に関する公告（商務部2018年第40号）

商務部は2018年8月10日付で公告を公布し、米国、EU及びシンガポール原産の輸入ハロゲン化ブチルゴムにダンピング行為が存在すると裁定した。このため、国務院関税税則委員会は、2018年8月20日から米国、EU及びシンガポール原産の輸入ハロゲン化ブチルゴムに対してアンチ・ダンピング関税を賦課する。その税率は23.1%～75.5%であり、実施期間は5年間である。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201808/20180802774581.shtml>

日本、韓国、シンガポール及び台湾原産の輸入ビスフェノールAのアンチ・ダンピング関税措置に対するサンセット・レビューに関する公告（商務部公告2018年第60号）

商務部は2018年8月29日付で公告を公布し、2018年8月30日から2019年8月29日において、日本、韓国、シンガポール及び台湾原産の輸入ビスフェノールAに適用されているアンチ・ダンピング関税措置に対してサンセット・レビューを行う。当該期間において、上述の原産地域からの輸入ビスフェノールAに対し、関連規定に基づき引き続きアンチ・ダンピング関税を賦課する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201808/20180802780168.shtml>

2018年版「関税評価及び移転価格に関するガイド」の公布

近日、世界税関機構（WCO）は、2018年版「関税評価及び移転価格に関するガイド」（以下「2018年版ガイド」）を公布した。2018年版ガイドは、WCOが2015年6月に当ガイドを公布して以来の初の更新版である。また、2018年版ガイドは、関税評価及び移転価格に関連する制度を集約し、且ついかに移転価格文書を活用して関税評価の正確性を高める事ができるかについて指導している。

2018年版ガイドの主な更新内容は下記の通りである。

- OECD／G20の税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトの最新動向
- 関税評価技術委員会（TCCV）が近年、公表した事例研究の内容
- 関税評価と移転価格との関係に対する各国税関の見解及び実践、特にカナダ、韓国及び英国に関連する内容の追加・更新

詳細は下記のリンクをご参照ください。

WCOの公式ウェブサイト：<http://www.wcoomd.org/en/topics/valuation/instruments-and-tools/guide-to-customs-valuation-and-transfer-pricing.aspx>

KPMGのチャイナタックスアラート：<https://home.kpmg/cn/zh/home/insights/2018/09/china-tax-alert-20.html>

地方税関政策の最新動向

代理通関申告の関連事項に関する深圳税関の公告（2018年第9号）

深圳税関は、通関作業のペーパーレス化の改革を推進し、貿易の利便性を向上させるため、2018年8月23日付で公告を公布し、代理通関申告に関連する事項をさらに明確化した。具体的には、委託者・受託者双方がChina E-Portウェブサイトを通じて電子代理通関申告委託契約書を締結し、通関申告を行う際に当該契約書のコードを申告用紙の添付書類欄に記入する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shenzhen.customs.gov.cn/shenzhen_customs/511686/511688/511689/1979094/index.html

国際速達便の通関作業ペーパーレス化改革に係るパイロットプログラムの実施に関する武漢税関の公告（2018年第2号）

武漢税関は、より実務に即した全国通関一体化の通関・検査業務の実施を目指して、税関管轄区内の国際速達便に対する監督管理をさらに規範化し、国際速達便の通関利便性の向上を図るため、2018年8月23日付で公告を公布し、税関管轄区における国際速達便の通関作業ペーパーレス化改革に係るパイロットプログラムの実施を決定した。税関総署公告2016年第19号に基づき、新速達便システム申告を適用するA、B、C類の速達便申告表については、速達便運営業者が「武漢税関物流補助管理システム（速達便）」を通じて通関用の添付書類をアップロードする必要がある。同公告は2018年9月1日から発効する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://wuhan.customs.gov.cn/wuhan_customs/506378/506379/1976552/index.html

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年9月（18CU09）

輸入物品の関税調整に関する通知（税委会公告〔2018〕49号）

国务院関税税則委員会（以下「税委会」）は2018年9月30日付で、輸入物品の関税税目・税率の調整に関する通知を公布した。同通知の内容は下記の通りである。

- 一、輸入医薬品を輸入関税の税目1に組み入れ、15%の税率を適用する。このうち、輸入抗がん剤は国が規定した3%の優遇税率に基づき輸入増値税を徴収する。
- 二、輸入物品に適用される関税税目2、3の税率をそれぞれ25%及び50%に調整する。

上記輸入関税の税目・税率調整は2018年11月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180930_3033433.html

米国原産の約600億米ドル分の輸入品目に対する追加関税の実施に関する公告（税委会公告〔2018〕8号）

税委会は2018年9月18日付で、税委会公告〔2018〕6号の具体的な実施に関する公告を公布した。同公告の内容は下記の通りである。

- 一、税委会公告〔2018〕6号の添付リストにある対米追加関税対象品目に対し、2018年9月24日12時01分から追加関税を徴収する。添付リスト1の2493品目及び添付リスト2の1078品目に対して10%の追加関税を徴収し、添付リスト3の974品目及び添付リスト4の662品目に対して5%の追加関税を徴収する。
- 二、その他の事項は税委会公告〔2018〕6号に基づき実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180918_3022592.html

越境EC総合試験区の小売輸出貨物の租税政策に関する通知（財税〔2018〕103号）

財政部、税務総局、商務局及び税関総署は共同して、越境EC総合試験区における越境EC小売輸出貨物に係る租税政策に関する通知を公布した。

同通知によると、総合試験区におけるEC輸出企業が、有効な仕入証憑を取得していない貨物の輸出に際し、一定の条件に適合する場合、増値税及び消費税の免税制度を試行実施する。越境ECの健全な発展を促進するため、EC輸出集計・モニタリング体制の構築を加速するためである。加えて、税関総署は、EC輸出品目申告リストの電子情報を税務総局に定期的に送信する。

同通知は2018年10月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180928_3031597.html

集積回路、書籍などの品目の輸出増値税還付率引き上げに関する通知（財税〔2018〕93号）

財政部及び税務総局は共同して、集積回路、書籍などの品目に対する輸出増値税の還付率引き上げに関する通知を公布した。

同通知によると、マルチコンポーネントIC、EMIフィルタ以外のフィルタ、書籍、新聞などの輸出増値税還付率を16%に、竹細工、木扇子などの輸出増値税還付率を13%に、バサルト繊維及びその製品、安全ピンなどの輸出増値税還付率を9%に引き上げる事になる。

同通知は2018年9月15日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180905_3010310.html

2018年品目分類行政裁定の公布に関する公告（税関総署公告2018年第115号）

税関総署は、2018年9月7日付で、ビデオカメラコントロールユニットHDCU-2080などの4品目の分類に係る行政裁定の申請を受理し、関連品目に対して品目分類の行政裁定を下して、公布した。同公告は、公布日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2005424/index.html>

中国・イスラエル間の税関の「認定事業者（AEO）」相互承認の実施に関する公告（税関総署公告2018年第116号）

中国税関とイスラエル税関は、2017年11月に中国税関企業信用管理制度とイスラエル税関のAEO制度の相互承認に関する取決めを締結し、2018年10月1日から本格的に実施する事を決定した。税関総署は下記の通り関連内容を公布した。

「相互承認」の関連規定に基づき、中国とイスラエル双方は、相手国の税関AEO事業者を相互承認し、相手国のAEO事業者から輸入する貨物に対して通関利便性を提供する。中国とイスラエルは、輸入貨物の通関手続において、相手国のAEO事業者により下記の通関利便性措置を与える。中国のAEO事業者がイスラエルに貨物を輸出する場合、まず自身のAEO事業者コードをイスラエルの輸入業者に通知する。次にイスラエルの輸入業者は、イスラエル税関の規定に基づき、その事業者コードを申告書に記入して、イスラエル税関が中国のAEO事業者である事を確認した後、通関利便性措置を与える。逆に、中国企業がイスラエルのAEO事業者から貨物を輸入する場合、輸入申告書の「国外荷送人」の「国外荷送人コード」欄及び水運・空運積荷明細書の「荷送人のAEO事業者コード」欄に当該国外荷送人のAEO事業者コードを記入しなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2016355/index.html>

旧税関税金電子支払システムの使用停止に関する公告（税関総署公告2018年第117号）

税関総署は2018年9月14日付で公告を公布し、輸出入貨物の税金納付の利便性及び効率向上を図り、2018年10月1日から旧税関税金電子支払システムの使用を停止し、次世代の税関税金電子支払システムへの移行を決定した。これにより、2018年10月1日から税関総署公告2011年第17号、2011年第53号、2014年第78号及び

2015年第24号を廃止する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2009599/index.html>

英国産ジャガイモの種芋の輸入に対する植物検疫要件に関する公告（税関総署公告2018年第118号）

税関総署は2018年9月17日付で「英国産ジャガイモの種芋の輸入に対する植物検疫要件に関する公告」を公布し、「英国産ジャガイモの種芋の輸入に対する植物検疫要件」に適合するジャガイモの種芋の輸入が認められる。同公告は公布日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2016323/index.html>

新速達便通関管理システムのアップグレードに関する公告（税関総署公告2018年第119号）

税関総署は、速達便の通関効率向上を図り、2018年9月25日付で新速達便通関管理システム（以下「新速達便システム」）のアップグレードを決定した。税関総署は、新速達便システムのアップグレードに関連する事項の公告を公布し、同公告は2018年9月25日から施行される。

- 一、税関総署公告2016年第19号で言及した文書類の出入国速達便（以下「A類速達便」）、個人物品類の出入国速達便（以下「B類速達便」）に対する分類はそのままに、小額貨物類の出入国速達便（以下「C類速達便」）の対象範囲を「5,000人民元以下（輸送費、保険料、雑費などを含まない）の貨物」に調整する。
- 二、アップグレード後の新速達便システムは、A・B・C類速達便の通関時に適用される。
- 三、A・B・C類速達便の通関段階における検査・検疫関連システムの使用を停止する。
- 四、速達便の運営業者は偽りなく税関申告し、税関の要求に基づき関連資料を提供する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2023209/index.html>

海運出入国中継・混載輸送貨物に対する税関の監督管理事項に関する公告 (税関総署公告2018年第120号)

税関総署は、港湾物流業の発展を促進するため、港湾における海運出入国中継・混載輸送貨物に対する税関の監督管理要求を下記の通り公布した。

公告中における「出入国中継・混載輸送貨物」(以下「中継・混載輸送貨物」とは、中国国内でデバンニング・バンニングが必要な国際積替貨物、国際積替貨物が中国国外でバンニング後に入国し中国国内でデバンニングを行う輸入貨物、及び中国国内で積み替えた国際輸出貨物の事をいう。

また、同公告は、「国際積替書類データ項目」の報告基準も調整した。調整後の「国際積替書類データ項目」の詳細は添付資料をご参照ください。中継・混載輸送貨物のうち、輸入貨物は輸送機関が申告した貨物入国日から14日以内に税関に申告を行わなければならない。また、国際積替貨物は、3ヶ月以内に輸送を再開し、出国しなければならない。特殊な場合は、税関の承認を得た後、輸送再開・出国期限を3ヶ月間延長する事ができる。

同公告は2018年12月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2023230/index.html>

税関行政審査オンラインプラットフォームのアップグレードに関する公告 (税関総署公告2018年第121号)

税関総署は、税関の行政審査制度の改革を徹底し、税関行政審査オンラインプラットフォームをアップグレードするため、従来のプラットフォームに新たに4項目の検査・検疫審査項目及びこの4項目の検査・検疫審査事項に対応する担当者のリンクを追加する事を決定した。申請者がオンラインプラットフォーム上で行政審査の申請手続を行い、関連規定に従い税関に資料を提出する必要がある場合は、原則として、電子ファイルにて提出するものとする。具体的なファイルフォーマットは、税関総署公告2014年第69号をご参照ください。

同公告は2018年9月30日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2029942/index.html>

台湾地域、マレーシア及び米国原産の輸入n-ブチルアルコールに対するアンチ・ダンピング調査の初回裁定に関する公告（商務部公告2018年第67号）

商務部は、商務部公告2017年第83号に基づくアンチ・ダンピング調査の結果を公布し、台湾地域、マレーシア及び米国原産の輸入n-ブチルアルコールにダンピング行為が存在すると裁定した。これを受け、輸入業者は2018年9月4日から、調査対象品目を輸入する際、当該初回裁定で決められた各社の保証金比率に基づき、中華人民共和国税関に相応する保証金を納付しなければならない。

保証金は、税関が査定した課税計算ベース価格に基づき、従価税方式で計算する。計算式は以下の通りである。

$$\text{保証金額} = (\text{税関が査定した課税計算ベース価格} \times \text{保証金徴収率}) \times (1 + \text{輸入増値税率})$$

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902781959.shtml>

米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入ポリ塩化ビニルに対するアンチ・ダンピング措置の課税期間満了に伴うサンセット・レビューに関する公告（商務部公告2018年第68号）

商務部公告2018年第30号によると、米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入ポリ塩化ビニル（以下「PVC」）に対するアンチ・ダンピング措置が2018年9月28日をもって課税期間満了となる。商務部は、2018年7月に中国大陸PVC産業から正式に提出されたアンチ・ダンピング措置の課税期間満了に伴うサンセット・レビューの申請を受け、2018年9月29日から米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入PVCに対するアンチ・ダンピング措置のサンセット・レビューを行う事を決定し、下記の通り関連事項を公布した。

サンセット・レビュー期間において、米国、韓国、日本及び台湾地域原産の輸入PVCは、依然として商務部2003年48号、2009年69号及び2015年36号で公布した課税範囲及び税率に基づき、アンチ・ダンピング関税が徴収される。当該レビュー期間は2018年9月29日から2019年9月28日までとする。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902791236.shtml>

2019年度の合金鉄輸出許可申告条件及び申告手続に関する公告（商務部公告2018年第71号）

商務部は、産業公害の削減や環境保全を促進し、国家産業政策を支援するため、2019年度の合金鉄輸出許可申告条件及び申告手続を公布した。申告条件に適合する合金鉄製品を取り扱うA類及びB類企業は、所在する省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団の商務主管部門に申請する事ができる。商務部は審査後に、合格した企業リストを公布する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902791420.shtml>

2019年の原油の非国営貿易の輸入枠、申請条件及び申請手続に関する公告（商務部公告2018年第72号）

商務部は「2019年の原油の非国営貿易の輸入枠、申請条件及び申請手続に関する公告」を公布した。同公告は、2019年の原油の非国営貿易の輸入枠（20,200万トン）、原油の非国営貿易（輸入）の申請条件及び申請資料、並びに原油の配当原則や申告・審査手続などを規定した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902791827.shtml>

2019年の化学肥料の輸入関税割当総量、配当原則及び関連手続に関する公告（商務部公告2018年第73号）

商務部は、「2019年の化学肥料の輸入関税割当総量、配当原則及び関連手続に関する公告」を公布した。同公告によると、2019年の化学肥料の輸入関税割当総量は1,365万トンであり、このうち、尿素が330万トン、リン酸二アンモニウムが690万トン、複合肥料が345万である。化学肥料の輸入関税割当数量の配分原則は、先着順である。また、企業は、商務部より委託される化学肥料輸入関税割当証明書の発行機関に行き、化学肥料輸入関税割当の受領を申請できる。関税割当管理機関は、2018年12月15日から化学肥料輸入関税割当申請を受理し、2019年「化学肥料輸入関税割当証明書」を発行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902791870.shtml>

地方税関政策の最新動向

行政審査事項の受理及び審査権限の調整に関する公告（アモイ税関2018年第7号）

アモイ税関は一部の行政審査事項の受理及び審査権限を従属税関に移行した。具体的には、港湾衛生許可証の発行、出国する動植物及びその製品や他の要検疫品目の生産、加工、保管企業の登録・登記、輸出食品生産者の届出、輸出入品目の検証・鑑定業務の検査・許可などの審査事項が含まれる。また、2018年9月28日から、「行政許可の実施委託に関するアモイ検査検疫局の通告」（2015年7号）を廃止する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://xiamen.customs.gov.cn/xiamen_customs/491078/491079/2009701/index.html

長沙税関初の税関分類仮裁定・決定書の印刷・配布（長沙税関）

長沙税関は企業の申請に応じて、2018年8月31日付で「エンジンバランスシャフト」及び「バランスオイルポンプ」の2品目に対して分類仮裁定を下した。当該裁定の有効期間は3年間であり、全国の税関で適用される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://changsha.customs.gov.cn/changsha_customs/508916/508917/2001157/index.html

関税保証保険の担保パイロットプログラムの開始（上海税関、広東税関）

税関総署は、2018年9月1日から10月31日まで、北京、上海、天津、南京、広州、寧波など10ヶ所の直属税関で関税保証保険業務改革のパイロットプログラムを展開する事を決定した。具体的には、保険会社が輸出入事業者に代わり税関に関税保証保険を提供する。輸出入事業者は、保険会社の関税保証保険に加入し、税関の確認を経て即時通関手続を開始する事ができるため、「先に通関／後に納税」モデルの実現が図られる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423446/423447/1993298/index.html

http://guangzhou.customs.gov.cn/guangzhou_customs/381565/381566/1999593/index.html

輸入食品の検疫審査管理作業規範に関する公告（南京税関2018年第15号）

南京税関は2018年9月5日付で南京税関公告2018年第13号添付7「南京税関輸入食品検疫審査管理作業規範」を改訂し、検疫・審査対象となる一部の輸入食品の範囲及び目録を調整した。

同公告は公布日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://nanjing.customs.gov.cn/nanjing_customs/589281/589283/589284/1994492/index.html

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年10月（18CU10）

日中間でAEO制度の相互承認に関する取決めに締結

10月26日、中国税関総署倪岳峰署長と日本税関局中江元哉局長とは、日中首脳の立会のもと、「中華人民共和国税関と日本国税関との間で中国税関企業信用管理制度及び日本税関のAEO（認定事業者）の相互承認に関する取決めに正式に締結した。これで、中国税関は日本及びシンガポール、韓国、香港、EU、スイス、ニュージーランド、イスラエル、オーストラリア等の36ヶ国・地域とのAEO相互承認の取決めに締結した。

上述の日中間取決めに従い、中国税関と日本税関がお互いに相手国のAEO事業者以下4つの優遇措置を与える。

- (1) 貨物のリスク評価を実施する時、検査・審査・監督管理の簡素化を図るため、AEO事業者資格を十分に反映させる
- (2) 検査を必要とする貨物に対して最大限に迅速な対応をする
- (3) AEO事業者向けの通関トラブルを処理するため、税関の連絡専任者を設置する
- (4) 中断された国際貿易が回復した場合、主要なインフラ施設は相手国のAEO事業者の輸入貨物の通関の迅速化を最大限に優先する

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://www.ccpit.org/Contents/Channel_4113/2018/1031/1081062/content_1081062.htm

外国貿易機・外国貿易船の監督管理事項の調整に関する公告 （税関総署公告2018年第127号）

中国税関総署は、国務院機構改革の要求に応じて、外国貿易機・外国貿易船に関する電子申告の規範化を推進し、さらに外国貿易機・外国貿易船の監督管理を強化させるため、外国貿易機・外国貿易船の監督管理事項の調整に関する公告を公布した。同公告は2018年11月15日から施行される。

同公告に従い、企業は厳格に「中華人民共和国税関外国貿易機・貿易船監督管理弁法」、「国際船舶出入国検閲検査管理弁法」及び同公告に記載されている外国貿易機・外国貿易船に関する電子申告期限、申告データの項目及び作成方法に従い、外国貿易機・外国貿易船に関する電子データを税関に申告しなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2037172/index.html>

「税関集約密閉型コンテナ検査場設置規範（試行）」の公布に関する公告 (税関総署公告 2018年第 130号)

税関総署は、「中華人民共和国税関監督管理区域管理暫定弁法」(税関総署令第232号)の関連規定に基づき、「税関集約密閉型コンテナ検査場設置規範（試行）」(詳細は添付文書をご参照ください)を制定し、公布した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2040455/index.html>

「認定事業者（AEO）」コードの記入基準の明確化に関する公告 (税関総署公告 2018年第 131号)

税関総署は、「認定事業者（AEO）」コードの記入フォーマットを規範化し、記入ミスを減らし、AEO事業者に中国税関と他国（地域）税関のAEO制度相互承認による通関の優遇措置を十分に享受させるために、下記のようにAEO事業コードの記入に関連する事項を公告した。

貨物の外国の荷受人・荷送人が中国税関のAEO制度相互承認の相手国（地域）税関のAEO事業者である場合、中国の企業は水運・空運積荷目録の「原始積荷目録記入項目」または「事前照合積荷目録記入項目」の「荷受人AEO事業者コード」欄、「荷送人AEO事業者コード」欄及び「中華人民共和国税関輸（出）入貨物通関申告書」における「中国国外荷受人・荷送人」欄に外国の荷受人・荷送人のAEO事業者コードを記入する必要がある。AEO事業者コードの記載様式は「国別（地域）コード+輸出入者登録コード」とされている。同公告は2018年11月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2043578/index.html>

中華人民共和国通関書類専用印の電子印鑑の使用開始に関する公告 (税関総署公告 2018年第 132号)

税関総署は、国際貿易の「単一窓口」、「インターネット+税関」プラットフォームの構築・運用を促進し、通関手続をペーパーレス化し、全ての手続がインターネット上で完結し、輸出入業者（納税者）の利便性を図るため、2018年10月22日から、税

金納付書の印刷に関する改革のパイロットを実施する対象税関で「中華人民共和国税関書類専用印」電子印鑑の使用を開始する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2044202/index.html>

一部輸入鉱物の監督管理モデルの調整に関する公告

(税関総署公告 2018年第 134号)

税関総署は、経営環境のさらなる改善、通関の迅速化を図るため、輸入鉄鉱石の監督管理モデル改革パイロットの実施状況に照らし、リスク評価を行った上で、一部の鉱物（輸入鉄鉱石、マンガン鉱、クロム鉱、鉛鉱物及び鉛精鉱、亜鉛鉱及び亜鉛精鉱）に対する監督管理モデルを「先に通関、後で検査」の方式に改める事を決定した。同公告は公布日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2047039/index.html>

外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理対象貨物の国内運送に使用する船舶・航空機に関する電子申告書の書式V1.3の公布に関する公告

(税関総署公告 2018年第 135号)

税関総署は、外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理対象貨物の国内運送に使用する船舶・航空機に関する電子申告書書式基準を更に改善するためには、税関総署 2018年第 127号公告に基づき、外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理対象貨物の国内運送に使用する船舶・航空機に関する電子申告書の書式V 1.3 バージョンを制定し、主に外国貿易機・外国貿易船申告書の項目を部分的に調整した。同公告は2018年11月15日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2047956/index.html>

税関品目分類事前教示の後続関連事項に関する公告

(税関総署公告 2018年第 138号)

税関総署は、企業権利の保護及び税関の品目分類作業を効率的に統括するため、税関品目分類事前教示の後続事項を下記の通り公布した。

(1) 各直属税関が従前制定発行した「中華人民共和国税関品目分類事前教示回答

書」(以下「事前分類教示回答書」)は2019年1月1日から廃止される。

- (2) 同公告の公布日から2018年12月31日までの期間を移行期間とする。企業が元「事前分類教示回答書」の制定発行を担当する直属税関の管轄区域で「事前分類教示回答書」に記載される商品を輸入または輸出、且つ規定通りの申告を行った場合、税関は引き続き「事前分類教示回答書」の品目分類判定に従って審査、通関許可を行う。
- (3) 企業が税関に品目分類の事前裁定を申請する場合、「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」(税関総署令第236号)及び「『中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法』の関連事項の実施に関する税関総署の公告」(税関総署公告2018年第14号)に従って処理する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2050969/index.html>

「中華人民共和国入国物品分類表」及び「中華人民共和国入国物品の課税価格表」に関する公告(税関総署公告2018年第140号)

税関総署は、「輸入物品の関税調整に関する国务院関税税則委員会の通知」(税委会[2018]49号)に従い、品目分類ルール及び課税価格の決定方針を従前に維持し、2016年第25号公告の「中華人民共和国入国物品分類表」及び「中華人民共和国入国物品の課税価格表」の調整を公布し(詳細は添付文書1、2をご参照下さい)、2018年11月1日から施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2058328/index.html>

商務部、税関総署が貨物自動輸入許可証の発行申請及び通関作業ペーパーレス化の関連事項を公布(商務部聯合公告2018年第82号)

商務部、税関総署は、「行政の簡素化と権限の委譲、委譲と管理の併用、サービスの最適化」改革の実施を一層深化し、貿易の円滑化を促進し、貿易の安定成長を促すため、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国行政許可法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「機器・メカトロニクス製品輸入管理弁法」、「貨物自動輸入許可管理弁法」などの法律、行政法規及び政策規則の規定に基づき、2018年10月15日から、全国規模で自動輸入許可管理の貨物及び輸入許可証管理の貨物(オゾン層破壊物質を除く)に対して輸入許可証の発行申請及び通関作業のペーパーレス化を施行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201810/20181002794907.shtml>

米国及び日本原産の輸入ヨウ化水素酸のアンチ・ダンピング調査の最終裁定に関する公告（商務部公告2018年第80号）

中国調査当局は、「中華人民共和国アンチ・ダンピング条例」第25条に従い、米国及び日本原産の輸入ヨウ化水素酸にダンピング行為が存在し、中国国内のヨウ化水素酸産業に実質的損害を与えており、ダンピング行為と実質的損害は因果関係があると最終的に裁定した。このため、国務院関税税則委員会は、商務部の助言に基づき、2018年10月16日から米国及び日本原産の輸入ヨウ化水素酸に対してアンチ・ダンピング関税を賦課するとしている。課税期間は5年間である。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201810/20181002795304.shtml>

米国、サウジアラビア、マレーシア及びタイ原産の輸入エタノールアミンのアンチ・ダンピング調査の最終裁定に関する公告（商務部公告2018年第81号）

中国調査当局は、「中華人民共和国アンチ・ダンピング条例」第25条に従い、米国、サウジアラビア、マレーシア及びタイ原産の輸入エタノールアミンにダンピング行為が存在し、中国国内のエタノールアミン産業に実質的損害を与え、ダンピング行為と実質的損害は因果関係があると最終的に裁定した。このため、国務院関税税則委員会は、商務部の助言に基づき、2018年10月30日から米国、サウジアラビア、マレーシア及びタイ原産の輸入エタノールアミンに対してアンチ・ダンピング関税を賦課するとしている。課税期間は5年間である。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201810/20181002800504.shtml>

各地域の税関政策の最新動向

第1回中国国際輸入博覧会に展示販売用消費財に対する監督管理実施の簡素化に関する公告（上海税関公告2018年第8号）

第1回中国国際輸入博覧会向けの入国審査業務に関する公告（上海税関公告2018年第9号）

「第1回中国国際輸入博覧会の食品・化粧品出展に関する注意事項」及び「第1回中国国際輸入博覧会に出展する食品・化粧品の検査検疫ガイダンス」の公布に関する公告（上海税関公告2018年第10号）

上海税関は、第1回中国国際輸入博覧会の円滑な開催及び展示品の円滑な入国を確保し、貿易管理の簡素化を促進させるため、関連法令に従って上海税関の実情と輸入博覧会貿易の特徴を考慮し、下記一連の指導事項及び簡素化措置を公布した。

- （1）輸入博覧会の展示・販売用消費財のために実施する「製品の事前検査+適合宣言書+通関の迅速化」を仕組みとする合格評価モデル。
- （2）申告者が輸入博覧会の強制認証製品（CCC製品）を申告する際に、備考、状況説明書などによりCCC製品の具体的用途を説明し、条件を満たす場合、入国審査の免除が可能である。
- （3）「第1回中国国際輸入博覧会の食品・化粧品出展に関する注意事項」及び「第1回中国国際輸入博覧会に出展する食品・化粧品の検査検疫ガイダンス」の作成。

詳細はリンクをご参照ください：

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/423461/423462/2036111/index.html

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/423461/423462/2038478/index.html

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/423461/423462/2030996/index.html

通関作業ペーパーレス化における付随資料の簡素化関連事項に関する公告（深圳税関公告2018年第12号）

深圳税関は、対外貿易の安定成長の後押し及び税関管轄区域の通関作業ペーパーレス化改革を推進するため、税関総署の関連規定に基づき、深圳税関管轄の税関特殊監督管理区域と国外間の入出国に関する届出（備案）リストに付随する契約書、インボイス、B/L、バックングリストなどの証明書類を申告時に税関へ提出する事を不要とし、税関に審査される時に提出要求に従い税関に提出すればよい事とした。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://changsha.customs.gov.cn/changsha_customs/508916/508917/2001157/index.html

「数次に搬出入する貨物を一括に申告」業務の展開に関する公告 (深圳税関公告 2018年第 15号)

深圳税関は、税関管轄区域の保税物流貨物の通関簡素化を促進するため、税関特殊監督管理区域及び保税物流センター区域（B型）（以下「区域・センター」）における「数次に搬出入する貨物の一括申告」を規範化する事項を公布した。区域・センター内の企業と税関特殊監督管理地域外の国内企業との間で数次に貨物を搬出入する場合、税関特殊監督管理区域管理システム、保税物流管理システムの出入庫伝票及び検査ゲートの通過確認書をもって貨物の区域・センターの搬出入（以下区域搬出入）手続を処理し、また一定の期限内に輸出入貨物通関申告書をもって税関で通関手続の一括申告を行う事ができる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shenzhen.customs.gov.cn/shenzhen_customs/511686/511688/511689/2044678/index.html

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年11月（18CU11）

国務院がクロスボーダー電子商取引小売輸入政策の継続・改善を決定

11月21日に国務院常務会議が開催され、現行のクロスボーダー電子商取引小売輸入政策を引き続き改善し、適用範囲の拡大を決定した。11月29日に財政部、税関総署は「クロスボーダー電子商取引小売輸入租税政策の改善に関する通達」（財関税〔2018〕49号）を公布し、その主な内容は下記の通りである。

1. 2019年1月1日より、現行のクロスボーダー電子商取引小売輸入監督管理政策を引き続き施行する。クロスボーダー電子商取引小売輸入商品について、初輸入に際しての許可文書、登録または届出手続を実施せず、個人使用のための輸入物品として監督管理される。
2. 当該政策の適用範囲はこれまでの杭州市など15都市から、クロスボーダー電子商取引総合試験区が新設された北京市、瀋陽市、南京市、武漢市、西安市、アモイ市など22都市まで拡大された。なおクロスボーダー電子商取引総合試験区のない都市の直接輸入業務について、関連する監督管理政策を参照して施行する。
3. クロスボーダー電子商取引小売輸入ポジティブリスト商品に対し、限度額内でのゼロ関税、輸入増徴税と消費税の法定課税額の70%で徴収の上、優遇税制対象商品の範囲を拡大し、さらに消費者に人気の高い63税目の商品を追加した。また、優遇税制対象商品の1回当たり取引限度額は、2,000人民元から5,000人民元に引き上げ、なお年間取引限度額は1人当たり2万人民元から2万6,000人民元に引き上げされた。今後、住民の所得向上に伴い引き続き増額する。
4. 但し、購入されたクロスボーダー電子商取引の輸入商品は消費者の個人に最終的に使用される商品であるため、中国国内市場に転売してはならない。原則として、クロスボーダー電子商取引の輸入保税商品については、税関特殊監督管理区域以外に「ネット購入で保税＋オフラインで商品受取」方式の取引が許可されていない。

詳細はリンクをご参照ください：

http://www.gov.cn/premier/2018-11/21/content_5342252.htm

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201811/t20181129_3079073.html

クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの調整に関する公告（財政部、国家発展改革委員会、工業と情報化部、生態環境部、農業農村部、商務部、中国人民銀行、税関総署、税務総局、市場監督管理総局薬品监督管理局、密碼管理局、瀕危物種進出口管理弁公室 公告 2018年第 157号）

2018年11月20日、財政部、国家発展改革委員会、工業と情報化部、生態環境部、農業農村部、商務部、中国人民銀行、税関総署、税務総局、市場監督管理総局薬品监督管理局、密碼管理局、瀕危物種進出口管理弁公室が共同で「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの調整に関する公告」を公布した。

調整後の「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト（2018年版）」には合計1,321品目があり、2019年1月1日より実施される。同リストの実施に伴い、「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの公布に関する財政部など11部門の公告（2016年第40号）」及び「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト（第2回）の公布に関する財政部など13部門の公告（2016年第47号）」による商品リストは廃止される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201811/t20181129_3079063.html

重要技術設備の輸入に係る税収政策関連目録の調整に関する通達（財関税[2018]42号）

2018年11月14日、財政部、発展改革委員会、工業と情報化部、税関総署、税務総局、国家エネルギー局（NEA）の6部署が共同で重要技術設備の輸入に係る税収政策関連目録を調整し、その主な内容は下記の通りである。

2019年1月1日より、条件を満たす国内生産企業が調整目録に記載される重要技術設備及び製品の重要部品と原材料を輸入する際に、関税と輸入増値税を免除する。

2019年1月1日より、承認を得て設立された輸入優遇税制を享受する企業は、調整目録の免税対象外の重要技術設備、製品及び調達契約に記載される上記設備に係る技術並びに付属品を輸入する際に、関連法令に従って納税しなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201811/t20181126_3075855.html?from=groupmessage&isappinstalled=0

「輸入医薬品通関申告書」など7種類の監督管理書類のオンライン照合の実施に関する公告（税関総署、国家医薬品监督管理局公告2018年第148号）

税関総署及び国家医薬品监督管理局が「麻醉薬品と精神薬の輸出入許可証」、「輸入医療機器届出票・登録証」及び「輸入特別用途化粧品衛生許可証」、「輸入一般用途化粧品衛生許可証」の電子データと輸出入貨物の通関電子データに対する照合は、2018年10月29日より全国でオンラインで実施される事になる。

これより、医薬品監督管理機関は関連法律に基づいて上記証明書類を発行し、証明書類の電子データをオンラインで税関に転送し、税関は通関プロセスにおいて照合作業を実施し、関連法令に従って輸出入の手続を行う。オンライン照合の実施前に既に書面の証明書類を受領した企業は、当該証明書類の有効期限内に書面の証明書類を税関に提出して輸出入の手続を遂行する。

なお、2018年11月1日より、全国各地税関の輸出入に係る46種類の監督管理証明書類（秘密保持などの特別事情を除く）の照合作業は全てオンラインで実施される。今後、企業はペーパーレスで税関に関連書類申告を行い、税関現場への往復移動、書面書類の申請及び書類の重複提出を回避できる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2064608/index.html>

一部商品の分類決定の公布に関する公告（税関総署公告2018年第159号）

2018年11月2日、税関総署はWCOによる「商品名称及びHSコード協調制度」に基づき、平行二輪車、自撮り棒など77品目の商品分類決定に関する意見を公布し、中国税関の分類決定として2018年12月1日より実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2107861/index.html>

出入国の郵送物品向けの情報化管理システム運行の関連事項に関する公告（税関総署公告2018年第164号）

2018年11月30日、税関総署と中国邮政集团公司は全国の出入国の郵便物を対象とする「総署対総公司」のデータ共有を実現した。郵政企業は郵便物の送り状の電子データを採集して税関情報システムに伝送し、送り状の情報が受取人・差出人の名称、引受国家（地域）及び具体的な住所、郵送品物の名称、数量、重量、価格（通貨

を含む)などを含む。

税関は情報システムを通じて郵便物の処置結果を郵政企業に転送し、郵政企業が税関からの処置結果に基づき郵便物に対して相応の業務処置を行わなければならない。

郵政企業は郵便閉袋の入国、出国、保税転送通関（転関）の手続を行い、閉袋引渡明細表などの電子データを税関に伝送しなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2082836/index.html>

市場調達貿易方式の試行拡大に関する公告（税関総署公告2018年第167号）

2018年11月13日、税関総署は、「市場購買貿易方式の試行拡大に関する公告」（税関総署公告2018年第167号）を公布した。同公告によると、税関監督管理方式「市場調達」（コード：1039）の適用範囲を温州（鹿城）轻工产品交易中心、泉州石狮服装城、湖南高桥大市场、亚洲国际家具材料交易中心、中山市利和灯博中心、成都国际商贸城などの6箇所の取引市場まで拡大する。具体的な実施日期について、杭州、アモイ、長沙、広州、拱北、成都の税関が別途発行する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2111201/index.html>

「税関専用納付書」の印刷改革の全面的な実施に関する公告（税関総署公告2018年第169号）

通関手続の最適化や通関コストの引き下げを図るため、税関総署は、企業が「税関専用納付書」を自らプリントアウトする改革を2018年11月19日から全面的に実施する事を決定した。

同公告の実施に伴い、輸出入業の企業及び単位は電子納税方式で税金を納付し、「インターネット＋税関」の一体化オンライン業務処理プラットフォーム（<http://online.customs.gov.cn>）または国際貿易の「単一窓口」基準版（<https://www.singlewindow.cn>）を通じて電子版の「税関専用納付書」をダウンロードでき、または税関現場に「税関専用納付書」のプリントアウトも申請できる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2105948/index.html>

国境・港湾における衛生許可審査時間の短縮に関する公告（税関総署公告 2018年第 173号）

税関総署は「『証照分離（営業証明書とその他許可書の分離）』改革の全国普及に関する国务院の通達」(国発〔2018〕35号)に従い、2019年1月1日より「国境・港湾衛生許可証の審査・発行」の審査・承認時限を13営業日まで圧縮し、各管轄税関が国境・港湾衛生許可書申請の受理日から13営業日以内に行政許可の可否を明示しなければならないと公告した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2112686/index.html>

「税関認証企業基準」の公布に関する公告（税関総署公告 2018年第 177号）

2018年11月22日、税関総署は「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(税関総署令第237号)に関連する「税関認証企業基準」を公布した。同基準は、共通基準、輸出入貨物の受取人・荷送人、通関企業、外国貿易総合サービス企業に関する個別基準を含む。

また、新高級認証基準はこれまでの5類18条32項から4類17条31項に調整され、新一般認証基準はこれまでの5類18条29項から4類17条29項に調整された。新認証基準は元の認証基準に比べて商品検査内容、必須財務指標及び情報システム要求が加えられた。

同公告は、2019年1月1日より施行される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2120479/index.html>

「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」の関連事項の実施に関する公告（税関総署公告 2018年第 178号）

2018年11月27日、税関総署は「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」の関連事項の実施に関する公告を公布した。

同公告によると、企業が国境衛生検疫、出入国動植物検疫、輸出入食品化粧品安全、輸出入商品検査の法令に違反して刑事責任を追及された場合、税関は当該企業を信用喪失企業として認定する。また、企業が認証の申請期間において国境衛生検疫、出入国動植物検疫、輸出入食品化粧品安全、輸出入商品検査の法令違反に違反する疑いがあり、刑事案件として立件された場合、税関は認証の手続を終止とする。

信用喪失企業には、輸出入貨物の平均検査検疫のサンプリング率を80%以上の管理措置を適用する。

認証を得た企業が国境衛生検疫、出入国動植物検疫、輸出入食品化粧品安全、輸出入商品検査に関する法令に違反する疑いがあり、刑事案件として立件された場合、税関は適用されている相応な管理措置を一時停止する。

企業が自主的に申告し、且つ税関に警告或いは50万人民元以下の罰金を科される行為として判定される場合、税関は企業信用状況の記録事項として登録しない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2118317/index.html>

各地域の税関政策の最新動向

杭州税関が浙江自貿区の発展にサポートする革新的な取組みを公表

杭州税関は浙江自貿区の発展をサポートし、多様な革新への取組みを公表した。例えば、国際貿易の「単一窓口」を構築するため、「一単多報（1つの通関書類を複数の申告に通用）」を通じて情報を共有化し、複数政府部門のインターネット窓口に申告する手続やデータの重複入力などの問題を解消し、全国で初めて国際就航船舶出入国通関手続のペーパーレス化を実現した。また、石油製品全サプライチェーンに関わる投資貿易の便利化を図るため、杭州税関は「地域間の直接供給」、「一隻の船舶によるマルチ供給」、「同一商品コードに属する保税石油製品の混合」、「異なる税番に属する税石油製品の混合」、グリーン石油化学プロジェクト向けの輸入石油製品「即報即通」の通関迅速化などの12措置を打ち出し、保税燃料油業務の成長を加速させている。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://hangzhou.customs.gov.cn/hangzhou_customs/575606/575607/2110413/index.html

カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） 2018年12月（18CU12）

国务院関税税則委員会のアメリカ原産の自動車及び部品に対する関税の追加徴収の一時停止に関する公告（税委会公告〔2018〕10号）

国务院関税税則委員会は、2018年12月14日付でアメリカ原産の自動車及び部品に対する関税の追加徴収の一時停止に関する公告を公布した。同公告によると、2019年1月1日から2019年3月31日まで、関連する144品目に対しては25%の関税、67品目に対しては5%の関税の徴収を一時停止する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181214_3093439.html

国务院関税税則委員会の2019年輸出入暫定税率などの調整案に関する通達（税委会〔2018〕65号）

国务院関税税則委員会は、2018年12月22日付で2019年輸出入暫定税率などの調整案に関する通達を公布した。2019年1月1日より一部商品の輸出入関税を調整する。主な内容は下記の通りである。

輸入関税税率の調整：2019年1月1日より、706品目を対象に輸入暫定税率を適用し、2019年7月1日より14品目のIT製品の輸入暫定税率を撤廃する。また、小麦などの8品目に対しては引き続き関税割当制度を適用し、その税率に変更はない。

輸出関税税率の調整：2019年1月1日より、フェロクロムなどの108品目の輸出商品を対象に、引き続き輸出関税の徴収または輸出暫定税率を適用し、その税率に変更はない。また、94品目の輸出暫定税率を撤廃する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181221_3101662.html

商務部及び税関総署が貨物の自動輸入許可措置の調整に関する事項を公布 (商務部 税関総署公告 2018年第 95号)

商務部及び税関総署は、2018年12月10日付で自動輸入許可措置の調整に関する公告を公布した。同公告は2019年1月1日より施行される。主な内容は下記の通りである。

- 一、118の税関商品分類コードに含まれる貨物に対して適用していた自動輸入許可措置を撤廃する。該当する貨物には、蒸気タービン、自動車製品、エンジン（87章の自動車用を除く）及びコア部品、水力タービン及びその他動力装置、化学装置、食品機械、製紙機械、紡績機械、金属製錬及び加工設備、電気設備、鉄道機関車、移動通信製品、船舶、医療設備、ゲーム機など15種類の貨物が含まれる。
- 二、税関の商品分類コード8704210000、8704310000に含まれる自動車製品に対して自動輸入許可管理制度を適用する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201812/20181202816587.shtml>

輸入禁止の中古機電製品目録の調整に関する事項を公布（商務部 税関総署公告 2018年第 106号）

商務部及び税関総署は、2018年12月26日付で輸入禁止の中古機電製品の目録を調整し、2019年1月1日より施行される。更新された輸入禁止の中古機電製品目録には70、73、76、84、85、87、90章の一部の機電製品が含まれる。また、同公告の施行に合わせて、対外貿易経済合作部、税関総署、質検総局が2001年12月27日付で公布した「輸入禁止貨物目録（第2次）」を廃止する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202821859.shtml>

2019年輸入許可証管理対象貨物目録を公布（商務部 税関総署公告 2018年第 107号）

商務部、税関総署は、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「オゾン層破壊物質管理条例」、及び「重点中古機電製品輸入管理弁法」に基づき、2018年12月26日付で「2019年輸入許可証管理対象貨物目録」（以下「目録」）を公布し、2019年1月1日より施行される。同目録には29、38、84、85、89、90

章の一部の貨物が含まれる。また、商務部、税関総署、質検総局が2017年12月22日付で公布した「2018年輸入許可証管理対象貨物目録」は2019年版の目録の施行日付で廃止される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202821943.shtml>

2019年輸出許可証管理対象貨物目録を公布（商務部 税関総署公告2018年第108号）

商務部、税関総署は、2018年12月26日付で「2019年輸出許可証管理対象貨物目録」（以下「目録」）を公布し、2019年1月1日より施行される。また、商務部、税関総署が2017年12月22日付で公布した「2018年輸出許可証管理対象貨物目録」は2019年版の目録の施行日付で廃止される。新規目録の主な内容は以下の通りである。

輸出目録に記載された商品を取り扱う対外貿易経営者は、商務部または商務部から委託を受けた地方商務主管部門から「中華人民共和国輸出許可証」（以下「輸出許可証」）を申請・取得して、その許可証をもって税関で通関・検査手続を行う事ができる。

潤滑油（税関商品分類コード27101991）、グリース（税関商品分類コード27101992）、潤滑油ベースオイル（税関商品分類コード27101993）の一般貿易輸出に対する国営貿易管理の一時停止を継続する。上記貨物を一般貿易の形式で輸出する対外貿易経営者は、貨物輸出契約をもって輸出許可証を申請・取得できる。

「非一批一証」制の管理貨物の輸出許可証は有効期間内で複数回使用できるが、12回を超えてはならない。輸出許可証の使用が12回を超える場合、税関は通関申請の受付を停止する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202821970.shtml>

「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」の廃止に関する公告（商務部 税関総署公告2018年第109号）

商務部、税関総署は2018年12月29日付で「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」の交付廃止に関する公告を公布した。主な内容は以下の通りである。

2019年1月1日より、これまで加工貿易企業に交付してきた「生産能力証明」を廃止する。加工貿易企業は今後、「加工貿易企業の経営状況及び生産能力情報システム」(<https://ecomp.mofcom.gov.cn/>)にログインして、自主的に「加工貿易企業の経営状況及び生産能力情報表」に入力して申告し、且つ申告した情報の信頼性を保証しなければならない。虚偽の情報を申告した企業は、企業の信用毀損に繋がる上、該当する法規定に従い税関での信用等级付の引き下げなどの措置を講じられる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202821589.shtml>

フェリーで海南島を離島する観光客まで離島免税政策の適用を拡大する事に関する公告（財政部 税関総署 税務総局公告2018年第175号）

財政部、税関総署、税務総局は共同して2018年12月26日付でフェリーで海南島を離島する観光客に離島免税政策の適用を拡大する事に関する公告を公布した。同公告は2018年12月28日より施行される。主な内容は以下の通りである。

- 一、フェリーで離島する満16歳の観光客は、離島するフェリーのチケット及び有効な身分証明書をもって、海南離島観光客免税店及びそのインターネットショップで免税商品を購入できる。観光客は離島する際、本人のフェリーチケット、商品の購入証明、身分証明書などをもって海口秀英港、新海港にある商品ピックアップエリア（条件が整い次第、海口南港埠頭でも商品ピックアップエリアを設置する）から購入した免税商品を受け取り、離島できる。
- 二、同一人物が同一年度内に飛行機、鉄道、フェリーのいずれかの交通手段で離島する場合も、購入した商品の免税額を合算し、現行制度の免税限度額内で関連する政策を享受できる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181227_3109960.html

一部商品の分類決定の公布に関する公告（税関総署公告2018年第183号）

税関総署は、2018年12月6日付で2018年商品分類決定を公布し、2019年1月1日より施行される。同公告は、半導体ウェハテスター及びカメラなど27品目の商品分類決定を公布し、合成ゴムなど3品目の商品分類決定を廃止した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2135188/index.html>

輸出入貨物の税関通関申告書内容及び電子申告書様式の調整に関する公告 (税関総署公告 2018年第 185号)

税関総署は、2018年12月7日付で輸出入貨物の税関通関申告書内容の調整に関する公告を公布し、2018年12月9日より施行される。主な内容は以下の通りである。

一、シングルウィンドウの申告ページにある「製品認証」欄の「製品許可証／審査承認／備案（届出）情報の編集」に、さらに「照合抹消数量単位」欄を追加した。「製品許可証／審査承認／備案（届出）情報の編集」欄に「照合抹消数量」を入力した場合、併せて「照合抹消数量単位」も入力しなければならない。

二、輸出入貨物の電子税関申告書の様式を改正した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2135204/index.html>

通関単位の登記管理関連事項の更なる最適化に関する公告（税関総署公告 2018年第 191号）

税関総署は、通関単位の登記管理の最適化、登記手続の簡素化、企業の経営コストの削減を目的として、2018年12月7日付で通関単位の登記管理関連事項のさらなる最適化に関する公告を公布した。同公告は2019年2月1日より施行される。主な内容は以下の通りである。

輸出入貨物の荷受荷送人は「通関単位状況登記表」をもって自身が法規定に基づき設立した分支機構を管轄する税関で設立分支機構の登録登記を経た後、該当分支機構において輸出入貨物の荷受荷送人分支機構の備案（届出）手続を行えるようになる。輸出入貨物の荷受荷送人及び税関で登録登記済みの分支機構は、全国範囲で輸出入通関業務を展開できる。輸出入貨物の荷受・荷送人はその分支機構の行為に対して法的責任を負わなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2136196/index.html>

税関（保稅輸送）作業の全面的ペーパーレス化に関する公告（税関総署公告 2018年第 193号）

税関総署は、2018年12月10日付で税関作業の全面的ペーパーレス化に関する公告を公布した。同公告は2019年1月1日より施行される。主な内容は以下の通りである。

税関が書面に関連証明書類を確認する必要がある場合を除き、企業は書面による税関申告書、貨物車積載リスト、「貨物車積載登記簿」、「中国籍の国際航海船舶入出国（港）税関監督管理簿」、及び「運転手ビザ簿」を提出する必要がある。同公告は、税関貨物を輸送する箱型トラックまたはコンテナのドアに用いられる完全な商業用シール或いはスマートロックの管理を明記し、輸出入税関貨物が税関の監督管理エリアに到着した後の申告作業を規定した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2138034/index.html>

越境EC小売輸出入商品の監督管理事項に関する公告（税関総署公告 2018年第 194号）

税関総署は、越境EC小売輸出入に関連する中国の法令及び政策に基づき、2018年12月10日付で税関監督管理作業に関する公告を公布し、2019年1月1日より施行される。既に販売契約を締結した中国国内の越境EC企業は、越境EC小売輸入業務の展開を2019年3月31日まで延長できる。

同公告の監督管理範囲には、越境EC取引プラットフォームを通して小売輸出入商品の取引を行い、且つ税関の要求に従って取引の電子データを転送する越境EC企業及び消費者（バイヤー）が含まれる。同公告は、企業管理、通関管理、エリア管理、検疫、検査、物流管理、返品管理及びその他事項に対して規定した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2140731/index.html>

税関検査作業の標準化に関する公告（税関総署公告 2018年第 195号）

税関総署は、税関の検査作業を標準化し、統一した法執行を保障し、被検者の合法的權益を保障するために、2018年12月12日付で税関検査作業の標準化に関する公告を公布した。

同公告は、税関が検査を実施する際に作成・記入する「税関検査記録」、「税関照会記録」、「税関サンプリング証明書」の作業基準を標準化した。税関が法律、行政法規、規制などに基づき、被検者に改善を求める場合は、「税関検査改善通知書」を作成・発行しなければならない。検査終了後、税関は「検査作業記録」に記入しなければならない。

同公告は2019年1月1日より施行され、「税関総署の後続検査作業の実施に関する公告」(税関総署公告2017年28号)は同時に廃止される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2140783/index.html>

加工貿易用資材及び部品の国内販売課税に対する「自主申告及び自主納税」の推進に関する公告(税関総署公告2018年第196号)

税関総署は、2018年12月13日付で加工貿易用資材及び部品の国内販売課税に対する自主申告及び自主納税の推進を決定した。同公告は、2019年1月1日より施行される。

輸出入企業が加工貿易用資材及び部品の国内販売課税の事前入力を行う際、「自主申告及び自主納税」を選択すると、「資材及び部品の初回輸入日時」を入力する必要がなくなる。事前入力システムの税額(費用)計算サービスを利用して納付する税額を計算し、システムより提示された税額を確認して、税関申告書の事前入力内容とともに税関に提出する事ができる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2142660/index.html>

金関二期税関特殊監督管理区域の管理システムの更新に関する公告(税関総署公告2018年第197号)

税関総署は、2018年12月14日付で金関二期税関特殊監督管理区域の管理システム(以下「金関二期区域システム」)を更新する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

金関二期区域システムは保税区、輸出加工区、保税物流園区、越境工業区、保税港区、総合保税區などの特殊区域に適用される。更新後の金関二期区域システムは、

特殊区域内の保税メンテナンス、委内加工（税関特殊監督区域内の企業が区域外の中国企業からの委託を受け、区域外企業より提供された入区貨物を加工した後、区域外の中国国内に輸送する業務）などの業務をサポートする。更新後の業務データ交換インターフェイス仕様は中国電子口岸ウェブサイト（www.chinaport.gov.cn）の掲示板からダウンロードできる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2144875/index.html>

「先出区、後通関」モデルに関する公告（税関総署公告2018年第198号）

税関総署は、2018年12月14日付で特殊区域及び保税物流センター（B型）（以下「センター」）における「先出区、後通関」の監督管理改革の実施に関する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

「先出区、後通関」モデルとは、特殊区域及びセンター内の企業が情報化システム（金関二期特殊区域管理システム、保税物流管理システム）を利用し、検査通過書をもって、先に輸出貨物を特殊区域及びセンターから出荷する手続きを行い、後に税関で通関手続を行う作業モデルである。「先出区、後通関」モデルを適用する貨物に対し、企業は全国通関一体化措置を適用した通関手続を行わなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2145153/index.html>

「保税混鉱」に関連する事項に関する公告（税関総署公告2018年第199号）

税関総署は、2018年12月14日付で「保税混鉱」業務を展開し、特殊区域の発展を促進する旨の公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

「保税混鉱」とは、特殊区域内の企業が保税制度を適用して輸入された鉄鉱石に対し簡単な物理的加工及び混合処理を行い、特殊区域外または中国から再輸出する業務である。鉄鉱石は特殊区域への輸送に先立ち税関の検査及び測定を受け、中国政府が制定した強制的基準を満たした鉄鉱石だけを特殊区域に輸送できる。基準を満たさない鉄鉱石は、税関の要求に従って返送または検査を行う必要がある。企業は税関の監督管理要求に従って情報化管理システムを構築し、電子帳簿を作成して、貨物の輸入、輸出、転関及び保管などを記録しなければならない。企業は「保税混鉱」の鉄鉱石の保管専用エリアを設置する必要があり、ほかの貨物と同一

エリアで保管してはならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2145164/index.html>

保税メンテナンス業務の監督管理関連事項に関する公告（税関総署公告 2018年第203号）

税関総署は、2018年12月14日付で保税メンテナンス業務の監督管理に関する公告を公布し、2019年1月1日より施行される。主な内容は以下の通りである。

条件に合致する企業は、部品の損壊、一部機能の喪失、欠陥などがあるメンテナンス対象貨物を中国国外から国内に保税輸入して、規定に従って検査し、メンテナンスを行う場合、税関に「企業保税メンテナンス業務に関する説明」、「企業が外部と締結したメンテナンス契約」、及び「ブランド所有者または代理人によるメンテナンス業務の授權書」を提出しなければならない。

企業は保税メンテナンス業務に必要なメンテナンス用資材及び部品を保税または非保税の方式で輸入できる。保税方式で輸入する場合、企業はメンテナンス作業指示書に基づき照合抹消を行わなければならない。保税メンテナンス業務を行う企業は、保税メンテナンス専用帳簿／手帳を作成し、未メンテナンス貨物、メンテナンス済貨物、メンテナンス不能貨物などを記入する電子台帳を作成する必要がある。メンテナンス用資材及び部品を保税輸入する企業は、その保税メンテナンス専用帳簿／手帳にメンテナンス用資材及び部品の電子台帳の内容をも含まなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2147317/index.html>

ニュージーランドから輸入する農産品の2019年度の数量が輸入規定数量を超過した事に関する公告（税関総署公告 2018年第209号）

税関総署は、2018年12月26日付でニュージーランドから輸入する農産品の2019年度の数量が輸入規定数量を超過した事に関する公告を公布した。

中国は2009年1月1日より、ニュージーランドから輸入する四大種類12税目の農産品（以下「四大種類農産品」）に対して特殊保障管理措置を実施していた。中

国が2018年に中継貿易の形で輸入したニュージーランド産の一類農産品（税則コード：04012000、04014000、04015000）及び四類農産品（税則コード：04061000、04063000、04069000）は既に2019年度の輸入規定数量を上回ったため、2019年度にニュージーランド産の一類及び四類農産品を輸入する際には、協定税率を適用できなくなる。四大種類農産品を輸入する際は、税関総署の「中華人民共和国政府とニュージーランド政府間の自由貿易協定」における輸入農産品に関する特殊保障措置実施弁法（税関総署公告〔2008年〕第91号）に基づき必要な手続を行わなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2158464/index.html>

2018年オーストラリア産牛肉の輸入に対して特殊保障措置を実施する公告 （税関総署公告2018年第210号）

税関総署は、2018年12月27日付で2018年オーストラリア産牛肉の輸入に対して特殊保障措置を実施する旨の公告を公布した。2018年12月27日現在、特殊保障措置管理を実施する牛肉（税則コード：02011000、02012000、02013000、02021000、02022000、02023000）の輸入申告数量は既に172840トンに達し、2018年の特殊保障措置の発動レベルである170000トンを上回った。このため、2018年12月28日より、「協定」に基づき輸入するオーストラリア産牛肉に対し、最恵国待遇税率を適用した輸入関税を徴収する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2159695/index.html>

各地域の税関政策の最新動向

深圳税関の入国生物研究開発用サンプルの衛生検疫監督管理措置便利化の促進に関する公告（2018年第18号）

深圳税関は、税関総署の関連規定に基づき、2018年12月5日付で入国生物研究開発用サンプルの監督管理措置便利化の促進に関する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。主な内容は以下の通りである。

税関は、企業または科学研究所／所などが自社の検査、研究開発及び技術革新などを目的に輸入した生物研究開発用サンプルに対し、衛生検疫の便利化を図った監督管理を実施する。生物研究開発用サンプルに対するリスク管理を行い、関連規定

に基づき必要なリスクアセスメントのプロセスを簡素化する。

研究開発を行う企業が1年以内に類似する製品名及び規格のローリスク生物研究開発用サンプルを複数回輸入する場合、税関はその管理便利化のために1回のみ審査承認で、複数回の照合抹消ができるように改善する。税関は、輸入した生物研究開発用サンプルに対する検査が必要な場合、検査プロセスを最適化し、通関手続の効率を改善する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shenzhen.customs.gov.cn/shenzhen_customs/511686/511688/511689/2135118/index.html

深圳税関の展示品検査検疫の簡素化に関する公告（2018年第19号）

深圳税関は、2018年12月5日付で深圳税関管轄区域の展示品検査検疫に関する公告を公布した。深圳で開催される重要な国際展示会を対象に、展示品検査検疫の監督管理措置の簡素化を実施する。同公告は公布日より施行される。

同公告によると、展示品検査検疫の審査承認手続の簡素化、展示品の監督管理モデルの革新、展示品検査モデルの最適化などの3つの面から展示品検査検疫を規制する。展示会会場の監督管理及び終了後の照合抹消作業は展示会開催地を管轄する税関が行う。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shenzhen.customs.gov.cn/shenzhen_customs/511686/511688/511689/2135123/index.html

天津税関の中国（天津）自由貿易試験区で「1区で登録、複数区で経営」モデルの実施に関する公告（2018年第9号）

天津税関は、2018年12月7日付で、中国（天津）自由貿易試験区で「一区で登録、複数区で経営」モデルを実施する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

企業は、自由貿易試験区における四つの特殊区域（天津港保税区、天津保税物流園區、天津滨海新区総合保税区、天津東疆保税港区）のいずれかで登録し、税関登録番号を取得した場合、当該登録番号をもって登録した特殊区域を除く上記四特殊区域で「金関二期税関特殊監督管理区域管理システム」の帳簿を作成して、税関業

務を遂行できる。また、これにより企業の経営一体化の実現にも繋がる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/427875/427906/427907/2134499/index.html

天津税関の中国（天津）自由貿易試験区税関特殊監督管理区域内の企業が越境ECネット通販保稅輸入商品の保稅展示業務の遂行に関する公告（2018年第10号）

天津税関は、2018年12月18日付で中国（天津）自由貿易試験区税関特殊監督管理区域内の企業が越境ECネット通販保稅輸入商品の保稅展示業務の遂行に関する公告を公布した。主な内容は以下の通りである。

越境ECネット通販保稅輸入商品を区域外で保稅展示する（以下「保稅展示」）業務は、京津冀（北京、天津、河北）エリア内で行い、保稅展示会場は固定の展示会場でなければならない。

保稅展示貨物は出区日から起算して6ヶ月以内に特殊区域内に返還しなければならない。特別な事情により期限を延長する必要がある場合、区域内企業は展示期間満了の30日前までに、且つ保証状の有効期間以内に管轄税関に期間の延長を申請しなければならない。管轄税関の許可を得た後に期間延長され、且つ金関二期システムにおいても延長手続を行い、最大3回まで延長でき、1回毎の延長期間は6ヶ月までである。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/427875/427906/427907/2152531/index.html

天津税関の税関特殊監督管理区域で「先入区、後通関」モデルの実施に関する公告（2018年第11号）

天津税関は、2018年12月28日付で税関特殊監督管理区域で「先入区、後通関」モデルを実施する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。主な内容は以下の通りである。

「先入区、後通関」モデルとは、税関で登録登記済の特殊区域内の企業（以下「区内

企業」)が保税輸送の方式で、税関の規定に適合する貨物を口岸から特殊区域内の税関認可専用エリアに移転し、規定された期限内に税関で通関手続を行う作業モデルである。「先入区、後通関」モデルを適用する区内企業は、税関の監督管理要求に合致するコンピューター管理システムを構築しなければならない。当該システムはデータ交換プラットフォームまたはその他コンピューターネットワークを通じて、税関が指定する認証方法で税関のネットワークに接続し、税関の監督管理要求に合致するデータを税関に転送する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/427875/427906/427907/2160934/index.html

上海税関の輸出貨物の積付計画変更及び積み残し貨物に関連する事項を明確にする公告(2018年第16号)

上海税関は、2018年12月12日付で輸出貨物の積付計画変更及び積み残し貨物に関連する事項を明確にする公告を公布した。主な内容は以下の通りである。

積付計画変更・積み残し貨物は関連手続を行った後、元貨物の性質及び数量と一致しなければならない。特別な事情がある場合は、税関の承認を得なければならない。積付計画変更・積み残し貨物に関連する手続は、元輸送者の出港地を所轄する税関が行う。

同公告は2018年12月25日より施行される。また、同公告の施行に合わせて「上海税関の輸出貨物の積み残し及び積付計画変更に関する暫定管理弁法」(沪関公告[2003]3号)は廃止される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください：

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/423461/423462/2144533/index.html

5. 租税条約及び移転価格税制

(1) 国家税務総局が租税条約上の「受益者」認定問題を明確化 (18TA04) 第4回 2018年2月

このアラートで検討している法規

「租税条約における『受益者』関連問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告[2018]9号)

「租税条約における『受益者』関連問題に関する国家税務総局の公告」に関する国家税務総局の解釈」(以下「解釈」)

「租税条約における『受益者』の解釈及び認定方法に関する国家税務総局の通達」(国税函[2009]601号, 以下「601号公告」)

「租税条約における『受益者』の認定に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告[2012]30号, 以下「30号公告」)

『非居住納税者による租税条約の優遇措置適用に関する管理方法』(国家税務総局公告[2015]60号, 以下「60号公告」)

「中国大陆及び香港の租税アレンジメントの配当条項の適用に関わる受益所有者に対する湖北などの省・市級国家税務総局の取扱に関する国家税務総局の意見」(税総函[2013]165号, 以下「165号」)

「委託投資における受益者認定に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告[2014]24号, 以下「24号」)

5.
租税条約
及び移転
価格税制

背景

国家税務総局は租税条約の実施を推進し、「受益者」認定の解釈を更に明確にするため、2018年2月6日付で「租税条約における『受益者』関連問題に関する国家税務総局の公告」(2018年第9号、以下「9号公告」)を公布した。同公告は、2018年4月1日以降に納税の義務と源泉徴収義務が発生し、且つ租税条約上の優遇措置適用が必要な事項に適用される。

9号公告は従前の「受益者」の解釈規定と比べ、次の2点が特徴的である。

- 1) 従前のセーフ・ハーバー・ルールの適用を拡大し、子会社が受益者資格を有していない場合でも、親会社が受益者認定要件に該当するか否かの判断によって、租税条約上の優遇措置適用の可否を決定できる。子会社と親会社が同一国に所在しない場合でも例外としない。

2) 9号公告の解釈は納税者の「実質的な経営活動」の有無を判断根拠としているため、以前から不確実な領域を残す持分会社に関する「実質的な経営活動」の要件を一層明確にするため詳細事例を列記した。

9号公告の公布は租税条約上の優遇措置の適用申請を行う納税者にとって朗報である。

主要内容

9号公告及びその解釈は601号と改訂30号を統合した。このため601号と改訂30号を同時に廃止する。

国家税務総局は、9号公告を公布する以前に既に次の各公告を発布した。納税者の租税条約上の優遇措置適用を規範化した60号公告、また同優遇措置適用に関する問題を明確にした165号及び24号公告、そして一般租税回避防止ガイドラインである。

今回の9号公告は、中国が多国間との協定において主要目的テスト（Principal Purpose Test: PPT）条項を改正し、租税条約のネットワークを更新した大きな動きの後に公布されたことから、特別に意義深い公布となった。

次いで、9号公告の主要内容は下記の通りである。

1. 「受益者」の認定範囲を明確化

9号公告は非居住者企業が「受益者」である場合にのみ、配当、利子及びロイヤリティー等の租税条約上の優遇措置を享受できる。同公告は財産の譲渡益を「受益者」認定の対象外とした。これは601号に列記されている不確実性による実務上の判定と法執行の差異を回避する事になる。

2. 租税条約上の優遇措置の適用範囲の拡大

601号及び30号によると、締結相手側の居住者企業で且つ締結相手側の国の上場企業及びその100%直接または間接保有する締結相手側の居住者子会社のみがセーフ・ハーバー・ルールを適用できる。このため、その他の申請者は規定にある不利な要件などを参照して総合的に租税条約上の優遇措置の適用要件に該当するか否かを判断される。

今回、9号公告は次の2点を以って租税条約上の優遇措置の適用範囲を拡大した。

1) セーフ・ハーバー・ルールの適用範囲を拡大した。2) 子会社が「受益者」判定を満たしていない場合、親会社と子会社が同一国に所在していなくても、親会社の経済的実質に基づき判定する事が可能となる。

セーフ・ハーバー・ルールの適用範囲の拡大

9号公告によると、締結相手側の上場居住者企業及びその締結相手国に所在する子会社のほか、居住者個人、政府及び100%直接或いは間接保有する事業体を追加し、合わせて4種類の申請者がセーフ・ハーバー・ルールの適用が可能となった。

9号公告の解釈で説明されているセーフ・ハーバー・ルールの適用範囲の拡大は、BEPS行動計画6の成果物が参考である。BEPS特典制限条項（LoB条項）のロジックでは、上場企業と同一国に所在する子会社を除外するだけでなく、居住者個人と政府（及び100%直接或いは間接保有する事業体を含む）も除外すべきである。

多層構造下の特別優遇

601号及び改訂30号公告によると、セーフ・ハーバー要件或いは「受益者」認定要件の該当者は、中国を源泉地とする所得が租税条約上の優遇措置を享受できる。対して、9号公告はより緩和されており、下記の2点は「受益者」認定の条件に該当しないものの一定要件に適切な申請者は、取得した配当について租税条約上の優遇措置が適用される。即ち1) 申請者の持分を100%直接或いは間接的に保有する企業が「受益者」認定要件に該当し、且つ且つ申請者が所在する国（地域）の居住者である。2) 申請者の持分を100%直接、或いは間接的に保有する企業が「受益者」認定要件に該当し、申請者が所在する国（地域）の居住者でなくても、当該企業及び間接的に持分を保有する中間者が関連する要件に該当する場合である。

上述の規定はBEPS行動計画6の成果物を参考したものであり、BEPS特典制限条項（LoB条項）の「派生的利益」基準に類似している。この変化のメリットは、持分会社は自ら経済的実質を有していなくても、その親会社の経済的実質を分析して租税条約上の優遇措置の適用可否が判断される。注意すべきは、9号公告の解釈で当該新条項の適用について明確に事例が列記された。たとえば申請者と親会社が同一国に所在していない場合にいかにして親会社の「受益者」資格を判定するか否か総合的に分析している。下記の一例から解説する。

例示：香港居住者Aは、中国大陸居住企業に投資し、その会社から配当金を受け取った。シンガポール居住企業Cは、シンガポール居住企業Bを経由して間接的に香港居住企業Aの持分を100%所有している。香港居住企業Aは、「受益者」認定要件には該当しないが、シンガポール居住企業Cが「受益者」認定要件に該当しており、且つシンガポール居住企業C及びシンガポール居住企業Bの双方が受け取る中国源泉所得からの配当金は、中国とシンガポールの間に締結した租税条約に基づき享受できる優遇措置が、香港居住企業Aが享受できる優遇措置と同一であるので、香港居住企業Aが「受益者」資格を有する事を認容すべきである。また、香港居住企業Aは、中国大陸と香港との間で締結された租税取り決めに基づいて租税条約上の優遇措置を享受できる。

3. 「受益者」身分判定の不利な要件の改正

9号公告は、601号の規定にある7つの不利な要件を5つに減少したが、根本的な変化ではない。

9号公告第1項の不利な要件

9号公告は2つの側面から601号第1項の不利な要件（取得した所得を一定期限内に一定比率の支払義務を負う）を改定した。1）従前の比率の60%から50%に低減した。2）義務の履行を約束していない場合でも支払が発生した場合には不利な要件を構成すると指摘した。当該指摘も特典制限条項（LoB条項）の「派生的利益」基準の関連概念を参考している。

9号公告第2項の不利な要件

601号第2項から第4項の不利な要件は、いずれも実質的な経営活動と関わるため、9号公告は基本的に当該3つの不利な要件を1つに整合した。このため、実質的な経営活動の内容と判定を一層明確にして「その従事するその他の経営活動が顕著でない」を、「実質的な経営活動を構成しない」と改めて明確にした。当該規定は特に投資管理会社に関係する。

601号は中国特有の「受益者」概念として、申請者が実質的な経営活動を行っている事を要求している。これは、世界中の「受益者」に対する税務上の理解と異なるもので、世界的にも、一般的にも、申請者が租税条約上の優遇措置適用を申請する所得及び関連資産に対する支配度に注目している（中国の「受益者」概念は支配度及び実質的な経営活動とともに強調している）。

また、今日まで納税者は、経営活動テストは一般租税回避防止規則にも規定がある事から、実質的な経営活動テストと支配度テストを区分して取り扱うように提案し続けていた。9号公告が公布された事で納税者の希望は空振りとなった。実質的な経営活動テストは依然として「受益者」資格判定の重要要件である。

しかし、601号との相違点は、9号公告の解釈によれば「どのような程度の実質が受益者テストを満たすのか」について、詳細なガイドラインを提供しており、また豊富な事例を列記している。さらに、165号との共通点は、9号公告は投資管理活動が実質的な経営活動とみなす事ができ、そして租税条約上の優遇措置を申請できる事を明確にした。また、9号公告の解釈で列挙された案件はとりわけ投資管理活動に着目して、どのような投資管理活動若しくは資源が実質的な経営活動要件に該当するか明確にした。

9号公告第3項から第5項の不利な要件

601号の国外の低税率要素（締結相手国が関連所得を徴税しない若しくは免税する、またはまたは徴税するが実際の税率が非常に低い）、バックトゥバックローン、使用許可の3つの不利な要件については9号公告でも留保している。

4. その他の内容

60号公告は、納税者の租税条約上の優遇措置適用の申請に際して、事前審査制を廃止して事前届出制に改めた。9号公告は、「地方税務機関が「受益者」資格を否認して申請者の優遇措置適用を撤回する場合、執行の前に省級税務機関に報告と承認を要求している。これは、事前審査制を実施した30号公告の考えと合致する。

また、9号公告はその他の条項でも従前の規定を改訂し改善した。例えば、持分比率に関する時間の基準、「所得の受取を代行する」に該当しない状況、「受益者」資格を証明するための資料提供、一般租税回避防止関連規定を適用する状況などについても明確にした。

KPMG中国の所見

上述の分析から、9号公告の最も重要なポイントは、依然として「受益者」概念において実質的な経営活動を強調しているものの、申請者が実質的な経営活動要件を満たすか否かを判断する確実性を高めるために解釈において詳細に事例を列記した事である。判例法が存在しない中国の租税制度では、納税者が直面する最大のチャレンジは、税法に対する解釈及び適用できる詳細なガイドライン（クロスボー

ダー課税を含む)の欠如である。9号公告の解釈は疑いなく国家税務総局がこの空白を補填するために最善努力を表明したものであると言える。これは、納税者が地方税務機関に租税条約上の優遇措置の適用要件に該当する事を証明する場合に大いに役立つものである。

そして、9号公告には改善すべき点もある。

- 「義務の履行を約束していない場合でも支払が発生した場合」に不利な要件を判定する場合、特殊な状況を考慮しなければならない。例えば、金融機関がリスク・ヘッジ対象資産から配当金或いは利息を受け取る場合に納税義務が生じる可能性がある。但し、金融機関が契約、法律及び市場のリスクに直面して関連する受払リスクを負っている場合には受益者とみなされるべきである。注意すべきは、「義務の履行を約束していない場合でも支払が発生した」場合について、解釈は大量の事例を列記している事である。事例は国家税務総局が実務上取り扱った案件或いは注目した案件である。

- 前述の通り、9号公告の解釈上の投資管理活動が「実質的な経営活動」の要件に該当するか否かの詳細な事例は、納税者に朗報である。しかし、納税者の持分の取決めが商業的な実態を有しながらも、事例に記載されている「実質的な経営活動」の要件を満たせない可能性がある。

「派生的利益」基準は確実に申請者が親会社の実質に基づいて租税条約上の優遇措置を享受できる事になったが、投資ファンドグループにとっては、投資計画、分析、執行・監督する投資マネジャー若しくはコンサルティングに従事するのは、通常、特殊目的の事業体（SPV）の直接親会社ではないため、租税条約上の優遇措置を享受する事はできないだろう。

- 9号公告は、主管税務機関が租税条約上の主要目的テスト条項に適用する必要がある場合、一般租税回避防止調査を実施できると定めた。但し、主要目的テストに関する適用ガイドライン及びOECDの主要目的テストガイドラインとの整合性については、まだ明確ではない。

なお、一般租税回避防止・主要目的テストの具体的な適用はまだ明確にされていない。一般租税回避防止・主要目的テストは、租税条約が濫用されているか否かを判断するため、実質と形式が一致しているか否かを考査する。但し、9号公告における「受益者」分析そのものが「実質的な経営活動」を評価するため、同公告で一般租税回避防止手続が言及されているが、それに基づく実質的な評価を行い、一般租税回避防止・主要目的テストに基づく評価でない場合に、さらに一般租税回避手続が行う必要があるか否かも明確にされていない。

- 9号公告は、中国大陸・香港との間の租税取り決めにおいて「受益者」資格の判定にも適用される。このため、9号公告によって165号（香港のみに適用する）の条項がどうなるのかは明らかではない。

(2) 国家税務総局が租税条約の実務に関する若干問題を公告 (18TA05) 第5回 2018年2月

このアラートで検討している法規

「租税条約の実務に関する若干問題の公告」, 国家税務総局公告 [2018]11号

『「所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府の間の協定」と協定書条文の解釈」の印刷・配布に関する国家税務総局の通達」, 国税発 [2010]75号

背景

国家税務総局は2018年2月9日、中国政府が外国と締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避条約を統一して規範化するため、租税条約に記載されている①「恒久的施設 (PE)」、②「海運及び空運」、③「芸能人及びスポーツ選手」、④「パートナシップ制企業の租税条約適用」の各条項を改訂した「租税条約の実務に関する若干の問題に関する国家税務総局の公告」([2018]第11号、以下「11号公告」)を公布した。同公告は、2018年4月1日以降に納税と源泉徴収の義務が発生する租税条約上の優遇措置の適用が必要な実務に適用される。

主要内容

11号公告は、2010年に公布された『所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府の間の協定』と協定書条文の解釈」の印刷・配布に関する国家税務総局の通達 (国税発2010年75号、以下「75号文」)について補足・訂正し、第8条「海運及び空運」及び第17条「アーティスト及びスポーツ選手」を廃止した。今回、11号公告が公布された事で租税条約の解釈または適用に関して生じる困難または疑義も解決され、国際貿易の成長・発展に欠かせない有利な税制の進展も大いに期待されている。

11号公告の主要内容は下記の通りである。

1. 恒久的施設 (PE) の条項

中国国内企業と外資系企業が共同で設立した教育機関に関するPE問題

11号公告によって内資企業と外資企業双方が共同で設立した法人格を有しない教育機関、及び内資企業と外資企業双方が共同で教育機関設立プロジェクトに関わる教育活動・授業活動を行う施設は、租税条約で規定されている一方の締結国の居住者が中国で恒久的施設 (PE) を有しているとみなされると規定している。

PEの認定条件：6ヶ月=183日

11号公告のPE条項に関する役務提供に対するPEの構成認定については、「任意の12ヶ月の期間内に連続または累計6ヶ月を超える」は「任意の12ヶ月の期間内に連続または累計183日を超える」に基づいて実施する。

2. 海運及び空運を定義

「国際輸送業務によって稼得した収入」を再定義

11号公告は、「国際輸送業務によって稼得した収入」をリース料として定義して、航海用船、定期用船の配船の船舶リース及びウェットリースで運行する航空機リース（機材・乗員及び関連物資をセット）が国際輸送業務の収入に該当すると明確にした。また、75号文に列記されている定義の不確実性によって生じる実務上の判断と法執行との差異を回避するため、業界慣行の国際輸送業務を航海用船、定期用船、ウェットリースに細分した。

このほか、ドライリース、裸用船及びコンテナリースは国際輸送業務の収入とはならない。

「附帯」する業務の判断と基準、「附帯」する業務と主要な業務の関係を明確化

11号公告は、裸用船配船の船舶リース、ドライリース運行の航空機リース及び貨物若しくは商品輸送のコンテナ（トレーラーとコンテナの輸送に関する設備を含む）の使用、保管またはリースによって稼得した収入を国際輸送業務の収入から除外した。但し、中国・シンガポールの間の租税条約第8条第4項に基づいた国際輸送業務に附帯するリース料金は国際輸送業務の収入である。

上記について、11号公告で企業の「附帯」する業務が認定されるためには次の3要件を満たしていなければならない事を明確にした。

1. 工商登記証明書及び関連証明書類が国際輸送業務を主要な業務であると証明できる事。
2. 企業の附帯する業務が自社の国際輸送業務であり、主要な業務に対する貢献度は低いものの主要な業務と緊密に関わっていて、単一業務として存在せず、または所得の源泉とならない活動である事。
3. 会計期間に附帯する業務収入が国際輸送業務総収入に占める割合が原則、10%を超えていない事。

11号公告は企業の「附帯」業務を規範化するため、企業自ら国際輸送業務を営む場合には、主要な業務に対する貢献度は低くても主要な業務と緊密且つ単一の業務または所得の源泉とはならない活動に限定した。

租税条約上の海運及び空運条項には、裸用船及びコンテナリースが含まれていないが11号公告が継続適用される

11号公告によると、中国・シンガポールの間の租税条約第8条第4項―国際輸送業務に附帯する裸用船及びコンテナリースの条項が含まれていなくても締約国の居住者は、裸用船、ドライリース及びコンテナリースについて、11号公告に規定されている海運及び空運の条項が適用される。これにより、租税条約の個別条項の差異による政策適用の不一致が回避されるだろう。

3. 芸能人及びスポーツ選手の条項

「会議内の発言」は芸能活動に該当しない

11号公告によれば会議内の発言は非芸能人活動である。政府機関も11号公告の解釈について事例分析から会議内の発言の範囲を説明した。例えば、「外国の元政府重要人物が招待に応じて中国を訪問し、学術会議に参加して発言する事は、芸能人活動に該当しない」と規定している。

「エレクトロニクススポーツ」がスポーツ選手活動の対象

近年、エレクトロニクススポーツ（以下「e-スポーツ」）が急速に成長している。国際コンクールでも多くの参加選手が集まり、e-スポーツ選手の収入が増加中である。しかし、e-スポーツに関する租税政策の策定と施行が相対的に遅れていて、とりわけ国際租税領域に顕著である。11号公告によって「e-スポーツ」がスポーツ選手の活動の対象として追加され、芸能人及びスポーツ選手の条項が適用される事に

なった。これにより「e-スポーツ」業界の租税秩序の維持と、同業界の健全な成長促進のためにも国際的な租税制度の構築に大きく前進できるだろう。

芸能人またはスポーツ選手が直接または間接的に取得した所得、若しくは芸能活動によって稼得した収入の受取りを代理人が代行する場合、租税条約及び締結国の国内法に基づいて課税権の帰属を決定しなければならない

11号公告は上記の芸能人及びスポーツ選手の条項の適用を具体的に規定した。納税者に参考となる若干の事例を下記に政府機関の解釈から引用した。

交響楽団のメンバーは演奏活動毎に収入を直接手渡されなくても、給料として所得を得ている。中国・シンガポールの間の租税条約第17条第1項に基づけば、演奏活動が行われる一方の締結国は、オーケストラ・メンバーの給料から当該演奏活動に対応する収入に対して課税権を行使する権限を有している。また、交響楽団が受領したもののメンバーには支払われていない報酬は、中国・シンガポールの間の租税条約第17条第2項に従い、演奏活動が行われる一方の締結国において交響楽団が「PE」を構成するかどうかを問わず、交響楽団が演奏活動から得た収益に対して課税できる。

5. 租税条約
及び移転
価格税制

4. パートナーシップ制企業の租税条約の適用に関する問題

中国国内法に準拠した中国国内で設立されたパートナーシップ制企業

11号公告によると、パートナーが租税条約の締結相手国の居住者の場合、当該パートナーは租税条約適用の対象である。当該パートナーが中国国内で納税義務の対象の所得は、締結相手国から居住者が取得した所得とみなされて租税条約上の優遇措置が享受できる。

外国の法律に準拠した外国で設立されたパートナーシップ制企業

11号公告によると、外国（または地域）の法律に準拠して設立されたパートナーシップ制企業は、「企業所得税法」第1条の対象外とは認められないため、「企業所得税法」が適用される。

その根拠は、外国（または地域）の法律に準拠して設立されたパートナーシップ制企業の税務処理は中国の「パートナーシップ制企業法」には規定されていない。中国の「企業所得税法」第1条には、「中華人民共和国国内において、企業とその他の収入を取得する組織（以下「企業」）は、企業所得税納税者として本法規定に基づき企業所得税を納付する。個人独資企業、パートナーシップ制企業は本法を適用しな

い」。また、「企業所得税法实施条例」第2条によれば、「企業所得税法」第1条の個人独資企業及びパートナーシップ制企業は中国国内法及び行政法規に基づいて中国国内で設立された個人独資企業、パートナーシップ制企業である。このため、外国（または地域）の法律に準拠して設立されたパートナーシップ制企業には、「企業所得税法」第1条の規定対象外とはならないため「企業所得税法」が適用される。

なお、外国（または地域）の法律に準拠して設立され、実質的管理機構が中国国内にないが、中国国内に機構・場所を設立若しくは中国国内に機構・場所を設立してはいないが中国を源泉地として所得を取得するパートナーシップ制企業は、中国企業所得税の非居住者企業納税者となる。租税条約を適用する際に特別な定めがある場合を除いて、当該パートナーシップ制企業が締結相手国の居住者の場合、中国で納税義務を負う所得が租税条約上の優遇措置を享受できる。締結相手国の法律に基づいて、パートナーシップ制企業が該当国の居住者でない場合、当該パートナーシップ制企業は租税条約が適用されない。

KPMG中国の所見

11号公告は7年前に公布されている75号文の重要な条項を補足したものである。とりわけ、11号公告はPEの認定要件及びパートナーシップ制企業の租税条約の適用について、納税者企業に具体的なガイドラインを提示且つ税務処理の改善及びビジネスプランの税務上の影響を明確にさせている。

特に役務PE構成の認定の要件では、役務の提供期間が「任意の12ヶ月の間に連続または合計6ヶ月を超える」と条約に定められている場合、「任意の12ヶ月の間に連続または合計183日を超える」に基づいて解釈、実施すると明確にした。これにより、日系企業が日中租税条約の優遇措置を享受する場合、契約が年間契約であっても中国で行う業務日数が少ないサービスの提供はPEとして認定されないため、今回の「183日」の記載が持つ意味は大きく、且つ関連実務はポジティブに作用するだろう。これをもって、長年に存在する税務機関内部における実務上の判断基準の不一致による諸問題を解決できる。

11号公告にはまだ一定程度の改善の余地を残している。

- パートナーシップ制企業の租税条約の適用については、世界中でパートナーシップ制企業の設立が一般化している事からパススルー事業体とみなされている。この特徴は投資ファンドで特に顕著に現れる。11号公告は、外国で登記・設立されたパートナーシップ制企業を非居住者とみなしている事から、企業所得

税法と現行税法とも一致する。しかし、外国投資者の中国における投資に一定程度の不確実性をもたらす可能性は否めない。

国際的な租税実務では、OECDが公表しているパートナーシップ制企業報告（1999）から所得の源泉地国は居住者国がどのようにパートナーシップ制企業、及びその納税の義務を定義付けるかを注目すべきと提示しており、それを基準にしてパートナーシップに適用される租税政策を決定する事を推奨している。居住者国は、パートナーシップ制企業をパススルーとして取り扱い、パートナーがその按分された課税所得額に対して納税の義務を負う場合には、所得の源泉地国ではパートナーシップ制企業とはならず、パートナーの租税条約上の適用の可否を評価しなければならない。当該処理を確保するため、BEPS行動計画2（2015）が租税条約の改正を見越して2017年の多国間協定にこの条項を組み入れたが、中国は取り組んではない。

- 海運・空運の条項でも取引が相対的に複雑且つ専門的で、過去事例も無い場合には、同一政策に対する各地方税務機関の解釈も異なっている。今回の新政策によって税務機関から若干の事例が提供される事になれば、政策の適用も統一されるだろう。
- 芸能人に対する租税条約を適用する場合には、関連政策をどのように実施すれば良いのか検討しなければいけない。例えば、政府機関の解釈から「1人会社」をどのようにして適用範囲を確定するのかなど、実務上、11号広告について留意する必要がある。

注意すべきは、納税者は11号公告が中国・シンガポールの間の租税条約（海運条項）から引用されているため、自ら適用可能な租税条約及び中国・シンガポールの間の租税条約と相違点を発見し、11号公告の適用の有無について判断しなければならない。また、11号公告は、中国大陸と香港、マカオとの間に締結された所得に対する租税の二重課税回避の取決め実施に関する問題に関しても同公告が適用されている。このため、関連地域の納税者はこの点に関しても特に留意すべきであろう。

(3) 納税の確実性に対する国家税務総局のコミットメント —「中国事前確認制度年次報告書（2017）」の解説 （19TA02） 第2回 2019年1月

このアラートで検討している法規

中国事前確認制度年次報告書（2017）」、国家税務総局、2018年12月6日公布

「事前確認制度の改善事項に関する公告」、国家税務総局、2016年10月18日公布

背景

国家税務総局（以下「SAT」）は2018年12月6日に「中国事前確認制度年次報告書（2017）」（以下「2017年度APA報告書」或いは「報告書」）を公布した。「2017年度APA報告書」の内容は中国の事前確認制度（以下「APA」）の進展状況と、2005年から2017年までの統計データを中心とする。本アラートでは報告書の重要なポイントについて解説する。

報告書は、2017年におけるSATのAPA業務の推進状況及び実績を振り返り、SATの納税者に対する二重課税解消及び確実性へのコミットメントを報告している。2017年に締結したAPAは2016年よりやや少ないが、SATのAPAと相互協議手続（以下「MAP」）を実施する人的リソースは2017年及び2018年に大幅に増加している。これはAPA／MAPを申請する多国籍企業が増加している傾向にある事を示している。

統計データ：発展し続ける中国APA

APA（ユニラテラルAPA（Unilateral APA）、二国間APA（Bilateral APA）及び多国間APA（Multinational APA）を含む）とは、企業が将来年度における関連者との取引価格の設定方針と算定方法について、独立企業間原則に従い、税務機関に申請し、協議を行い、確認のうえ、事前に合意を得る事である。

中国APAの実施は、1990年代後半（当時は試行段階であった）に始まり、2005年から中国APA締結プロセスはより規範化されている。2005年から2008年までに締結されたAPAの大部分はユニラテラルAPAであった（APAは計41件、うち、ユニラテラルAPAが36件）。2009年には二国間APA締結の件数がかなり増え、2008年の1件であったのに対し、2009年には7件の二国間APAが締結された。2010年から2017

年までの期間にSATが締結した二国間APAの年間平均件数は8件（二国間APAの更新案件を含む）であり、活発な締結が続いている。2017年の1年間で締結された二国間APAでは結果として約12億人民元の二重課税を回避している。

SATは2016年10月に現行のAPA管理規定、即ち「事前確認制度の改善事項に関する公告」（国家税務総局公告2016年第64号、以下「64号公告」）を公布した。64号公告によると、APAの締結プロセスは予備会談、APA締結意向書の提出、審査と評価、正式申請、協議と締結、実施状況の監督の6つのステップに分けられる。（64号公告に関する詳細については、過去のチャイナタックスアラートを参照「チャイナタックスアラート第28回」（2016年10月））。

以下、「2017年度APA報告書」において開示された重要な統計データについて紹介する。

2005年から2017年までに締結したAPA

2005年にAPA締結プロセスが規範化されてから2017年までの間、SATが締結したユニラテラルAPA及び二国間APAは合計147件（詳細は表1を参照）である。中国はこれまでのところ1件も多国間APAを締結していない。

表1- APA年間締結件数統計（2005年-2017年）

年度	ユニラテラルAPA	二国間APA	合計
2005	13	1	14
2006	10	0	10
2007	7	3	10
2008	6	1	7
2009	5	7	12
2010	4	4	8
2011	8	4	12
（2011更新）	（4）	（0）	（4）
2012	3	9	12
（2012更新）	（1）	（6）	（7）
2013	11	8	19

年度	ユニラテラルAPA	二国間APA	合計
(2013更新)	(0)	(4)	(4)
2014	3	6	9
(2014更新)	(1)	(0)	(1)
2015	6	6	12
(2015更新)	(0)	(2)	(2)
2016	8	6	14
(2016更新)	(0)	(2)	(2)
2017	3	5	8
(2017更新)	(0)	(3)	(3)
合計	87	60	147

現在、APAを申請する企業は主に「引進來（インバウンド）」企業であるが、「走出去（アウトバウンド）」企業の申請数も徐々に増加している。また、SATは中国に親会社がある中国の多国籍企業の一部が海外の子会社からサービス料とロイヤリティーを徴収していない事による税金流出に注目している。さらに中国企業は、将来的に海外投資において、国外税務局からTP（移転価格）調査される事に直面するであろうと予想される。このため、中国多国籍企業のAPAとMAPに対する需要は一層高まると見込まれる。

業種別APA

表2が示すように、2005年から2017年までに締結されたAPAは製造業が中心であり、総件数の83.7%を占める。これは過去の「引進來（インバウンド）」の多国籍企業が中国で行った主な投資スタイルを反映している。しかし、中国経済の多様化に伴い、今後はAPAに関わる業種はさらに増加すると予想される。

表2－締結済みAPAに関わる業種別統計データ（2005年－2017年）

業種	数量
製造業	123
リース・ビジネスサービス業	5
卸売・小売業	9
交通運輸・倉庫・郵便業	4

業種	数量
科学研究・技術サービス業	2
情報伝送・ソフトウェア・ITサービス業	2
電力・熱・ガス・水の生産と供給する事業	1
建築業	1
合計	147

取引形態別APA

表3が示すように、APAに係る関連者間取引形態は主に有形資産の使用権または所有権の譲渡である。現在、締結済みの有形資産の使用権または所有権の譲渡に関わるAPAは、全ての関連者間取引形態のAPAの65.1%を占める。また、SATの注目の対象は無形資産の使用権または所有権の譲渡及び役務取引に関するAPAの申請へと徐々に移行している。

表3 – 取引形態別APA統計データ（2005年-2017年）

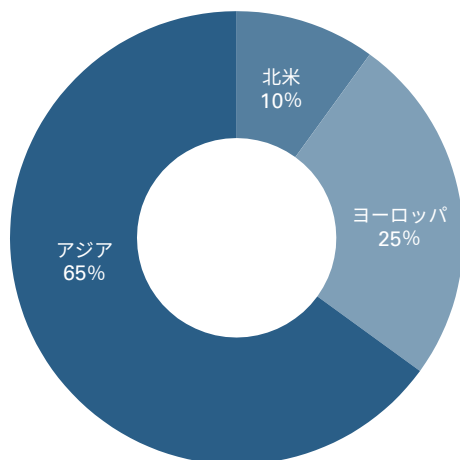
関連者間取引形態	締結済みのAPA	
	数量	比例
有形資産の使用権または所有権の譲渡	127	65.1%
無形資産の使用権または所有権の譲渡	31	15.9%
役務取引	37	19%
合計	195	100%

地域別二国間APA

中国は2005年から2017年にかけて、アジア諸国・地域と39件、ヨーロッパ諸国・地域と15件、北米諸国・地域と6件の二国間APAを締結した。アジア諸国・地域と締結したAPAの大部分は日本、韓国である。これは、中国税務機関が日本と史上初の二国間APAを締結し、次に韓国と締結した事に起因し、中国APAの業務プロセスの基盤を構築している。一方、中国税務機関は中国国内の日韓企業のビジネスを重視している事を表している。

地域別構成比は図4の通りである。

図4 – 地域別二国間APA（2005年-2017年）



APA締結までの所要時間

APA締結までの所要時間は多くの要素によって決定される。例えば、APAの類型（ユニラテラルAPA、二国間APA、多国間APA）、APAに係る関連者間取引及び関連する問題の複雑性、企業が提出した申請資料の内容や精度、相手国（地域）の税務局の審査スピード（二国間APAまたは多国間APAの場合）及び企業の協力度合い（関連資料が適時且つ完全に提供されたかどうか）等の要素が挙げられる。一般的にはSATが審査と相互協議にかかる目標時間は、ユニラテラルAPAを12ヶ月、二国間APAを24ヶ月と設定している。二国間APAは相手国（地域）の税務局と協議を実施する必要があるため、ユニラテラルAPAよりも長い時間を要する。また、24ヶ月以内に二国間APAの審査と相互協議を完了させるという目標は、税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画14で定められたMAP案件にかかわる目標完結時間の要求と合致している。

下表の通り、2005年から2017年までに締結した大部分のユニラテラルAPA（約94%）及び二国間APA（約65%）は2年以内に完了している。

表5－APA締結までの所要時間統計データ（2017年）

類型	正式申請の受理から締結までの所要時間				
	1年以内	1年超 ～2年以内	2年超 ～3年以内	3年超	合計
ユニラテラルAPA	1	2	0	0	3
二国間APA	3	0	0	2	5

表6－APA締結までの所要時間統計データ（2005年-2017年）

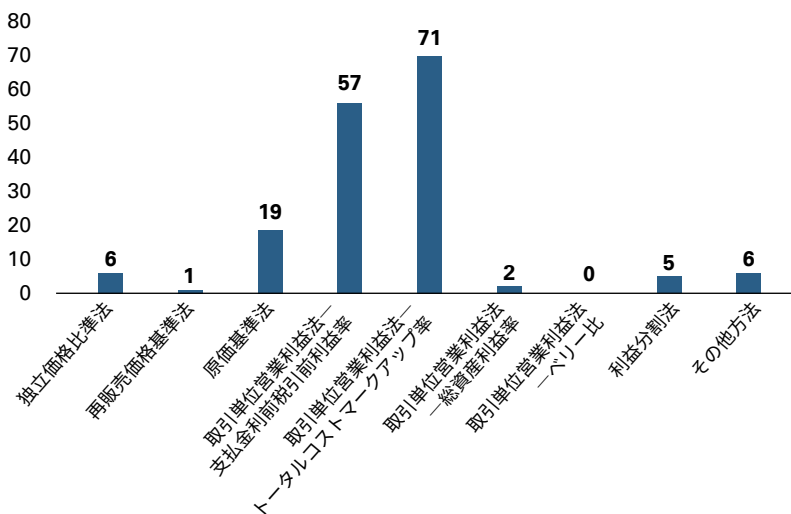
類型	正式申請の受理から締結までの所要時間				
	1年以内	1年超 ～2年以内	2年超 ～3年以内	3年超	合計
ユニラテラルAPA	49	33	4	1	87
二国間APA	30	9	9	12	60

APAで使用される移転価格算定方法

取引単位営業利益法（TNMM）は最もよく使用される移転価格算定方法であり、支払金利前税引前利益率（EBIT）及びトータルコストマークアップ率が最も使用頻度の高い利益水準指標である。また、その他に原価基準法もよく使用される移転価格算定方法である。

なお、中国税務機関がAPAにおいて、特に取引当事者双方が価値創造に重要な貢献している場合、または地域性特殊要因がある場合に利益分割法を積極的に取り入れようとしている事に注意が必要である。

図7- 締結済みのAPAで使用された移転価格算定方法（2005年—2017年）



APAの実施

64号公告によると、APAは通常、税務機関が企業に対してAPA締結意向を受理する旨を記載した「税務事項通知書」を送付した日の属する年度の過去3年間に於いて、各年度の関連者間取引金額が4,000万人民币元以上の企業に適用される。

「2017年度APA報告書」によると、下記のいずれかに該当する場合、税務機関は企業からの申請を優先的に受理する事ができる。

企業の関連者間取引申告及び同期資料が完全且つ合理的であり、開示が十分である。

- 企業の納税信用レベルがA級である。
- 税務機関が企業に対して特別納税調査・調整（即ち、移転価格調整又は租税回避に関連する調査）を実施し、既に事案が終了している。
- APA実施期間の満了後、企業の継続申請によって更新され、APAで述べられた事実と経営環境に実質的变化がない。
- 企業が提出した申請資料が全て揃っており、バリューチェーンまたはサプライチェーンの分析が完全且つ明確で、コストセービング、マーケットプレミアム等

の地域性特殊要因を十分に考慮し、且つ採用する価格設定原則と算定方法が合理的である。

- 企業が積極的に税務機関のAPA作業に協力している。
- 二国間または多国間APAを申請した場合、租税条約の締結相手国の税務局が強く協議と締結を望み、APAを重視している。
- その他のAPAに有利な要因。

KPMG中国の所見

「2017年度APA報告書」は、2017年におけるSATのAPA業務の推進状況及び実績を振り返り、SATの納税者に対する二重課税防止及び確実性へのコミットメントを報告している。2017年に締結したAPA案件数は2016年よりやや少ないが、SATがAPAと相互協議手続（「MAP」）の業務に割り当てているリソースは2017年及び2018年に著しく増加したため、今後、APA／MAPを申請意向のある中国または外国の多国籍企業に対してより多くのサポートと指導を提供する事ができると見込まれる。

特にSATは2016年にAPA／MAP事案をより迅速に処理するよう反避税一処（租税回避防止第一部門）と二処をサポートする部門として反避税三処を新設した。これより前は、2013年から2015年までの期間、SATから担当者をBEPS会議に派遣して参加させていたため、APA／MAP事案を処理するリソースが不足していた。

BEPS行動計画の推進と各国税務機関による移転価格管理の強化に伴い、今後もAPAの案件数が増加傾向にあると予想される。APAは、税務機関と企業との相互の理解を深め、連携を強化し、対立関係を緩和する事に効果的であるため、将来において企業の移転価格にさらに確実性をもたらし、2つ以上の税収管轄区域での二重課税の問題を有効に回避する事ができる。

APAの申請プロセスは多くの時間とリソース（表5と表6を参照）を費やす必要があり、長期に及ぶ評価と交渉を経て最終的に締結する事となる。「2017年度APA報告書」によると、SATは無形資産または役務取引に関する申請について優先的に受理する事を検討するとしている。受理の判断にあたっては、主に下記の要素に基づき考慮される。

- （1）企業の申請タイミング。SATは順番に処理をするため、企業がAPAの締結意向がある場合、事前に準備して早めに申請するよう提案する。

- (2) 申請内容の質。例えば、資料が整っているかどうか、バリューチェーン或いはサプライチェーンの説明において全体の取引状況を明確に証明できる十分な資料を提供したかどうか、APAで採用する予定の価格設定ポリシーと算定方法が適切であるかどうか、全ての計算が正確であるかなどである。
- (3) 事案に業種と地域等の面で税務機関が注意すべき地域性特殊性があるかどうか。
- (4) 二国間APAの申請については、相手国（地域）の締結意欲と事案に対する重視の程度。

上述の4つの要素のうち、最も重視される要素は申請内容の質である。また、中国は今まで多く引用してきた取引単位営業利益法（以下「TNMM」）以外の移転価格算定方法を積極的に試みている。したがって、提出したAPA申請においてTNMM以外の方法が適用される場合、または無形資産、コストセービング或いはマーケットプレミアムについて高度な定量分析を含む申請である場合、SATが優先的に処理する可能性がある。

また、APAは、国際的な租税紛争及び二重課税の解決を試みるMAP事案の件数を減らす事にも役立つ。過去2年間に税収徴収管理の強化により、世界でのMAPの件数は急激に増加した。OECDの統計データによると、2017年年初の移転価格に関連する未締結のMAP事案は576件（未処理の2016年1月1日前の未締結事案を除く）であり、同年の新規事案は779件、締結済み事案は251件であり、2017年末までで移転価格に関連する未締結MAP事案は計1,104件であった。一方で、多くの税務機関（中国を含む）はBEPS行動計画14の最低基準（ミニマムスタンダード）を満たすため、MAPの協議と締結のスピードを上げている。また、BEPS行動計画14の重要点の1つに同業者による評価（ピアレビュー）があり、これはOECDのピアレビューの評価を通じて各国のMAPの効果と効率を向上する事を目的とする。

OECDは2018年末に第7回目の第1段階のピアレビューの結果を発表し、これは、7つの国・地域（中国を含む）をカバーしている。OECDはMAPに関連する問題（MAPの普及状況、MAP関連ガイドラインの明確さ、容易に入手できるかどうか、評価対象国・地域のMAPが適時に実行されるかどうか等）について納税者の意見を求めている。納税者の意見提出の締切は2018年12月13日であり、中国に対するピアレビューの評価は2019年上半期に行われる予定である。

2018年中に中国とインドの税務機関が合意したMAP事案は、中国にとって模範的

な事例となったと言える。本事案における納税者は大型の中国のアウトバウンドの多国籍企業であり、インドで10年以上事業を行っている。インド税務機関は、中国の多国籍企業がインドでPEを構成していることから、PEに帰属すべき所得について巨額の税金を追徴した。当該事案におけるMAPの交渉が成功した事により、中国とインドの管轄税務機関が合意に至り、調整額は著しく減額された。当該MAP事案は申請から、立件、合意まで、1回のみの交渉でわずか4ヶ月の期間で処理された。このMAP事案の成功は、当申請企業に大きな影響を与え、インドにある既存業務の権益を効果的に確保する事ができ、インドにおける事業の今後の発展に堅固な基盤を構築した。現在、各国の税務機関はデータに基づいてコンプライアンスチェックプログラムを採用している。これに伴い、今後、調査と紛争が増加する可能性がある。このため、現在のマクロ環境において、効果的な紛争解決ツールをいかに応用するのが特に重要となると言える。

「2017年度APA報告書」の統計データは、国際租税協力を深めるため、SATの納税者に対する二重課税防止及び確実性へのコミットメントを報告している。SATは組織構造を調整し、より多くのリソースをAPAとMAP作業に割り当てたため、今後はAPA/MAPを申請する意向のある中国または外国の多国籍企業に対してより多くのサポートと指導を提供する事ができると見込まれる。

また、BEPS行動計画14の紛争解決メカニズムのミニマムスタンダードに基づいて、SATは移転価格に関する国際的な税務上の紛争や二重課税における有効且つ迅速な解決に特に注目している。さらに、最近の中国とインドの税務機関のMAP事案において短期間で且つ迅速に解決した事により、MAPとAPAは中国の移転価格における紛争を解決する効果的方法であると言える。

納税者は移転価格に関する課題と潜在的な二重課税のリスクに直面した場合、移転価格専門コンサルタントに相談する事を推奨する。KPMG中国の移転価格チームは、MAPとAPAにおける豊富な経験を有する多くのプロフェッショナルが所属しており、全面的に企業をサポートしている。
日本語でのお問合せは、担当者までご連絡ください。